

令和5年度

(2023年)

清掃事業概要

西宮市環境局

西宮市民憲章

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。
これは未来へはばたくわたくしたちの合い言葉です。

- | | | |
|-----|-----|------------------------|
| その1 | 西宮を | みどりと青空の明るいまちにしましょう |
| その2 | 西宮を | 教育と文化のかおり高いまちにしましょう |
| その3 | 西宮を | 心のかよった福祉のまちにしましょう |
| その4 | 西宮を | 希望にみちた産業のまちにしましょう |
| その5 | 西宮を | 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう |



市章

西宮の「西」の字を、てん書で真ん中に表示し、その周りを、「宮」を表現する片仮名の「ヤ」三つの組み合わせで取り囲んだもの。
大正15年4月15日制定。



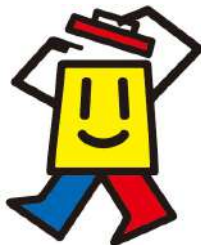
市旗

明るい太陽と幸せを表す赤と、東六甲の美しい自然に囲まれた町を象徴する緑で、西宮の「に」の字を図案化。「緑と幸せの町」を表現する。
昭和45年11月3日制定。



西宮市ごみ減量化・再資源化推進宣言店マーク

ごみ減量化・再資源化に取り組むと自ら宣言する市内の店舗及び事業所のマーク。
平成5年10月制定。



西宮市ごみ減量化・再資源化シンボルキャラクター

ごみ減量化・再資源化意識啓発のシンボルとして活用。
(愛称名：りーくるくん)
平成6年2月制定。



「環境学習都市にしのみや」ロゴマーク

市民・事業者・行政の協働によるリサイクルの推進や豊かな自然の中で人が育つイメージを表現。公募による作品。
平成15年10月制定。

第1章 市の概要

- 1 地勢・人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 清掃施設等所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 組 織

- 1 機 構 図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 職員配置表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 予 算

- 1 令和5年度予算構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 令和5年度清掃関係等予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 歳 入（一般会計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 歳 出（一般会計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 清掃関係等予算（一般会計）・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 衛生処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 手数料の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ① ご み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ② し 尿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 処理原価

- 1 令和4年度原価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 令和4年度積算数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 処理経費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5章 車 両

- 1 保有車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 作業用車両一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第6章 労安管理体制組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18**第7章 ごみ処理事業**

- 1 ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) トン当たりの処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(4) 令和4年度のごみ排出量と処分量・再資源化量	21
(5) ごみの資源化状況	21
(6) 令和4年度の収集量及び直接搬入量等	22
(7) 年度別収集量及び直接搬入量等	24
(8) 年度別西宮市排出ごみ構成	26
(9) ごみ処理量及び再資源化量の実績	27
(10) 令和4年度資源収集状況	28
(11) ごみ質	29
① 可燃ごみ	29
② 不燃ごみ	29
2 収集・運搬	30
(1) 概 要	30
(2) 施 設	30
(3) 収集対象数	31
(4) 粗大ごみ処理件数	32
(5) 死獣・汚物等処理件数	32
(6) にこやか収集	32
(7) 委 託	33
① 委託業者	33
② 委託料の推移	34
(8) 西宮古紙リサイクル協力会	34
(9) 許 可	35
① 許可業者	35
3 処 分	36
(1) 概 要	36
(2) 令和4年度ごみ処理計画	37
① 中間処理	37
② 最終処分	37
③ 余熱利用	37
(3) 令和4年度ごみ処分の流れ	38
(4) 中間処理	39
① 施 設	39
ア 西部総合処理センター	39
イ 東部総合処理センター（ペットボトル圧縮施設を含む）	43
ウ リサイクルプラザ	47

② 令和4年度ごみ処理実績	48
ア 西部総合処理センター	48
イ 東部総合処理センター	49
③ 令和4年度ごみ処理施設稼働状況	50
ア 西部総合処理センター	50
イ 東部総合処理センター	51
(5) 最終処分	52
① 埋立地	52
② 焼却灰・不燃残渣埋立・セメント処理実績	53
③ 乾電池等回収・処分実績	53
④ 蒸気回収実績	53
⑤ 発電実績	54
⑥ 有価物施設回収・売却実績	54
⑦ 資源ごみ等回収実績	55
⑧ リサイクルプラザ運営実績	55
⑨ 廃家電4品目搬送実績	55

第8章 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物	56
(1) 概要	56
(2) 産業廃棄物の種類	56
(3) 特別管理産業廃棄物の種類	58
2 西宮市の産業廃棄物対策	59
(1) 事業系廃棄物対策課の業務	59
(2) 産業廃棄物処理業許可申請書の審査	59
(3) 自動車リサイクル法に基づく申請の審査	60
(4) 産業廃棄物の適正処理の推進と指導の強化	60
(5) 産業廃棄物多量排出事業者の把握	61
(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況	61
(7) 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告等の状況	62
(8) 産業廃棄物処理施設等の設置にかかる紛争の予防と調整	62
(9) 各種報告書の審査	62
(10) 市内における産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託量	63

第9章 し尿処理事業

1 し尿の収集処理	64
(1) 概要	64

(2) 施 設	65
① 事業事務所	65
② し尿投入所	65
③ 浄化センター	65
(3) 収集対象数	65
(4) 令和4年度事業実績	66
① 収 集	66
② 処 理（投入所投入量）	66
(5) し尿収集処理事業の推移	67
(6) 委 託	67
① 委託業者	67
② 委託料の推移	68
(7) 公衆便所（移動公衆便所）	68
① 移動公衆便所保有状況	68
② 移動公衆便所貸出の推移	68
2 浄化槽の管理	69
(1) 概 要	69
(2) 維持管理（保守点検と清掃）	69
3 許可業者	70
第10章 水路清掃事業	
1 概 要	71
2 施 設	71
3 令和5年度作業計画	72
4 年度別事業実績	73
第11章 ごみ減量等啓発事業	
1 概 要	74
2 西宮市一般廃棄物処理基本計画	75
3 ごみ減量・再資源化事業	76
(1) 西宮市ごみ減量等推進員制度	76
(2) 西宮市レジ袋削減推進委員会	76
(3) 古紙回収拠点の設置	76
(4) 資源集団回収活動の支援	76
① 再生資源集団回収実施団体奨励金の交付	76
(5) リユース品試験回収	77
(6) 事業所におけるごみ減量・再資源化	77

① 特定事業者の減量化計画	77
② 事業系一般廃棄物研修会	77
③ スリム・リサイクル宣言の店（ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度）	77
④ 複合商業施設にて事業系食品ロス削減に係る調査の実施	77
⑤ 不適正排出事業者への啓発	77
⑥ 事業系食品ロス削減の取り組み（西宮市食品ロス削減パートナー制度）	78
⑦ 市内の多量排出事業者へ立入検査及び訪問調査の実施	78
(7) 市役所内におけるごみ減量・再資源化	78
① 庁内一般古紙回収	78
② 学校園における古紙回収	78
③ 庁内機密文書類の資源化	78
④ ペットボトル減容回収機の設置	78
4 環境美化事業	79
(1) 西宮市環境衛生協議会	79
(2) 不法投棄等の処理	79
(3) 不法投棄防止協議会	79
(4) 町の美化	80
ボランティア清掃	80
ア 定期的にボランティア清掃を行っている団体	80
イ 清掃ボランティアに伴う依頼収集件数	80
(5) 折り畳み式ネットボックス等購入費補助金制度	80
5 啓発事業	81
(1) 施設見学	81
① 清掃工場の見学	81
(2) 啓発行事	81
① わがまちクリーン大作戦	81
② クリーンアップひょうごキャンペーン	81
③ 「いきいきごみ展」	81
④ 「環境ポスター展」	81
⑤ 再生商品使用促進キャンペーン、買い物袋持参運動	82
⑥ 令和元年9月に阪神7市1町ごみ減量推進連絡会を設置	82
(3) その他啓発事業	84
① ごみ巡回相談	84
② 出前授業	84
③ 「親子で環境学習バスツアー」	84

(4) 開発事業等における清掃施設協議	85
---------------------	----

第12章 年 表	86
-----------------	----

第13章 参考資料

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	104
西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	114
西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	121
西宮市手数料条例（抜すい）	131
西宮市胞衣汚物処理手数料条例	134
西宮市胞衣汚物処理手数料条例施行規則	135
西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	137
西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	141
西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	145
西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行等規則	150
一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	154
西宮市一般廃棄物処理実施計画	157

第1章 市の概要

1 地勢・人口	1
2 清掃施設等所在地	2

第1章 市の概要

1 地勢・人口

本市は兵庫県の東南部に位置し、大阪・神戸両大都市のほぼ中間にある。

西は芦屋市に接し、北は六甲山の北部で神戸市・宝塚市に、東は武庫川をはさんで尼崎市に接し、南は大阪湾に面している。総面積100.18km²に及ぶ市域は南北19.2km、東西14.2kmにわたり、地形はひょうたん型をしており、身近なところに山や川があり海拔0mから900mにいたる起伏と変化に富んだ地形となっている。市域総面積の70%余りを占める市北部の北摂山系に広がる山地の西部地域は、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を形成しており、豊かな自然に恵まれている。また、南部の海浜地域には、大阪湾では希少な砂浜の残る海岸があり多様な自然を有している。市街地は六甲山系の東斜面と海岸平地にかけて形成され、古くは中国街道、西国街道の宿場町として、また、西宮神社の門前町として栄えた。

大正14年4月1日に市制を施行し、「西宮市」の誕生をみるに至った。その後周辺町村との合併、境界変更により市域の拡張があり現在に至った。優れた自然環境とあわせて東西、南北両交通網も整備されており、阪神間における良好な住宅都市として知られている。

平成7年（1995年）1月17日午前5時46分に発生した、阪神淡路大震災により、死者1,146人、倒壊家屋解体処理数は1万7312棟（廃棄物量208万9280t）という想像を絶する被害に見舞われ、42万余の人口が39万人まで減少した。しかし、震災を尊い教訓として活かしつつ、市民生活の再建と都市の復興に向けた歩みをつづけ、平成20年（2008年）4月には中核市に移行し、さらなる発展を目指している。

西宮市の位置（市庁舎）

北緯 34° 44′ 3.818″

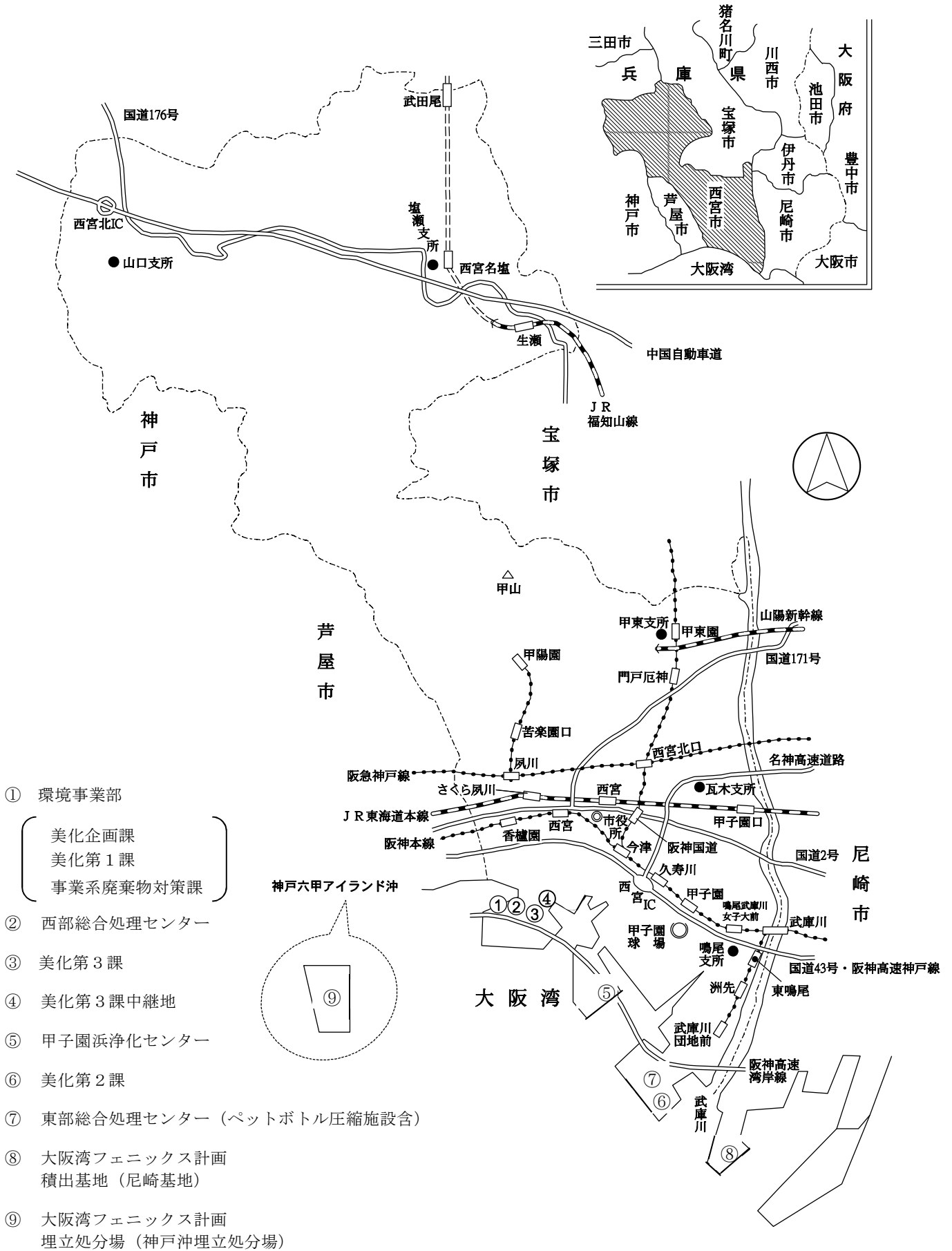
東経 135° 22′ 40.281″

人	口	483,559 人	
世	帯	数	219,613 世帯
面	積	100.18 km ²	

<令和5年（2023年）4月1日現在>



2 清掃施設等所在地



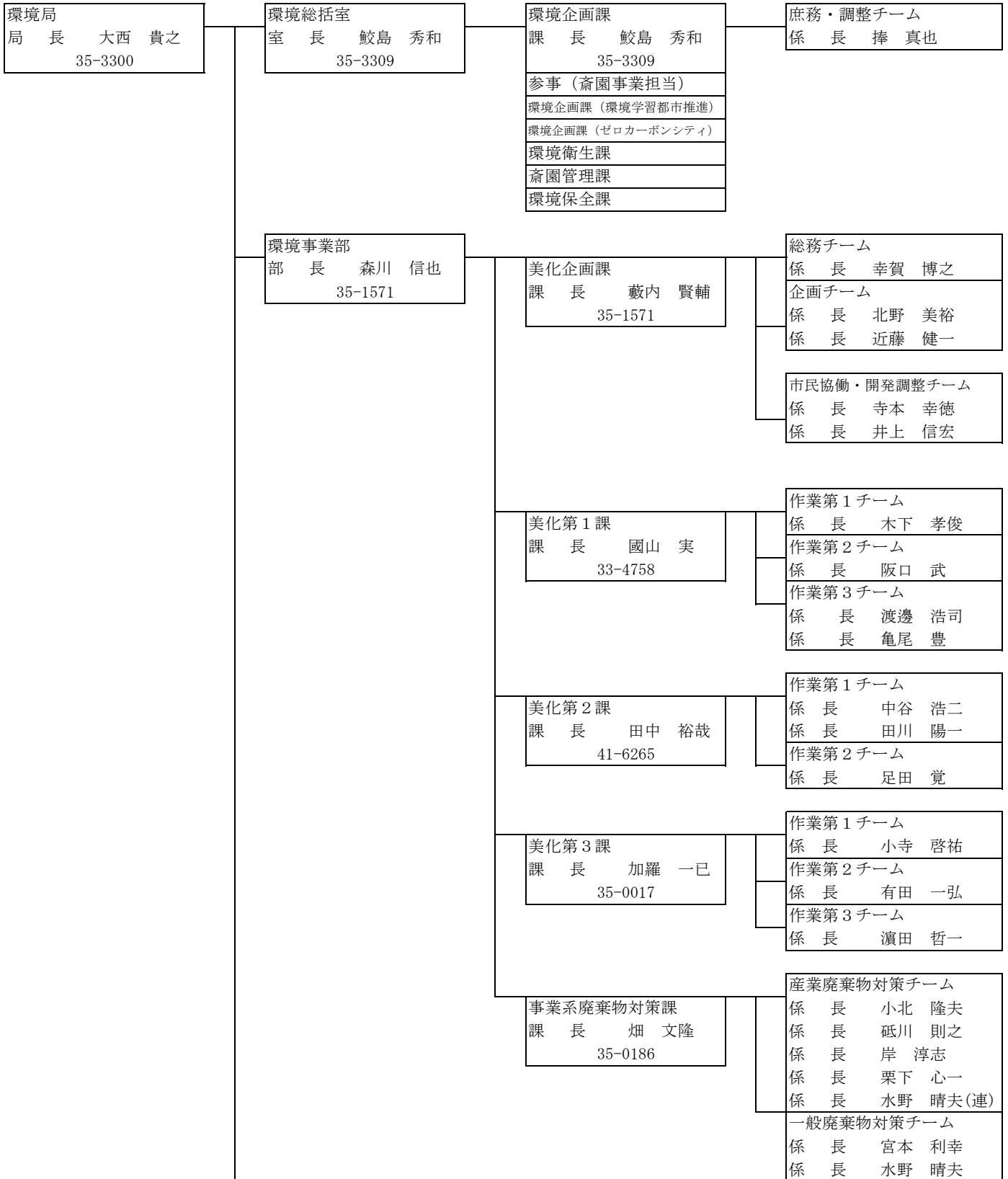
第2章 組 織

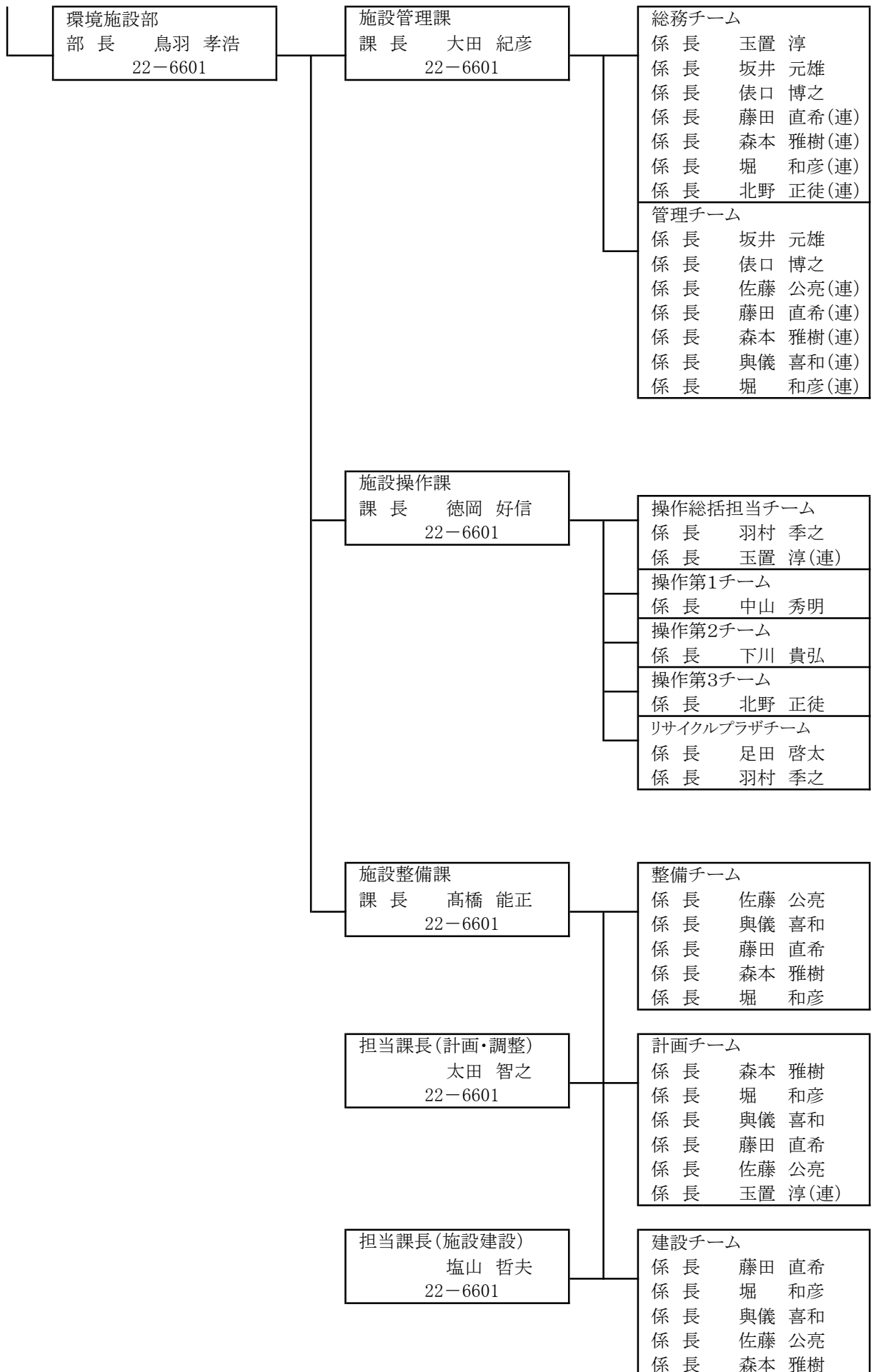
1 機 構 図	3
2 事 務 分 掌	5
3 職 員 配 置 表	9

第2章 組織

1 機構図

令和5年4月1日現在





2 事務分掌

環境総括室

〔環境企画課〕（庶務・調整チーム）

- (1) 環境局の総括事務（環境事業部における人事及び研修並びに環境施設部における人事及びその他庶務を除く。）に関する事。
- (2) 公衆浴場に関する事。

環境事業部

〔美化企画課〕

- (1) 環境事業部の人事及び研修に関する事。
- (2) 環境事業部のその他庶務に関する事（環境局長が定める事務を含む。）。
- (3) 環境事業部の業務の改善に関する事。
- (4) 環境事業部安全衛生委員会の庶務に関する事。
- (5) 環境事業部の車両管理の調整及び保守に関する事。
- (6) 美化企画課の業務に係る車両事故の処理に関する事。
- (7) 一般廃棄物に係る総合調整に関する事。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び再資源化対策に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (9) 一般廃棄物に係る調査、研究、啓発及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (10) 一般廃棄物の排出指導に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (11) 一般廃棄物に係る相談窓口に関する事。
- (12) 開発事業に係る一般廃棄物排出指導に関する事。
- (13) 市内の公共の場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条第3号の公共の場所をいう。以下同じ。）等に係る清潔の保持の指導及び協力に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (14) 一般廃棄物の収集・運搬業の許可及び許可業者の指導監督に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (15) し尿処理券及び粗大ごみ処理券の取扱いに関する事（美化企画課における事務に限る。）。

〔美化第1課〕

- (1) 一般廃棄物の収集作業の計画、実施及び排出指導に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (2) 市内の公共の場所等に係る清潔の保持の指導及び協力に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (3) 不法投棄の防止対策に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (4) 美化第1課の業務に係る車両事故の処理に関する事。
- (5) 一般廃棄物の収集・運搬業務の委託に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (6) 粗大ごみ処理券の取扱いに関する事（他課に属することを除く。）。

[美化第2課]

- (1) 不法投棄の防止対策に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (2) 一般廃棄物の収集作業の計画、実施及び排出指導に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (3) 市内の公共の場所等に係る清潔の保持の指導及び協力に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (4) 美化第2課の業務に係る車両事故の処理に関する事。

[美化第3課]

- (1) 水路及びかんがい用水路等の清掃作業の計画及び実施並びに土砂等の選別及び処分に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (2) 住民の清掃活動に伴う土砂等の収集及び処分に関する事。
- (3) 水路及びかんがい用水路等の美化推進及び啓発に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集・運搬業務の委託に関する事（し尿に関するものに限る。）。
- (5) 公衆便所及び移動便所に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入に関する事。
- (7) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく設置等の届出、勧告及び命令に関する事。
- (8) 浄化槽の検査の実施に関する事。
- (9) 浄化槽保守点検業の登録に関する事。
- (10) 一般廃棄物の収集・運搬業の許可及び許可業者の指導監督に関する事（し尿及び浄化槽汚泥に関するものに限る。）。
- (11) 浄化槽清掃業の許可及び許可業者の指導監督に関する事。
- (12) 使用済小型家電の分別回収に関する事。
- (13) 美化第3課の業務に係る車両事故の処理に関する事。
- (14) し尿処理券の取扱いに関する事（他課に属するものを除く。）。

[事業系廃棄物対策課]

- (1) 産業廃棄物処理業に係る許可、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設に係る許可、届出、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (3) 廃棄物排出事業者に係る指導及び啓発に関する事（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- (4) 事業系廃棄物に係る統計、調査及び研究に関する事（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に係る届出、公表、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (6) 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (7) 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号）の実施に関する事。

- (8) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）の実施に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (9) 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年西宮市条例第13号）の実施に関すること。
- (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の実施に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (11) 一般廃棄物の減量化及び再資源化対策に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- (12) 一般廃棄物の収集・運搬業の許可業者の指導監督に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- (13) その他事業系廃棄物行政に関すること。

環境施設部

[施設管理課]

- (1) 環境施設部の人事及びその他庶務に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び納入に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 環境施設部安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (5) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
- (6) 環境施設部の業務に係る啓発及び環境学習に関すること。
- (7) 資源リサイクルに関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設の運転計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理施設の修繕、委託及び工事の設計、施工管理及び竣工検査に関すること。
- (11) 焼却灰等の処分に関すること。
- (12) 一般廃棄物処理施設における廃棄物等の分析測定に関すること。
- (13) 事業系一般廃棄物の処理に係る対策に関すること。
- (14) 東部総合処理センター焼却施設の管理運営に係る事務処理、技術指導及びデータ管理に関すること。
- (15) その他プラスチック処理事業の管理運営に係る事務処理、技術指導及びデータ管理に関すること。

[施設操作課]

- (1) ごみ処理手数料の徴収に関すること（即納に関するものに限る。）。
- (2) 一般廃棄物処理の作業計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理作業に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設におけるリユース・リサイクル事業に関すること。
- (5) 粗大ごみ展示活用施設の管理及び運営に関すること。
- (6) 安全管理に関すること。

- (7) 搬入ごみの計量、適正搬入及び投入ステージの管理に関する事。
- (8) 選別及びペットボトル圧縮施設運轉管理業者の指導監督及び作業計画に関する事。
- (9) その他プラスチック処理業者の指導に関する事。
- (10) 東部総合処理センター焼却施設の運轉指導に関する事。
- (11) 地域資源回収団体との連絡調整に関する事。
- (12) 一般廃棄物収集許可業者との連絡調整に関する事。
- (13) 処理困難物の処理に係る対策に関する事。

[施設整備課]

- (1) 一般廃棄物処理の計画、調査及び調整に関する事。
- (2) ごみの質及び量の将来予測に関する事。
- (3) 一般廃棄物の最終処分計画に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の交付金に関する事。
- (5) 一般廃棄物処理の広域連携に関する事。
- (6) 一般廃棄物処理施設の改修・建設工事の調査、設計、施工管理及び竣工検査に関する事。
- (7) ごみ処理技術の研究に関する事。

3 職員配置表

令和5年4月1日 現在

部・課(グループ) ・チーム名 職種名	環境総括室		環境事業部										環境施設部										環境施設部 小計																								
	環境 総括 室	小計	美化			課美化第1			課美化第2			課美化第3			事業系統業務対策課			施設管理課			設置																										
			企画	企画	総務	作業第1	作業第2	作業第3	作業第1	作業第2	作業第3	作業第1	作業第2	作業第3	一般廃棄物対策	産業系統業務対策	施設 管理	操作 総括	操作 第1	操作 第2	操作 第3	整備		設計	整備																						
室長・部長	1																										1																				
課長		0	1																								5																				
係長		1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13 (24)																				
主査		3	2																								6 (4)																				
副主査		0	1																								0 (0)																				
主事		0																									0 (0)																				
技師		0																									1 (1)																				
施設技能主任		0																									9 (0)																				
衛生作業主任		0	3	2	2	1	(8)	3	2	(9)	1	1	(1)	1	1	1	3	20	(19)								0 (0)																				
浄化槽指導主任		0																									0 (0)																				
自動車運転主任		0				1						1						3	(0)								0 (0)																				
施設技能班長		0																									10 (0)																				
衛生作業班長		0		4	1	3	3	(2)	2	3	2						18	(2)									0 (0)																				
施設技能員		0																									18 (0)																				
自動車運転手		0		14					10			4	1														0 (0)																				
衛生作業員		0		17					13			7	3														0 (0)																				
浄化槽指導班長		0													1												0 (0)																				
墓園施設管理班長		0																									0 (0)																				
再任用職員(主査)		0								(1)	1																0 (0)																				
再任用職員(副主査)		0																									0 (0)																				
再任用職員(主事)		0																									0 (0)																				
再任用職員(運転手)		0				3			3			1	3														0 (0)																				
再任用職員(作業員)		0											2													1	1 (0)																				
再任用職員(技師)		0																									0 (0)																				
再任用職員(技能員)		0																									0 (0)																				
嘱託職員		0																									7 (0)																				
子一人合計	4	4	4	6	5	38	(3)	7	(11)	8	(3)	36	(13)	5	(2)	17	(2)	14	(2)	3	4	(1)	5	152	(37)	5	(10)	6	(6)	1	(1)	24	(0)	11	(0)	12	(0)	7	(1)	2	(3)	2	(4)	1	(4)	71	(29)
課合計	4	4	16	(0)	54	(17)	158	(36)	42	(15)	35	(4)	10	(1)	56	(2)	12	(16)	8	(11)	76	(29)																									
部合計	5																																														

※複数チームを兼務する職員あり () 内の数字は兼務職員

第3章 予 算

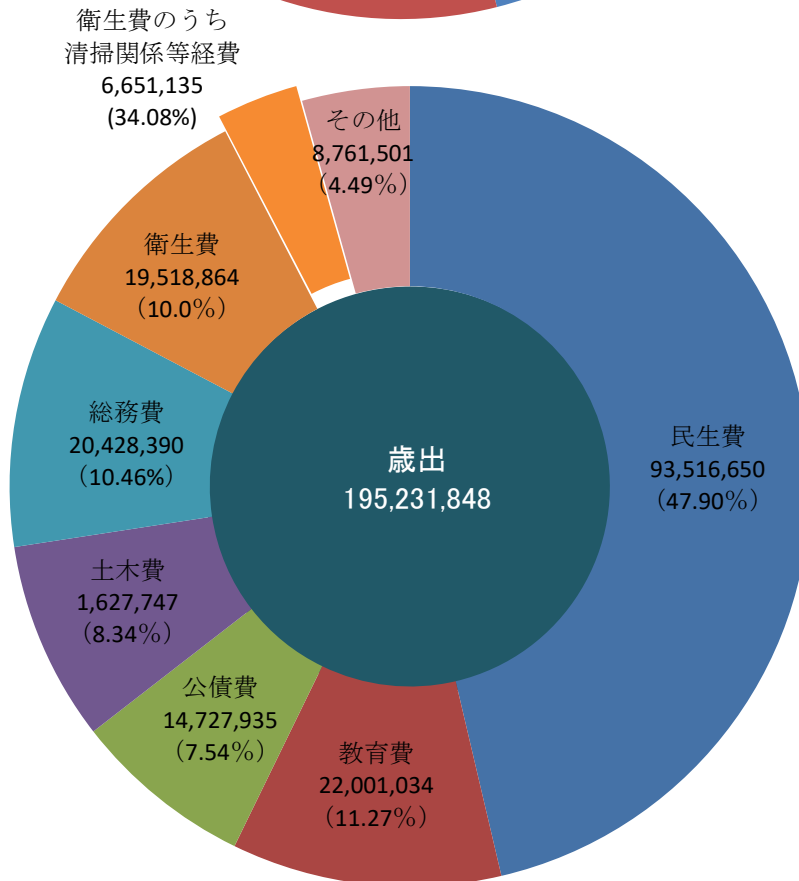
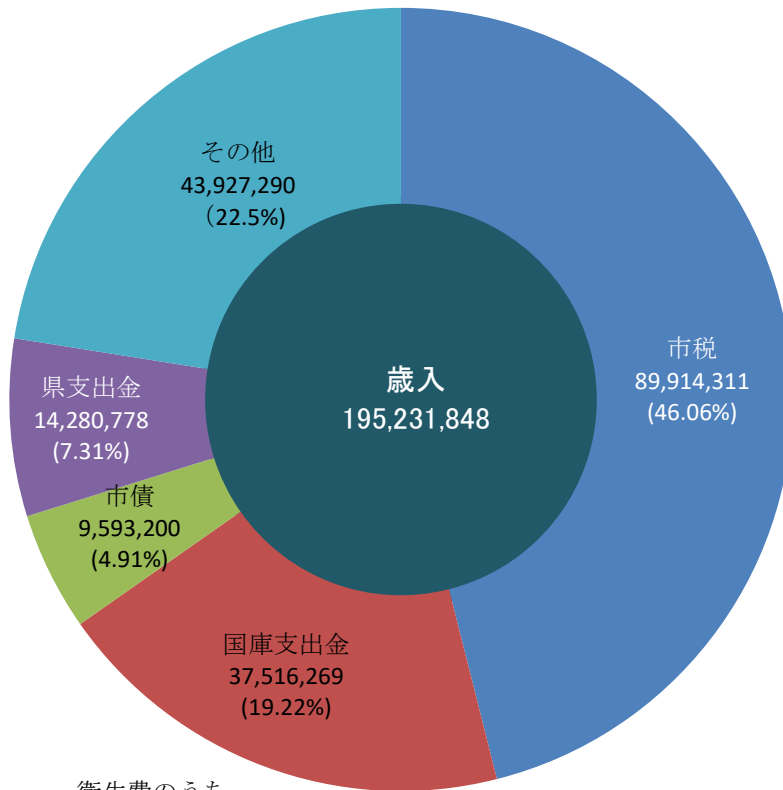
1 令和5年度予算構成	10
2 令和5年度清掃関係等予算	11
3 衛生処理手数料	13

第3章 予 算

1 令和5年度予算構成

(1) 一般会計予算

[単位:千円]



2 令和5年度清掃関係等予算

(1) 歳入（一般会計）

単位：千円

	環境事業部	環境施設部
手数料	89,663	455,010
使用料	1,313	-
繰入金	-	-
その他収入	1,390	568,038
市債	43,600	204,400
補助金	-	26,053
一般財源	2,991,230	2,270,438
小計	3,127,196	3,523,939
合計	6,651,135	

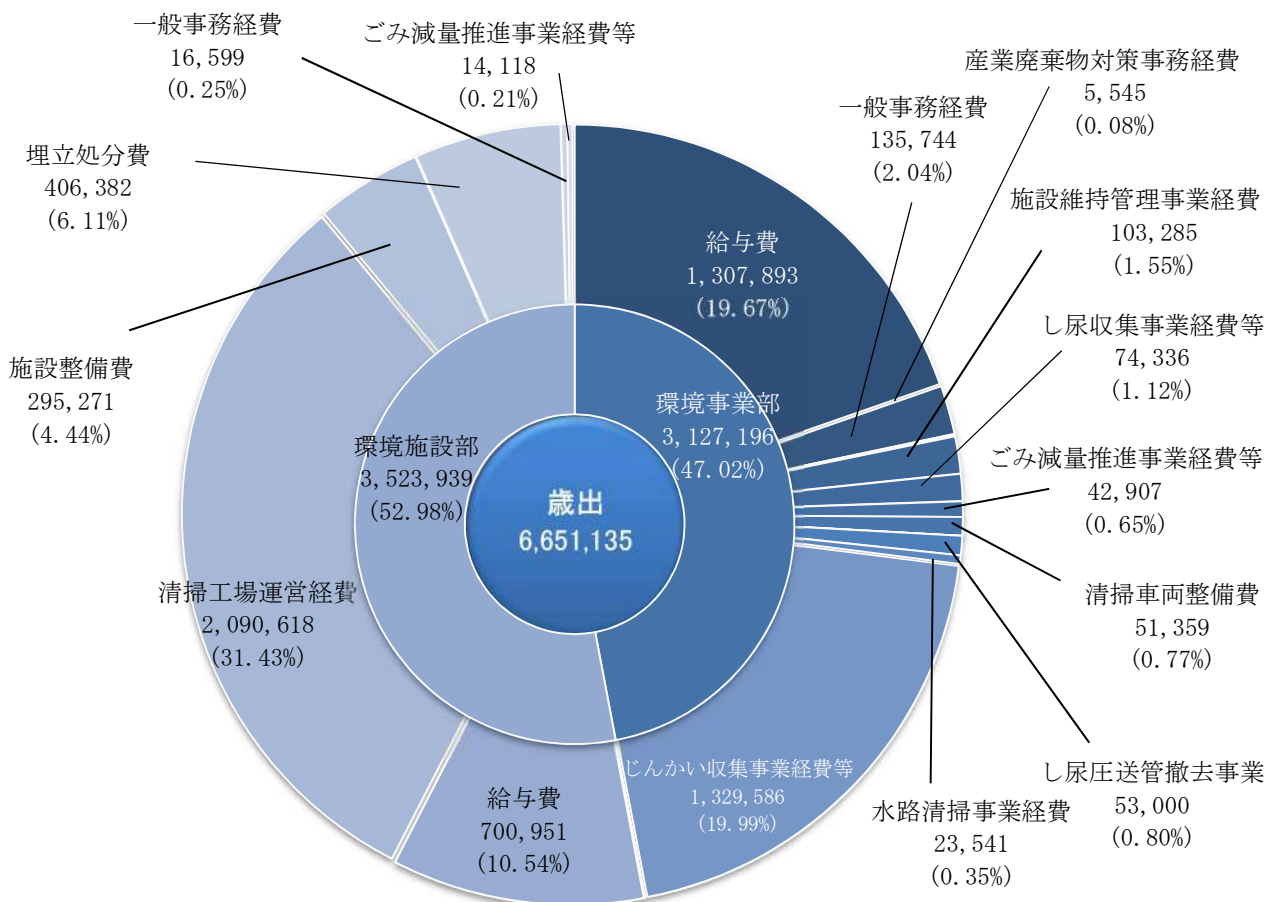
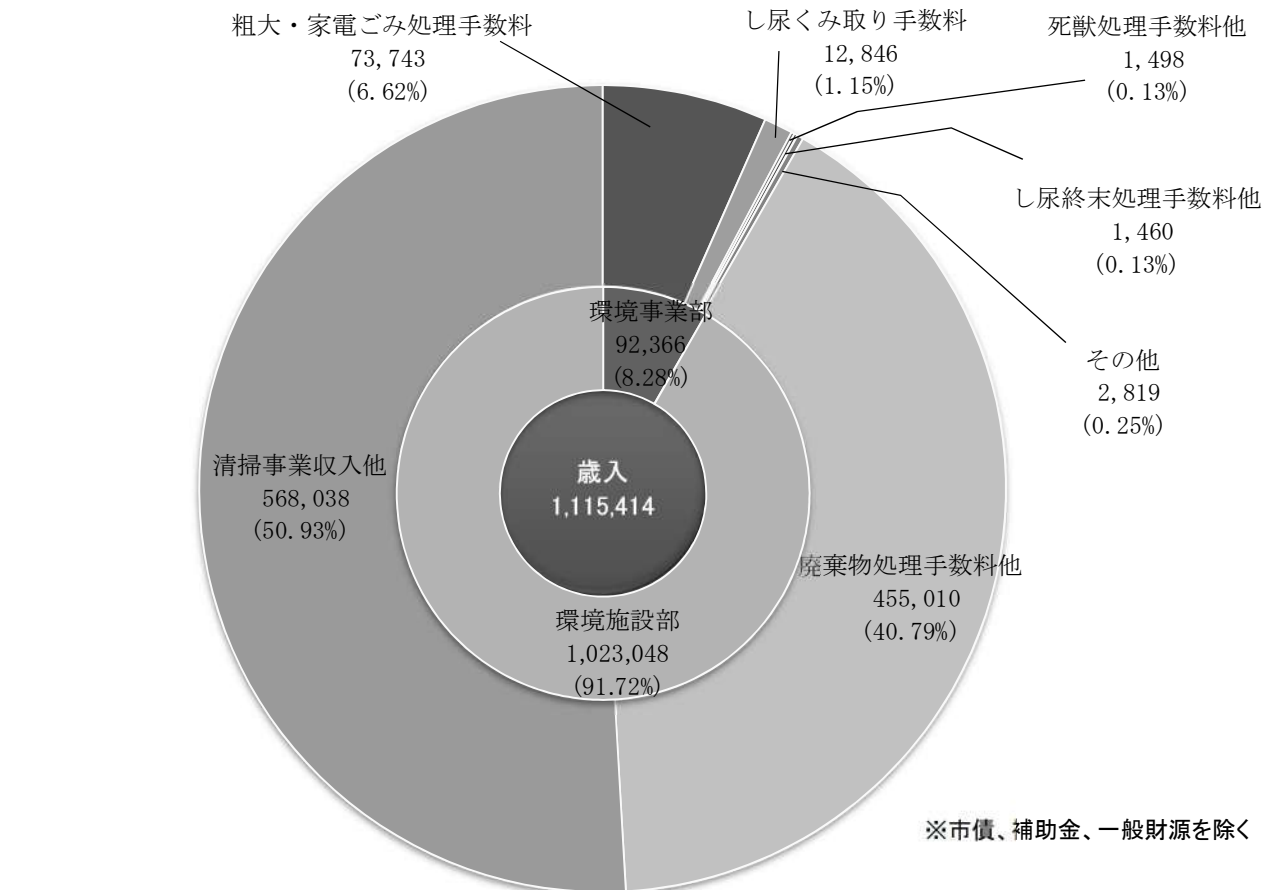
(2) 歳出（一般会計）

単位：千円

	環境事業部	環境施設部
給与費	1,307,893	700,951
ごみ減量等推進事業経費等	42,907	14,118
施設維持管理事業経費	103,285	2,090,618
一般事務経費	135,744	16,599
産業廃棄物対策事務経費	5,545	-
し尿圧送管撤去事業費	53,000	-
収集・処分経費	1,478,822	406,382
内訳	(車両関係)	(125,959)
	委託関係(運搬)	(1,256,884)
	委託関係(埋立)	(370)
	(その他)	(95,609)
清掃施設建設費	-	-
清掃施設用地買収事業費	-	-
施設整備費	-	295,271
小計	3,127,196	3,523,939
合計	6,651,135	
4年度予算額	3,174,785	3,039,971
当初予算比較増減	△47,589	483,968

(3) 清掃関係等予算（一般会計）

〔単位：千円（％）〕



3 衛生処理手数料

(1) 処理手数料

巻末廃棄物条例参照

(2) 手数料の推移

① ごみ

単位：円

年度	廃棄物破碎・焼却		粗大・家電 ごみ処理	死獣・汚物処理		業者許可	計
	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ		死 獣	汚物等		
31	508,826,160	40,302,720	67,431,600	1,564,200	17,000	72,000	618,213,680
2	448,718,580	38,109,120	68,246,100	1,408,500	19,000	0	556,501,300
3	449,043,120	35,266,380	72,405,900	1,382,400	29,000	78,000	558,204,800
4	413,256,780	37,330,260	70,095,900	1,360,800	56,000	30,000	522,129,740
5	416,970,000	38,040,000	73,743,000	1,478,000	20,000	72,000	530,323,000

※ 令和5年度は予算額である。

② し尿

単位：円

年度	くみ取り	終末処理	業者許可	業者登録	計
31	10,271,600	1,375,944	60,000	60,000	11,767,544
2	10,537,800	1,399,180	0	360,000	12,296,980
3	11,912,800	1,533,850	60,000	0	13,506,650
4	13,127,800	1,522,624	0	0	14,650,424
5	12,846,000	1,460,000	60,000	1,000	14,367,000

※ 令和5年度は予算額である。

第4章 処理原価

1 令和4年度原価表	14
2 令和4年度積算数値	14
3 処理経費の推移	15

第4章 処理原価

1 令和4年度 原価表

ご		み		し 尿 ・ 浄 化 槽		
総 原 価	単 位 量 当 り	38,890	円	総 単 位 量 当 り	35,677	円
	1 世 帯 当 り 月 額	2,092	円	原		
	1 人 当 り 月 額	945	円	価 1 便 槽 (基) 当 り	13,315	円
部 門 原 価		収 集 ・ 運 搬	処 分		収 集 ・ 運 搬	投 入
	単 位 量 当 り	27,139 円 (15,876)円	23,975 円 (23,014)円	部 門 単 位 量 当 り	29,520 円	6,157 円
	1 世 帯 当 り 月 額	854 円	1,238 円	原		
1 人 当 り 月 額	386 円	559 円	価 1 便 槽 (基) 当 り	8,967 円	4,348 円	

※ 単位量当りとは、ごみに関しては1 t、し尿・浄化槽に関しては1 kℓ当りの原価である。

※ ごみ区分の単位量当り総原価は、ごみ総量にかかる原価である。

部門原価は、それぞれ市収集量・施設処分量にかかる原価であり、()内は、ごみ総量にかかるものである。

2 令和4年度 積算数値

ご		み		し 尿 ・ 浄 化 槽		
経 費	収 集 ・ 運 搬	2,243,802,521	円	経 収 集 ・ 運 搬	28,722,722	円
	処 分	3,252,667,740	円	経 処 分	13,928,217	円
	計	5,496,470,261	円	経 計	42,650,939	円
量	総 量	141,335	t	総 量	2,262	kℓ
	(市 収 集 量)	82,679	t	量 (市 収 集 量)	(973)	kℓ
	(施 設 処 分 量)	135,670	t			
世 帯	総 世 帯 数	218,967	世帯	一 般 家 庭	100	便槽
	(計 画 収 集 世 帯 数)	202,078	世帯	便 事 業 所	143	便槽
				槽 臨 時	2,464	便槽
人 口	総 人 口	484,488	人	計	2,707	便槽
	(計 画 収 集 人 口)	(459,858)	人	浄 化 槽	496	基

※ ()内は内数。

※ 一般家庭・事業所の便槽数・浄化槽基数は令和5年3月31日現在。

※ 世帯・人口は令和4年10月1日現在。

※ 臨時の便槽数は年間の総収集件数。

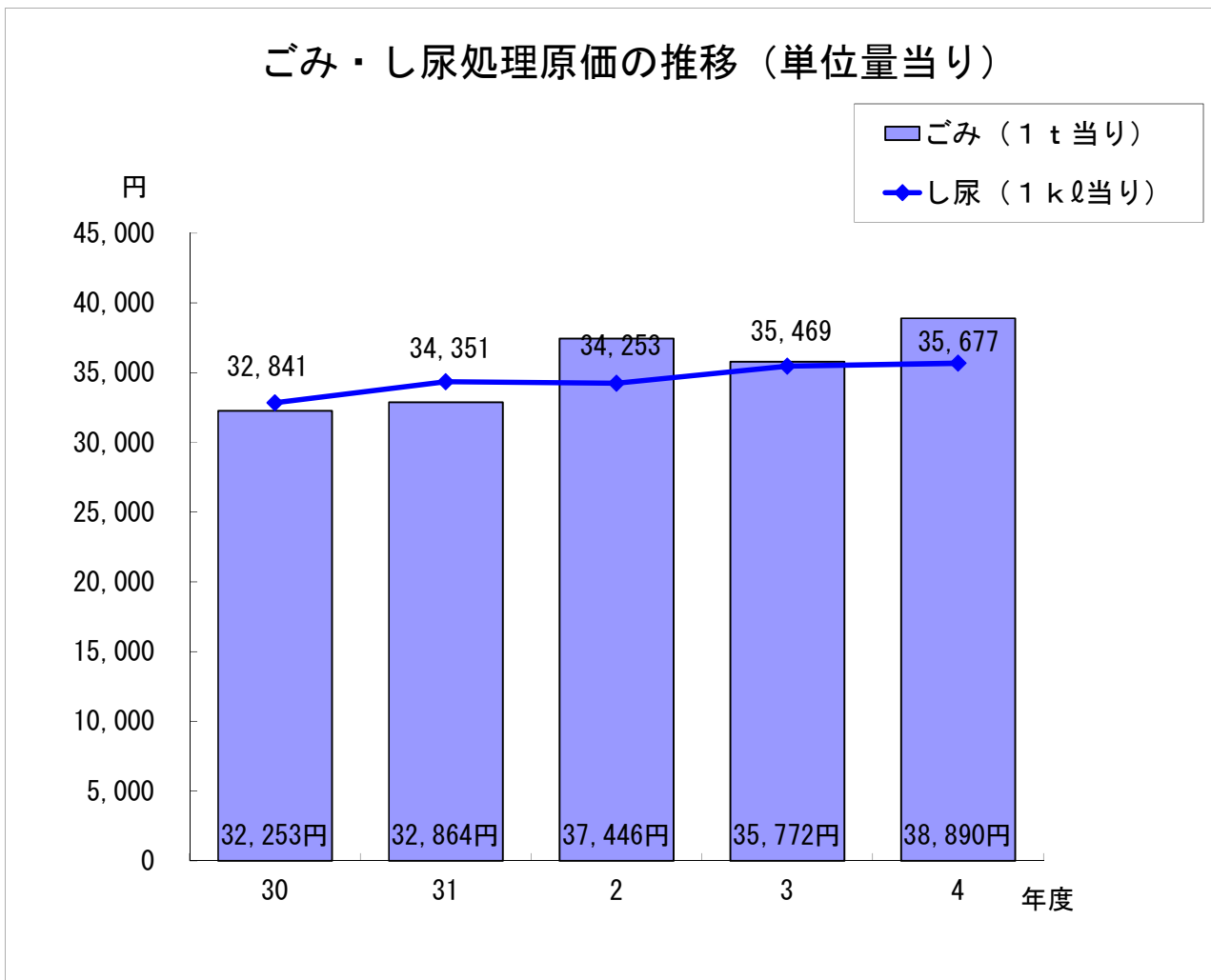
※ ごみ総量と施設処分量の差は、資源ごみ収集分。

3 処理経費の推移

区分		年度				
		30	31	2	3	4
ごみ	単 位 量 当 り	32,253円	32,864円	37,446円	35,772円	38,890円
	1 世 帯 当 り	2,016円	2,010円	2,214円	2,092円	2,092円
	1 人 当 り	888円	892円	981円	936円	945円
し尿	単 位 量 当 り	32,841円	34,351円	34,253円	35,469円	35,677円
	1 便 槽 (基) 当 り	16,344円	14,971円	14,480円	13,943円	13,315円

※ 単位数当りとは、ごみに関しては1 t、し尿に関しては1 kℓ当りの原価である。

※ し尿の処理経費は、収集・運搬・処分経費。



第5章 車 両

1 保 有 車 両	16
2 作 業 用 車 両 一 覧 表	17

第5章 車 両

1 保有車両

令和5年4月1日現在

使用 区分	区分		環 境 事 業 部					環境施設部	計
	型 式	区 分	美化企画課	美化第1課	美化第2課	美化第3課	事業系廃棄物対策課		
連 絡・ 巡 視	原動機付自転車		1					1	1
	軽	四	5	3	3	3	2	16	21
	ワ	ゴ							
	小	計	6	3	3	3	2	17	22
	バ	キ				1		1	1
	ト	ラ			1			1	1
	架	装		18	12	1		31	32
	ダ	ン		5	5	8		18	20
	ド	レ				1		1	2
	ジ	ェ				2		2	2
作 業 用	シ	ョ							4
	フ	ォ							6
	ワ	ゴ							
	小	型				2		2	2
	タ	ン				1		1	1
	小	計		23	18	16		57	71
	合	計	6	26	21	19	2	74	93

※軽四には軽箱、軽トラ、軽四ダンプ含む
※架装式じんかいはプレス車含む

2 作業用車両一覧表

ごみ収集関係車両

	架装式じんかい収集車		架装式じんかい収集車 (プレス車)		ダンプ車		軽四ダンプ車		トラック車		合 計
	積載重量 (kg)	台数	積載重量 (kg)	台数	積載重量 (kg)	台数	積載重量 (kg)	台数	積載重量 (kg)	台数	
美化第1課	中型車 (積載重量) 2,550 kg ～ 2,750 kg	ディーゼル車 16 台	積載重量 2,500kg ～ 3,050kg	ディーゼル車 2 台	2,000 kg	ハイブリッド車 5 台	350 kg	ガソリン車 2 台	2,000 kg	ディーゼル車 0 台	ディーゼル車 18 台
											ハイブリッド車 5 台
											ガソリン車 2 台
											美化第1課合計 25 台
美化第2課	中型車 (積載重量) 2,550 kg ～ 2,750 kg	ディーゼル車 11 台	積載重量 2,500 kg	ディーゼル車 1 台	2,000 kg	ハイブリッド車 5 台	350 kg	ガソリン車 0 台	2,000 kg	ディーゼル車 1 台	ディーゼル車 13 台
											ハイブリッド車 5 台
											ガソリン車 0 台
											美化第2課合計 18 台
合 計	27 台	3 台	10 台	2 台	1 台	43 台					

水路しゅんせつ清掃関係車両

美 化 第 3 課					
車種	積載重量 (kg)	台数	台数	備 考	
ダンプ車 (積載重量) 2,000kg～3,000kg		ディーゼル車	4 台	5 台	河川水路の浚渫土砂終末処理用
		ハイブリッド車	1 台		
じんかい収集車 2,550kg		ディーゼル車	1 台	1 台	河川水路の除草終末処理用
Wキャブダンプ車 1,950kg～2,000kg		ディーゼル車	3 台	3 台	河川水路の浚渫土砂終末処理用
ドレンスーパー 2,200kg		ディーゼル車	1 台	1 台	吸泥用
ジェットクリーナー 2,000kg～2,430kg		ディーゼル車	2 台	2 台	高圧洗浄用
小型貨物車 1,200kg		ディーゼル車	2 台	2 台	小型家電搬送用・人員移動用
タンク車 3,000kg		ディーゼル車	1 台	1 台	給水用
軽四ダンプ車		ガソリン車	1 台	1 台	作業車
合 計		ディーゼル車	14 台	16 台	
		ハイブリッド車	1 台		
		天然ガス車	0 台		
		ガソリン車	1 台		

し尿収集関係車両

	積 載 重 量 (kg)	台 数	備 考
バキューム車	1,800	1	移動便所分収集用
合 計		1	

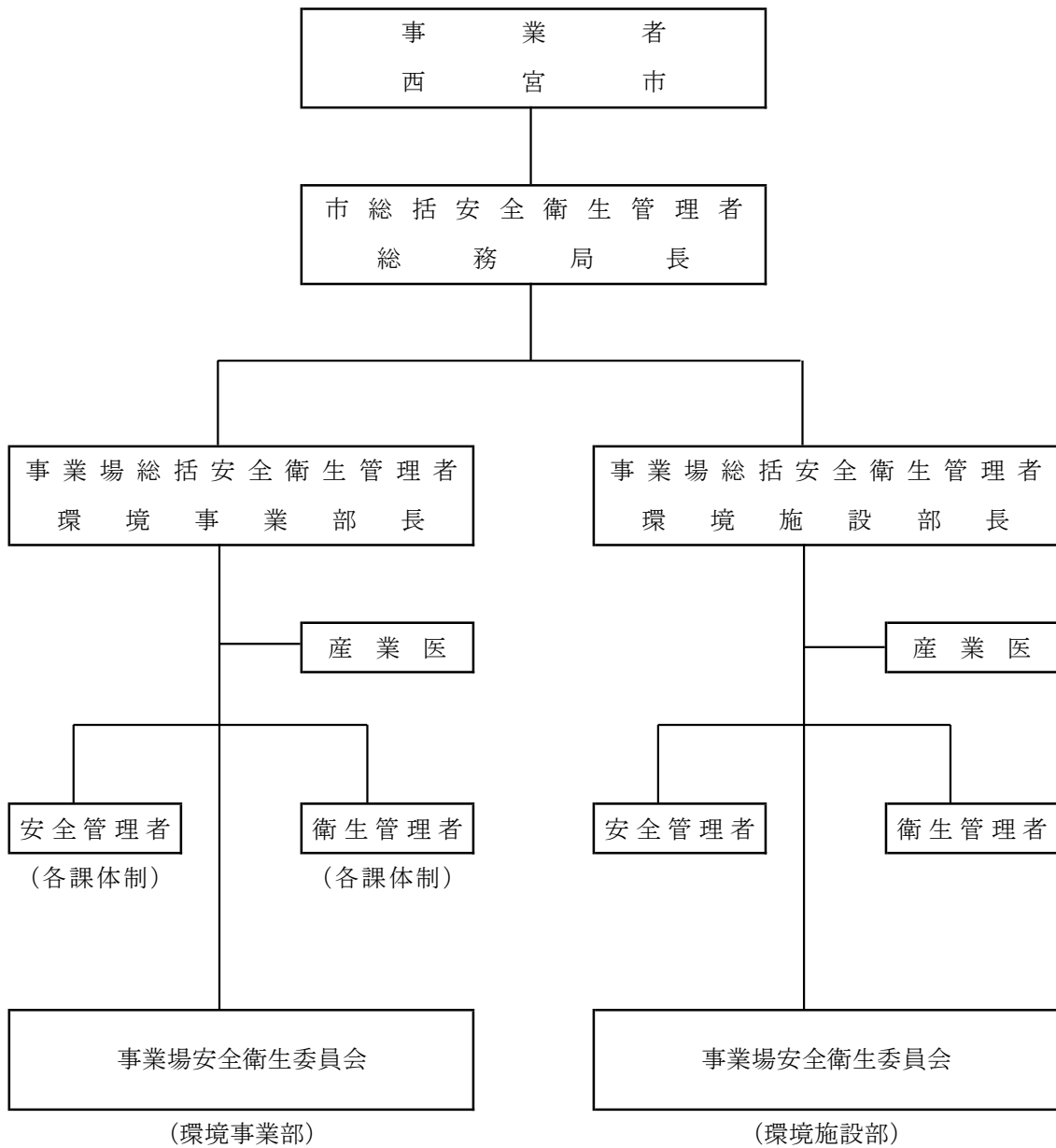
ごみ処分関係車両 (西部総合処理センター)

	積 載 重 量 (kg)	台 数	備 考
ダンプ車	2000・3000	2	施設作業用
じんかい収集車	2,650	1	〃
ドレンスーパー	1,950	1	〃
シヨベルローダー	—	4	〃
フォークリフト	—	6	〃
合 計		14	

第6章 労安管理体制組織図

労安管理体制組織図

令和5年5月1日現在



第7章 ごみ処理事業

1	ごみ処理	19
2	収集・運搬	30
3	処 分	36

第7章 ごみ処理事業

1 ごみ処理

(1) 概要

本市では家庭から排出される一般廃棄物は市の直営又は委託業者によって収集され、事業所等から排出される一般廃棄物は許可業者によって収集されて西部総合処理センターと東部総合処理センターの2ヶ所の処理施設に搬入される。これらのごみは、焼却・破碎・選別などの中間処理及び資源化物の回収を行い、発生した焼却灰や残渣は大阪湾フェニックス計画の広域処分場（神戸沖埋立処分場）で埋立処分されている。

ごみの排出量は、20世紀中にはほぼ増加傾向にあったが、平成15年をピークとして減少に転じ、近年は、やや底打ち感が見られる。

また、ごみ質も大きく変化しており、昭和40年代前半のごみカロリーが1,000kcal/kg程度であったものが、使い捨て飲料容器をはじめとする多様な石油化学製品の普及により、今日では2,500kcal/kgを超える状況となっており、焼却施設の大型化の一因となっている。

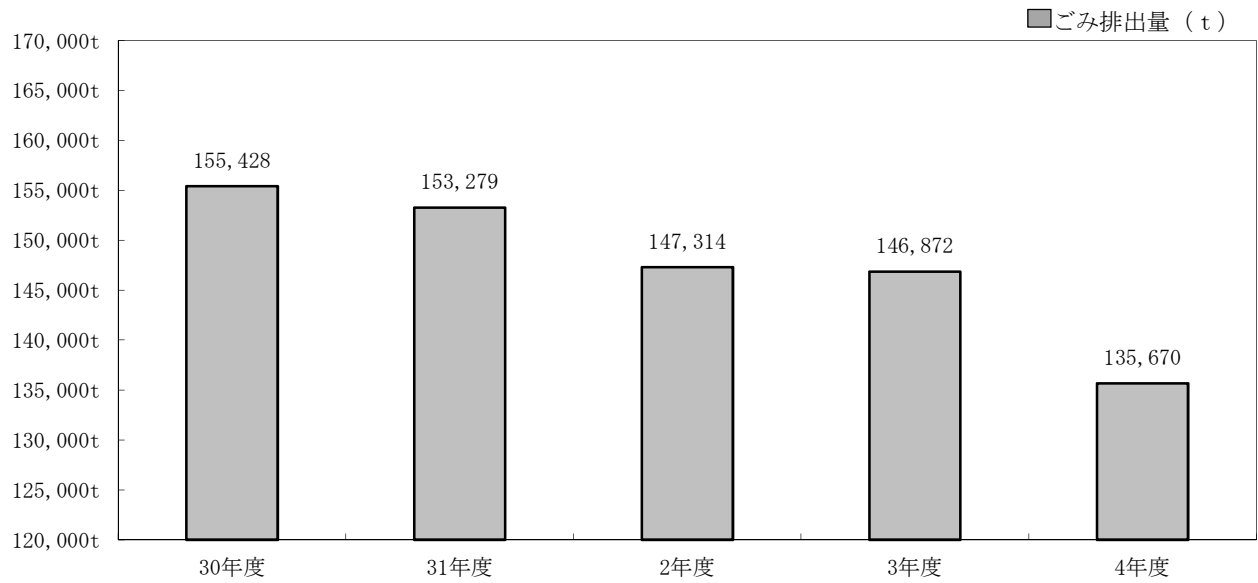
なお、ごみ処理に要する経費は1トン当たり3万円を超えており、市財政の大きな負担となっている。

循環型社会形成の推進を図るために、西宮市環境衛生協議会や西宮市ごみ減量等推進員会議などの協力を得ながら、今後とも、市民へのごみ処理のコスト意識の啓発に努めるなど、ごみ排出量抑制の為の積極的な取組を進める必要がある。その取り組みとして、令和4年度より指定ごみ袋制度を導入し、ごみの減量、資源の有効利用及び地球温暖化防止に取り組んでいる。

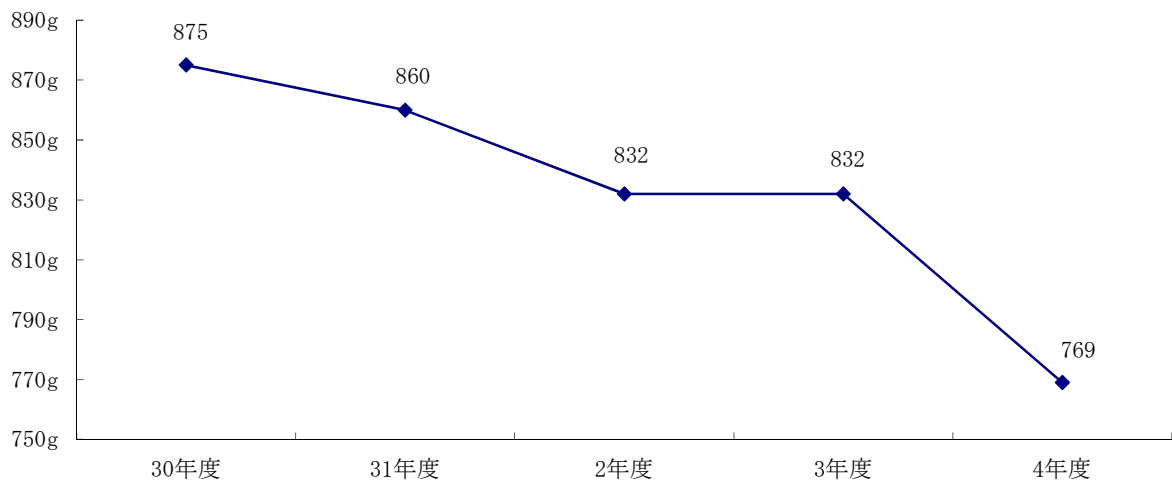


シンボルキャラクター「りーくるくん」をデザインしたじんかい収集車

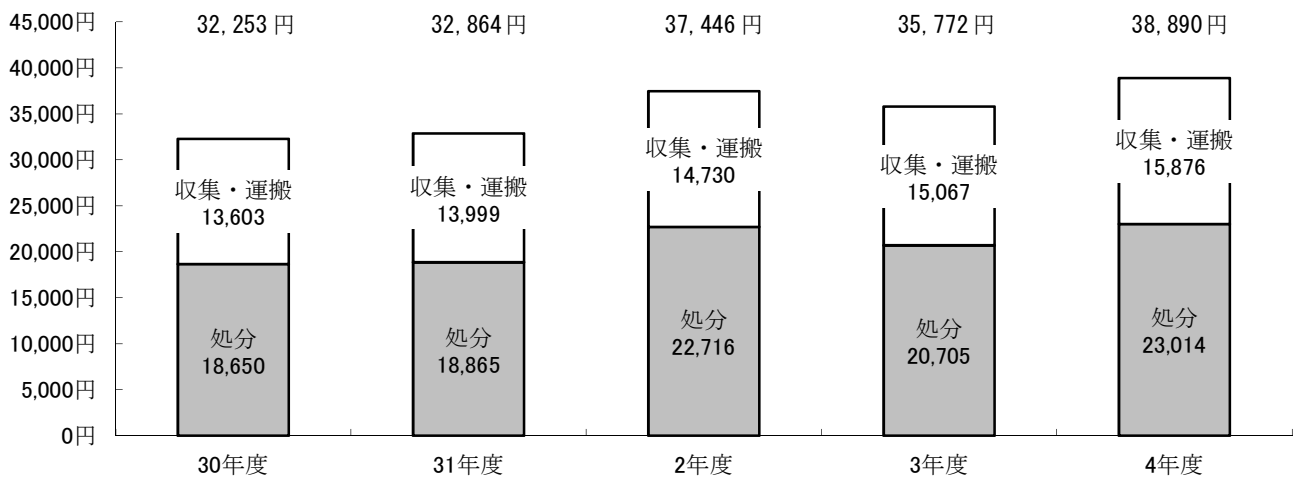
(2) ごみの排出量の推移



(1人1日当たり)

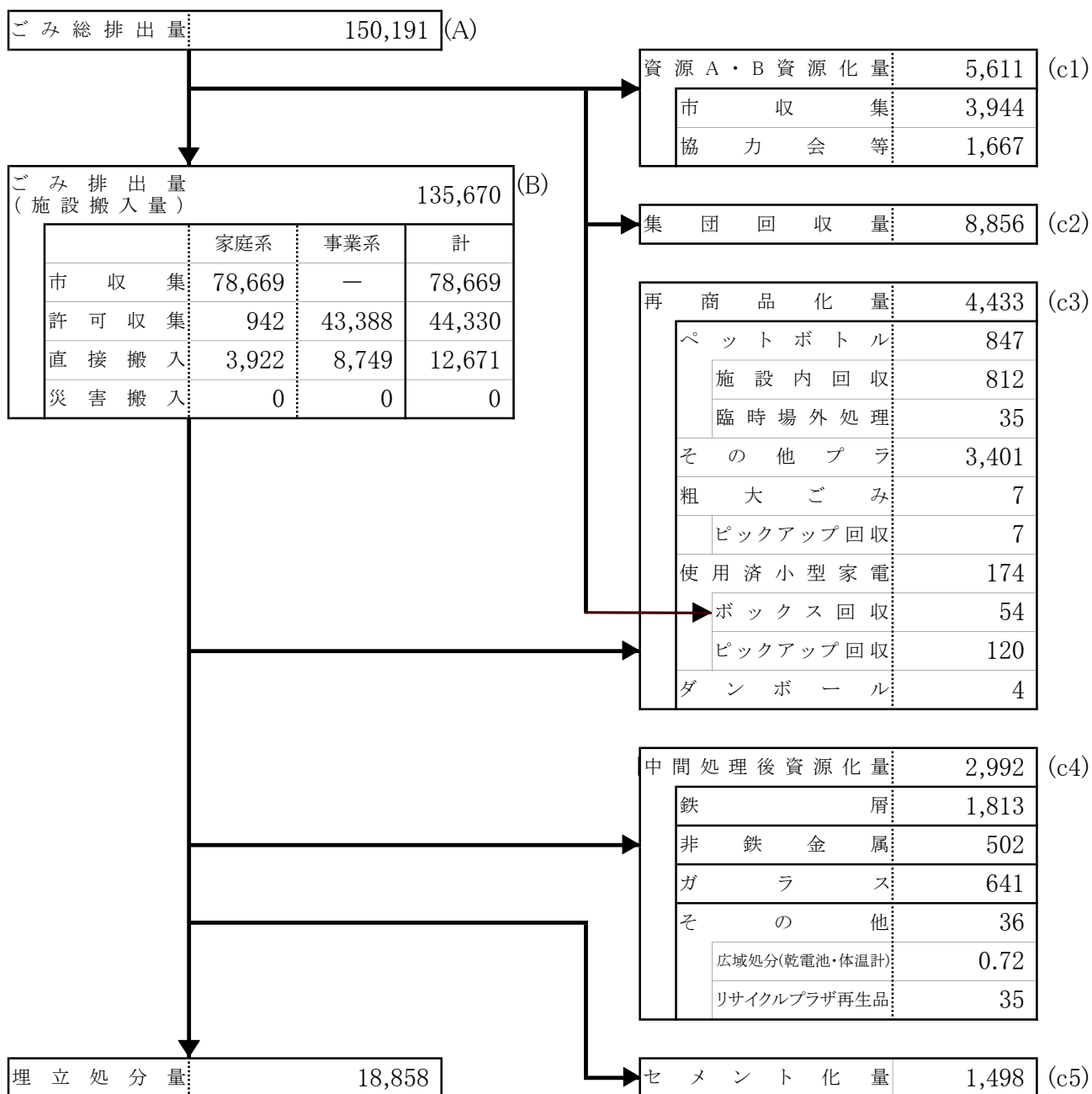


(3) トン当たりの処理経費



(4) 令和4年度のごみ排出量と処分量・再資源化量

単位:トン



(5) ごみの資源化状況

単位:トン

年度	ごみ総排出量	ごみ排出量	資源化量	資源化量					リサイクル率 (%)
				資源 A・B	集団回収量	再商品化量	中間処理後資源化量	セメント化量	
	A	B	C	c1	c2	c3	c4	c5	(C/A)×100
H30	172,162	155,428	24,240	5,813	10,898	2,471	3,559	1,499	14.1
H31	168,853	153,279	23,039	5,334	10,212	2,567	3,429	1,497	13.6
R2	162,063	147,314	22,355	5,314	9,402	2,752	3,389	1,498	13.8
R3	161,492	146,872	22,324	5,385	9,194	3,012	3,235	1,498	13.8
R4	150,191	135,670	23,390	5,611	8,856	4,433	2,992	1,498	15.6

単位:トン

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	収集1日平均	排出1日平均	
稼働日数	21	22	22	21	23	22	21	22	22	20	20	23	259	259	365	
収集計	可燃	9,645.21	10,282.14	9,784.32	8,698.66	9,183.36	8,865.11	8,764.20	8,717.34	9,642.28	8,895.12	7,656.29	9,079.79	109,213.82	421.67	299.22
	不燃	541.09	595.36	583.49	522.50	602.90	548.53	508.06	546.48	599.84	568.61	472.31	573.85	6,663.02	25.73	18.25
	粗大	203.63	195.62	183.94	165.30	184.34	172.17	198.16	215.07	210.28	143.69	162.28	223.17	2,257.65	8.72	6.19
	汚物等	0.53	0.72	0.65	0.63	0.70	0.62	0.47	0.63	0.53	0.53	0.47	0.53	7.01	0.03	0.02
	資源	566.08	456.66	399.01	505.11	437.57	465.18	469.30	408.90	573.58	469.24	418.80	476.68	5,646.11	21.80	15.47
	ペットボトル	72.79	72.66	81.09	106.76	112.41	112.99	92.74	75.32	77.09	72.94	63.98	68.37	1,009.14	3.90	2.76
	その他プラ	245.94	264.37	281.39	330.49	380.83	340.27	321.05	341.92	347.58	339.40	303.80	351.20	3,848.24	14.86	10.54
	小型家電 ボックス回収	4.88	4.98	4.43	3.97	4.60	4.40	4.58	4.14	5.07	4.47	3.69	4.98	54.19	0.21	0.15
	計	11,280.15	11,872.51	11,318.32	10,333.42	10,906.71	10,509.27	10,358.56	10,309.80	11,456.25	10,494.00	9,081.62	10,778.57	128,699.18	496.91	352.60
	台数	8,600	8,891	8,737	8,543	8,702	8,510	8,337	8,446	8,861	8,110	7,597	8,658	101,992	393.79	279.43
直接搬入量(一般)	可燃	438.56	663.28	916.09	797.64	836.63	918.54	978.81	930.96	919.11	529.82	503.20	547.86	8,980.50	34.67	24.60
	不燃	2.67	5.41	4.43	2.70	3.17	3.34	4.19	3.55	2.68	3.42	1.70	4.19	41.45	0.16	0.11
	粗大	343.60	343.26	306.05	286.56	300.95	292.12	286.60	261.54	336.68	259.59	209.02	386.14	3,612.11	13.95	9.90
	汚物等	0.00	0.22	0.00	0.25	0.16	0.21	0.06	0.00	0.20	0.00	0.20	0.07	1.37	0.01	0.00
	計	784.83	1,012.17	1,226.57	1,087.15	1,140.91	1,214.21	1,269.66	1,196.05	1,258.67	792.83	714.12	938.26	12,635.43	48.79	34.62
	台数	8,020	8,504	8,757	8,023	8,274	7,875	7,762	7,780	9,829	6,256	4,358	8,544	93,982	362.86	257.48
総計	可燃	10,083.77	10,945.42	10,700.41	9,496.30	10,019.99	9,783.65	9,743.01	9,648.30	10,561.39	9,424.94	8,159.49	9,627.65	118,194.32	456.35	323.82
	不燃	543.76	600.77	587.92	525.20	606.07	551.87	512.25	550.03	602.52	572.03	474.01	578.04	6,704.47	25.89	18.37
	粗大	547.23	538.88	489.99	451.86	485.29	464.29	484.76	476.61	546.96	403.28	371.30	609.31	5,869.76	22.66	16.08
	汚物等	0.53	0.94	0.65	0.88	0.86	0.83	0.53	0.63	0.73	0.53	0.67	0.60	8.38	0.03	0.02
	資源	566.08	456.66	399.01	505.11	437.57	465.18	469.30	408.90	573.58	469.24	418.80	476.68	5,646.11	21.80	15.47
	ペットボトル	72.79	72.66	81.09	106.76	112.41	112.99	92.74	75.32	77.09	72.94	63.98	68.37	1,009.14	3.90	2.76
	その他プラ	245.94	264.37	281.39	330.49	380.83	340.27	321.05	341.92	347.58	339.40	303.80	351.20	3,848.24	14.86	10.54
	小型家電 ボックス回収	4.88	4.98	4.43	3.97	4.60	4.40	4.58	4.14	5.07	4.47	3.69	4.98	54.19	0.21	0.15
	計	12,064.98	12,884.68	12,544.89	11,420.57	12,047.62	11,723.48	11,628.22	11,505.85	12,714.92	11,286.83	9,795.74	11,716.83	141,334.61	545.69	387.22
	台数	16,620	17,395	17,494	16,566	16,976	16,385	16,099	16,226	18,690	14,366	11,955	17,202	195,974	756.66	536.92

災害搬入集計(再掲)

災害搬入(再掲)	直営	可燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	許可	可燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	直接搬入(災害)	可燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	災害搬入計	可燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
台数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00

(7) 年度別 収集量及び直接搬入量等

単位:トン

年度別		30	31	2	3	4	
計画収集	直営	可燃	24,275	18,874	18,670	18,536	16,426
		不燃	2,125	1,561	1,670	1,619	1,468
		粗大	1,584	1,604	1,561	1,725	1,617
		汚物等	0	0	0	0	0
		資源	777	660	717	745	854
		ペットボトル	254	200	213	225	272
		その他プラ	707	605	653	691	1,096
		小型家電ボックス	23	28	33	41	54
		計	29,745	23,532	23,517	23,582	21,787
	台数	35,079	33,079	32,547	32,900	31,877	
	委託	可燃	50,547	55,731	55,985	55,703	49,731
		不燃	4,326	4,695	5,111	4,964	4,561
		汚物等	9	9	8	8	8
		資源	2,756	2,773	2,846	2,872	3,103
		ペットボトル	477	536	575	613	737
		その他プラ	1,299	1,504	1,668	1,818	2,752
		計	59,414	65,248	66,193	65,978	60,892
		台数	32,000	34,854	34,871	34,774	34,362
	市収集計	可燃	74,822	74,605	74,655	74,239	66,157
		不燃	6,451	6,256	6,781	6,583	6,029
粗大		1,584	1,604	1,561	1,725	1,617	
汚物等		9	9	8	8	8	
資源		3,533	3,433	3,563	3,617	3,957	
ペットボトル		731	736	788	838	1,009	
その他プラ		2,006	2,109	2,321	2,509	3,848	
小型家電ボックス		23	28	33	41	54	
計		89,159	88,780	89,710	89,560	82,679	
台数	67,079	67,933	67,418	67,674	66,239		
会協 等力	資源	2,280	1,937	1,782	1,799	1,689	
	台数	2,221	1,903	1,783	1,603	1,326	
許可	可燃	53,444	52,566	46,762	46,789	43,056	
	不燃	826	766	642	610	634	
	粗大	631	720	718	697	641	
	計	54,901	54,052	48,122	48,096	44,331	
	台数	36,332	36,354	35,604	36,004	34,427	
計画収集計	可燃	128,266	127,171	121,417	121,028	109,213	
	不燃	7,277	7,022	7,423	7,193	6,663	
	粗大	2,215	2,324	2,279	2,422	2,258	
	汚物等	9	9	8	8	8	
	資源	5,813	5,370	5,345	5,416	5,646	
	ペットボトル	731	736	788	838	1,009	
	その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848	
	小型家電ボックス	23	28	33	41	54	
	計	146,340	144,769	139,614	139,455	128,699	
台数	105,632	106,190	104,805	105,281	101,992		

※H31: 芦屋市大気汚染防止対策に伴う可燃ごみ搬入量157.07t 106台は除く

単位:トン

年度別		30	31	2	3	4
計画収集計	可燃	128,266	127,171	121,417	121,028	109,213
	不燃	7,277	7,022	7,423	7,193	6,663
	粗大	2,215	2,324	2,279	2,422	2,258
	汚物等	9	9	8	8	8
	資源	5,813	5,370	5,345	5,416	5,646
	ペットボトル	731	736	788	838	1,009
	その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
	小型家電ボックス	23	28	33	41	54
	計	146,340	144,769	139,614	139,455	128,699
台数	105,632	106,190	104,805	105,281	101,992	
直接搬入	可燃	11,002	10,072	9,230	9,245	8,981
	不燃	78	74	56	59	42
	粗大	3,842	3,725	3,761	3,538	3,612
	汚物等	2	1	1	1	1
	計	14,924	13,872	13,048	12,843	12,636
台数	105,100	108,065	97,841	90,346	93,982	
総計	可燃	139,268	137,243	130,647	130,273	118,194
	不燃	7,355	7,096	7,479	7,252	6,705
	粗大	6,057	6,049	6,040	5,960	5,870
	汚物等	11	10	9	9	9
	資源	5,813	5,370	5,345	5,416	5,646
	ペットボトル	731	736	788	838	1,009
	その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
	小型家電ボックス	23	28	33	41	54
	計	161,264	158,641	152,662	152,298	141,335
台数	210,732	214,255	202,646	195,627	195,974	

災害搬入集計(再掲)

災害搬入	直営	可燃	25	0	-	-	-
		不燃	-	-	-	-	-
		粗大	26	0	0	-	-
		計	51	0	0	-	-
	台数	88	0	2	-	-	
	許可	可燃	119	0	-	-	-
		不燃	-	-	-	-	-
		粗大	9	0	-	-	-
		計	128	0	-	-	-
	台数	65	0	-	-	-	
	直接搬入	可燃	773	1	-	-	-
		不燃	0	0	-	-	-
		粗大	114	5	-	-	-
		計	887	6	-	-	-
	台数	798	8	-	-	-	
	災害搬入計	可燃	917	1	-	-	-
不燃		0	0	-	-	-	
粗大		149	5	0	-	-	
計		1,066	6	0	-	-	
台数	951	8	2	-	-		

(8) 年度別 西宮市 排出ごみ構成 (生活系/事業系 別)

(単位:トン)

区分	所属	年度 ごみ種	H30	H31	R2	R3	R4
			365	366	365	365	365
生	市収集	可燃	74,822	74,605	74,655	74,239	66,158
		不燃	6,451	6,256	6,781	6,583	6,029
		粗大	1,584	1,604	1,561	1,725	1,617
		汚物等	9	9	8	8	8
		資源A	1,295	1,283	1,537	1,626	1,695
		資源B	2,238	2,150	2,026	1,991	2,262
		資源計	3,533	3,433	3,563	3,617	3,957
		ペットボトル	731	736	788	838	1,009
		その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
		小型家電ボックス	23	28	33	41	54
	計	89,159	88,780	89,710	89,562	82,680	
活	協力会	資源A	1,605	1,446	1,371	1,425	1,448
		資源B	675	491	411	374	241
		資源計	2,280	1,937	1,782	1,799	1,689
系	許可	可燃	290	314	289	335	392
		不燃	6	6	5	4	5
		粗大	513	622	613	608	545
		計	809	942	907	947	942
系	直接搬入	可燃	1,224	1,263	1,060	895	900
		不燃	66	56	41	38	37
		粗大	2,918	3,068	3,094	2,903	2,950
		計	4,208	4,387	4,195	3,836	3,887
系	計	可燃	76,336	76,182	76,004	75,469	67,450
		不燃	6,523	6,318	6,827	6,625	6,070
		粗大	5,015	5,294	5,268	5,236	5,112
		汚物等	9	9	8	8	8
		資源A	2,900	2,729	2,908	3,051	3,143
		資源B	2,913	2,641	2,437	2,365	2,503
		資源計	5,813	5,370	5,345	5,416	5,646
		ペットボトル	731	736	788	838	1,009
		その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
		小型家電ボックス	23	28	33	41	54
	計	96,456	96,046	96,594	96,143	89,197	
事	許可	可燃	53,154	52,252	46,473	46,454	42,664
		不燃	820	760	636	606	629
		粗大	118	98	105	89	95
		計	54,092	53,110	47,214	47,149	43,388
業	直接搬入	可燃	9,778	8,809	8,170	8,351	8,080
		不燃	12	18	16	21	6
		粗大	924	657	667	636	662
		汚物等	2	1	1	1	1
	計	10,716	9,485	8,854	9,009	8,749	
系	計	可燃	62,932	61,061	54,643	54,805	50,744
		不燃	832	778	652	627	635
		粗大	1,042	755	772	724	758
		汚物等	2	1	1	1	1
	計	64,808	62,595	56,068	56,157	52,138	
総合計		可燃	139,268	137,243	130,647	130,273	118,194
		不燃	7,355	7,096	7,479	7,252	6,705
		粗大	6,057	6,049	6,040	5,960	5,870
		汚物等	11	10	9	9	9
		資源A	2,900	2,729	2,908	3,051	3,143
		資源B	2,913	2,641	2,437	2,365	2,503
		資源計	5,813	5,370	5,345	5,416	5,646
		ペットボトル	731	736	788	838	1,009
		その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
		小型家電ボックス	23	28	33	41	54
	計	161,264	158,641	152,662	152,298	141,335	
災害搬入集計(再掲)							
生活系	災害搬入	可燃	27	-	-	0	0
		不燃	0	-	-	0	0
		粗大	36	0	0	0	0
		計	63	0	0	0	0
事業系	災害搬入	可燃	890	1	0	0	0
		不燃	-	-	-	0	0
		粗大	113	5	0	0	0
		計	1,003	6	0	0	0
災害搬入合計		可燃	917	1	0	0	0
		不燃	0	-	-	0	0
		粗大	149	5	0	0	0
		計	1,066	6	0	0	0

※H31: 芦屋市大気汚染防止対策に伴う可燃ごみ搬入量157.07t 106台は除く

(9) ゴミ処理量及び再資源化量の実績

(単位:トン)

年度別	30	31	2	3	4
人 口 (人)	486,768	486,799	484,974	483,537	483,559
世 帯 数 (世帯)	215,047	216,509	216,443	217,387	219,613
総排出量	172,162	168,853	162,063	161,492	150,191
一人一日平均 (g)	969	948	916	915	851
集団回収量(拠点回収含む)	10,898	10,212	9,402	9,194	8,856
直接資源化量	5,813	5,334	5,314	5,385	5,611
小型家電ボックス回収	23	28	33	41	54
ゴミ排出量	155,428	153,279	147,314	146,872	135,670
一人一日平均 (g)	875	860	832	832	769
可燃ごみ	139,268	137,279	130,677	130,304	118,229
不燃ごみ	7,355	7,096	7,479	7,252	6,705
粗大ごみ	6,057	6,049	6,040	5,960	5,870
死獣・汚物	11	10	9	9	9
ペットボトル	731	736	788	838	1,009
その他プラ	2,006	2,109	2,321	2,509	3,848
生活系ごみ排出量	90,621	90,684	91,246	90,715	83,532
一人一日平均 (g)	510	509	515	514	473
事業系ごみ排出量	64,807	62,595	56,068	56,157	52,138
一日平均 (t)	178	171	154	154	143
中間処理量	151,361	150,463	144,123	143,431	130,862
焼却処理量	147,001	147,642	139,112	139,214	127,554
西部総合処理センター	81,051	77,881	74,641	72,543	68,435
東部総合処理センター	65,950	69,761	64,471	66,671	59,119
可燃ごみ	137,938	137,243	130,647	130,273	118,194
汚物等	11	10	9	9	9
破砕可燃等	9,052	10,389	8,456	8,932	9,351
破砕選別処理	13,412	13,210	13,467	13,149	12,659
不燃ごみ	7,355	7,120	7,460	7,220	6,728
粗大ごみ	6,057	6,090	6,007	5,929	5,931
埋立処分量	21,607	20,713	20,945	20,193	18,858
埋立処分率 (%)	12.6	12.3	12.9	12.5	12.6
焼却灰+ばいじん処理物	20,921	19,804	20,059	19,271	17,717
破砕残渣	686	928	886	922	1,141
資源化量	24,240	23,039	22,355	22,324	23,390
※1 リサイクル率 (%)	14.1	13.6	13.8	13.8	15.6
直接資源化量	5,813	5,334	5,314	5,385	5,611
資源A	2,900	2,711	2,892	3,032	3,121
資源B	2,913	2,623	2,422	2,353	2,490
再商品化量	2,471	2,567	2,752	3,012	4,433
ペットボトル	626	607	655	705	847
その他プラ	1,751	1,839	1,962	2,169	3,401
粗大ごみ	-	-	-	-	7
小型家電	75	107	129	136	174
内訳	23	28	33	41	54
ボックス回収	52	79	96	95	120
ピックアップ回収	19	14	6	2	4
ダンボール	19	14	6	2	4
中間処理後資源化量	3,559	3,429	3,389	3,235	2,992
鉄類	1,981	1,959	2,009	1,899	1,813
非鉄金属類	532	532	592	586	502
ガラス類	958	860	749	718	641
その他	88	78	39	32	36
セメント化	1,499	1,497	1,498	1,498	1,498
集団回収量	10,898	10,212	9,402	9,194	8,856
一人一日平均 (g)	61	57	53	52	50
余熱利用量 ※2 (GJ)	239,343	242,465	208,580	214,283	181,682
※3 余熱利用率	14.8	14.9	14.0	14.5	13.2
発電量 (MWh)	62,573	62,932	55,936	58,773	49,614
場外利用 (GJ)	14,080	15,910	7,210	2,700	3,072
可燃ごみLHV (kJ/kg)	11,005	11,053	10,691	10,629	10,798
温室効果ガス ※概算値					
焼却による排出量 (t-CO2)	66,485	63,549	63,344	75,430	53,345
分別による削減量 (t-CO2)	6,584	6,775	7,249	7,961	11,767

※H31: 芦屋市大気汚染防止対策に伴う可燃ごみ搬入量157.07t 106台は除く

$$\text{※1 リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100 (\%)$$

$$\text{※2 } 1\text{MWh} = 3.6\text{GJ}$$

$$\text{※3 余熱利用率} = \frac{\text{余熱利用量}}{\text{焼却処理量} \times \text{可燃ごみLHV}} \times 100 (\%)$$

(10) 令和4年度 資源収集状況

単位:ト

月	直営 + 委託										協力会										合計									
	資源 A		資源 B		資源		ペット		その他		小型家電		計		資源 A		資源 B		資源		ペット		その他		小型家電		計			
	段ボール	雑誌	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	紙ハック	古着	新聞	
	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B	資源 A	資源 B		
4	152.96	235.43	1.20	24.04	111.09	1.20	24.04	41.36	177.69	1.20	24.04	152.96	289.29	276.79	566.08	72.79	245.94	4.88	889.69	111.09	1.20	24.04	152.96	289.29	276.79	566.08	72.79	245.94	4.88	889.69
5	137.20	169.66	1.15	27.56	93.55	1.15	27.56	27.54	149.80	93.55	1.15	27.56	259.46	197.20	456.66	72.66	264.37	4.98	798.67	93.55	1.15	27.56	137.20	259.46	197.20	456.66	72.66	264.37	4.98	798.67
6	120.66	149.17	0.98	20.73	88.12	0.98	20.73	19.36	129.18	88.12	0.98	20.73	230.48	168.53	399.01	81.09	281.39	4.43	765.92	88.12	0.98	20.73	120.66	230.48	168.53	399.01	81.09	281.39	4.43	765.92
7	154.06	205.06	1.43	14.18	107.32	1.43	14.18	23.06	145.99	107.32	1.43	14.18	276.99	228.12	505.11	106.76	330.49	3.97	946.33	107.32	1.43	14.18	154.06	276.99	228.12	505.11	106.76	330.49	3.97	946.33
8	149.05	159.62	1.24	12.51	98.53	1.24	12.51	16.62	128.90	98.53	1.24	12.51	261.33	176.24	437.57	112.41	380.83	4.60	935.41	98.53	1.24	12.51	149.05	261.33	176.24	437.57	112.41	380.83	4.60	935.41
9	138.44	197.39	1.41	12.79	94.33	1.41	12.79	20.82	129.35	94.33	1.41	12.79	246.97	218.21	465.18	112.99	340.27	4.40	922.84	94.33	1.41	12.79	138.44	246.97	218.21	465.18	112.99	340.27	4.40	922.84
10	152.97	166.45	1.55	24.78	107.30	1.55	24.78	16.25	149.88	107.30	1.55	24.78	286.60	182.70	469.30	92.74	321.05	4.58	887.67	107.30	1.55	24.78	152.97	286.60	182.70	469.30	92.74	321.05	4.58	887.67
11	124.51	153.05	1.20	22.06	95.98	1.20	22.06	12.10	131.34	95.98	1.20	22.06	243.75	165.15	408.90	75.32	341.92	4.14	830.28	95.98	1.20	22.06	124.51	243.75	165.15	408.90	75.32	341.92	4.14	830.28
12	160.32	255.99	1.36	22.32	114.64	1.36	22.32	18.95	157.27	114.64	1.36	22.32	298.64	274.94	573.58	77.09	347.58	5.07	1,003.32	114.64	1.36	22.32	160.32	298.64	274.94	573.58	77.09	347.58	5.07	1,003.32
1	155.37	177.14	1.20	15.08	106.15	1.20	15.08	14.31	136.73	106.15	1.20	15.08	277.79	191.45	469.24	72.94	339.40	4.47	886.05	106.15	1.20	15.08	155.37	277.79	191.45	469.24	72.94	339.40	4.47	886.05
2	120.37	175.58	1.14	11.72	95.24	1.14	11.72	14.75	122.85	95.24	1.14	11.72	228.47	190.33	418.80	63.98	303.80	3.69	790.27	95.24	1.14	11.72	120.37	228.47	190.33	418.80	63.98	303.80	3.69	790.27
3	128.71	217.70	1.22	17.09	96.32	1.22	17.09	15.64	130.27	96.32	1.22	17.09	243.34	233.34	476.68	68.37	351.20	4.98	901.23	96.32	1.22	17.09	128.71	243.34	233.34	476.68	68.37	351.20	4.98	901.23
合計	1,694.62	2,262.24	15.08	224.85	1,208.56	15.08	224.85	240.76	1,689.25	1,208.56	15.08	224.85	3,143.11	2,503.00	5,646.11	1,009.14	3,848.24	54.19	10,557.68	1,208.56	15.08	224.85	1,694.62	3,143.11	2,503.00	5,646.11	1,009.14	3,848.24	54.19	10,557.68
月平均	141.22	188.52	1.26	18.74	100.71	1.26	18.74	20.06	140.77	100.71	1.26	18.74	261.93	208.58	470.51	84.10	320.69	4.52	879.81	100.71	1.26	18.74	141.22	261.93	208.58	470.51	84.10	320.69	4.52	879.81

(11) ごみ質

① 可燃ごみ

令和4年度

サンプリング			第1期(4~6月)		第2期(7~9月)		第3期(10~12月)		第4期(1~3月)		平均
			西部	東部	西部	東部	西部	東部	西部	東部	
ごみの種類組成	紙・布類	%	48.90	54.63	50.10	59.19	48.93	57.79	54.52	52.98	53.38%
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	%	25.36	23.52	24.73	20.68	26.11	18.51	23.05	26.56	23.56%
	木・竹・わら類	%	9.18	5.17	10.67	2.75	12.29	7.30	7.03	6.31	7.59%
	厨 芥 類	%	8.28	8.25	5.94	12.37	7.34	11.30	6.28	10.38	8.77%
	不燃物類	%	3.42	6.35	4.09	0.62	2.74	3.38	6.01	1.96	3.57%
	そ の 他	%	4.86	2.08	4.47	4.39	2.59	1.72	3.11	1.81	3.13%
単 位 容 積 重 量		kg/m ³	117	110	135	95	101	106	127	93	111kg/m ³
ごみの三成分	水 分	%	33.11	37.95	40.64	44.16	34.37	45.64	34.37	37.84	38.51%
	灰 分	%	10.10	9.52	8.58	4.24	7.87	6.43	10.51	6.82	8.01%
	可 燃 分	%	56.79	52.53	50.78	51.60	57.76	47.93	55.12	55.34	53.48%
低位発熱量(実測値)		kcal/kg	2,960	2,730	2,440	2,410	2,800	2,210	2,930	2,150	2,579kcal/kg
		kJ/kg	12,410	11,410	10,230	10,080	11,730	9,250	12,260	9,010	10,798kJ/kg

※ 種類組成は無水ベースである。

② 不燃ごみ

サンプリング(重量パーセント)			令和5年1月		
ガラス類	白 色	28.45%	非鉄	缶	4.51%
	青 色	0.48%		そ の 他	0.60%
	緑 色	6.77%	プラスチック類		0.00%
	茶 色	15.56%	可燃物		3.86%
	黒 色	0.00%	ガラス屑・雑物		8.25%
	そ の 他	0.00%	陶 器 類		17.63%
鉄	缶	8.02%	土 砂 ・ 灰		0.00%
	そ の 他	5.87%	単位容積重量		184kg/m ³

2 収集・運搬

(1) 概要

本市におけるごみ収集については、当初常置式ごみ箱収集としていたが、昭和37年に「容器による定日定時収集」制度を、昭和38年には可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の「分別収集制度」を採り入れ、段階的に全市域に普及させてきた。しかし、容器による収集については、収集作業時の容器破損や路上放置による交通の妨げなど種々の問題が生じてきたため、これらの改善と作業能率の向上を目的として、昭和44年9月からポリ袋による収集方式を採用し、全市域にごみ収集ステーション約16,000ヶ所を設け、定日収集と環境美化の向上に努めている。

粗大ごみ収集については、高度経済成長がもたらす大量生産と大量消費により使い捨ての時代を迎え、耐久消費財を中心とした粗大ごみが多量に排出されるようになったため、定日のじんかい収集作業に支障をきたすこととなり、その対策として、昭和44年4月から定日収集日以外に粗大ごみ収集、苦情処理及び不法投棄処理を担当する機動班を設け、排出者又は発見者からの電話申込により随時収集を行うようになった。また、平成9年6月に有料制を導入し、平成13年7月からは業者委託により「粗大ごみ等受付センター」を開設し、粗大ごみ・死獣・汚物等の収集申込受付や問合せ等に対応、平成21年4月からはごみ電話受付センターを新たに開設し、ごみの持ち込みに関する受付も行っている。

可燃ごみ等については、平成4年4月から可燃ごみと不燃ごみの分別の徹底と資源化を図るため、「不燃ごみのコンテナ収集」を開始し、また、平成9年4月に「容器包装リサイクル法」が施行され、ごみの排出抑制、減量化、資源化を図る取り組みとして、同年9月から可燃ごみを資源ごみA・Bともやすごみに細分別し、もやすごみ週2回、資源ごみA（新聞・ダンボール・紙パック・古着）月1回、資源ごみB（雑誌・古本・チラシ・紙箱）月2回、もやさないごみ週1回の分別収集を実施した。平成11年10月からは阪急神戸線以南の約3分の1の地域でペットボトルの分別収集を月2回実施し、平成12年10月からは阪急神戸線以南の全域、平成13年4月からは市内全域での分別収集を実施している。平成14年4月からは自宅からごみ収集ステーションまで自らごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や、障害のある人の世帯の玄関先でごみの収集サービスを行う「にこやか収集」を実施している。平成25年2月から国道2号より南の地域、同4月より市内全域において、「容器包装リサイクル法」に基づき、プラスチック製容器包装を「その他プラスチック」として分別収集を実施している。平成27年11月より「小型家電リサイクル法」に基づき、市内の協力事業者・市役所及び関連施設29箇所に回収ボックスを設置し、環境省補助事業として小型家電リサイクル実証（モデル）事業を実施している。

ごみ収集の委託については、平成15年まで阪急神戸線以南地域を市直営で、以北地域を業者委託により収集していたが、平成16年5月から5カ年で阪急神戸線以南国道2号以北地域の収集業務を業者委託に変更し、平成26年10月からは、西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区の収集業務も業者委託に変更した。

さらに、平成31年4月より、大型じんかい車により収集を行っている大型集合住宅（反転式コンテナまたはドラム式貯留機が設置されている集合住宅）197ヶ所についても、業者委託に変更した。

(2) 施設（事業事務所）



美化企画課・美化第1課



美化第2課

区 分	美化企画課・美化第1課	美化第2課
所 在 地	西宮浜3丁目8番	鳴尾浜2丁目1番4
敷 地 面 積	5,000.04㎡	(東部総合処理センター敷地内)
建 物 延 面 積	4,284.22㎡	1,264.68㎡
竣 工 年 月 日	平成12年11月30日	昭和56年10月31日
電 話 番 号	美化企画課：0798 (35) 8653 美化第1課：0798 (33) 4758	0798 (41) 6265
概 要	鉄骨造 4階建 1階… 車庫、倉庫 2階… 美化企画課事務室、 美化第1課事務室、 会議室、倉庫、宿直室 3階… 運転手控室、作業員控室、 更衣室、会議室、倉庫 4階… 運転手控室、作業員控室、 更衣室	鉄骨造 3階建 1階… 事務室、会議室、宿直室、 倉庫 2階… 運転手控室、作業員控室、 更衣室 3階… 空調機械室、電気室
付 属 建 物	倉庫、洗車場棟 (延 226.18㎡) 浄化槽、機械室棟 (延 23.04㎡) 駐輪場 (延 85.28㎡)	車庫 (延 998.50㎡) ポンプ室 (延 8.75㎡) 機械室 (延 19.20㎡) ボイラー室 (延 36.00㎡)

(3) 収集対象数

令和5年4月1日現在

対象区分 地域区分	世 帯 数	人 口
直 営	53,751	114,877
委 託	149,215	344,481
合 計	202,966	459,358

※上表の収集対象数は、自己処理の世帯数及び人口数を除く。

(4) 粗大ごみ処理件数

年度	月別												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
29	6,068	7,787	6,712	6,618	7,130	6,395	6,415	7,037	8,407	5,348	5,175	7,271	80,363
30	7,060	7,600	6,645	7,288	7,565	6,136	8,007	8,130	8,921	6,275	6,066	6,932	86,625
31	7,209	7,535	7,484	7,815	7,730	7,100	8,488	7,843	9,029	6,537	6,394	7,831	90,995
2	6,918	4,667	7,604	7,795	7,294	7,818	8,797	8,226	8,020	7,100	7,982	9,135	91,356
3	8,650	8,055	8,597	8,582	8,301	8,704	8,256	8,695	8,088	7,351	7,672	8,888	99,839
4	8,131	8,548	8,613	7,005	8,918	8,509	11,015	11,043	9,528	8,386	7,630	8,872	106,198

(5) 死獣・汚物等処理件数

単位：円

区分 年度	汚物等		死獣(特大大)			死獣(犬猫等)			計			
	有 料		有 料			有 料			有 料		無 料	計
	汚物等	金額	収集	持込	金額	収集	持込	金額	件数	金額	件数	件数
29	19	19,000	24	12	108,000	514	625	1,487,700	1,194	1,595,700	1,642 (9)	2,836
30	19	19,000	19	22	108,000	497	616	1,449,000	1,173	1,595,700	1,689 (4)	2,862
31	17	17,000	24	12	108,000	485	648	1,456,200	1,186	1,581,200	1,568 (8)	2,754
2	19	19,000	17	11	81,000	430	615	1,408,500	1,073	1,427,500	1,574 (2)	2,666
3	29	29,000	16	9	73,800	437	580	1,382,400	1,071	1,411,400	1,368	2,439
4	56	56,000	11	7	52,200	435	584	1,360,800	1,093	1,416,800	1,368	2,461

※()内は、野良犬の死体等の無料収集のうち、学校内での飼育動物等の減免件数で内数である。

(6) にこやか収集

年度	収集開始	終了	年度末実施件数
29	211	127	1,057
30	204	272	989
31	183	178	994
2	202	117	1,083
3	276	300	986
4	342	202	1,126

平成14年4月から自宅からごみ収集ステーションまで自らごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や、障害のある人の世帯を対象に、玄関先までごみの収集に伺う「にこやか収集」を実施した。

(7) 委 託

① 委 託 業 者

令和5年3月31日現在

区 分	担 当 地 区	令和4年度委託業者名
じんかい	北 部 地 区 そ の 1	(株)ヤマサ環境エンジニアリング
	北 部 地 区 そ の 2	(株)ヤマサ環境エンジニアリング
	北 部 地 区 そ の 3	(株)ヤマサ環境エンジニアリング
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 1	(株) 大 栄 衛 生
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 2	(株) 大 栄 衛 生
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 3	(株) 大 栄 衛 生
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 4	中 澤 総 業 (株)
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 5	(株) 兵 庫 陸 運
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 6	(株) ダ ス ト マ ン サ ー ビ ス
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 7	(株) 大 栄 衛 生
	国 道 2 号 以 北 地 区 そ の 8	(株) 兵 庫 陸 運
	高 須 地 区 他	(株) ダ ス ト マ ン サ ー ビ ス
	西 宮 浜 地 区	(株) ダ ス ト マ ン サ ー ビ ス
死 獣 ・ 汚 物 等	市 内 全 域	(株) 兵 庫 陸 運

○推 移

昭和36年5月、一部地域のじんかい収集委託を開始した。

昭和37年6月、じんかい定日収集の実施にともない、阪急神戸線以北を委託地区とした。

昭和49年9月、西宮清掃事業協同組合設立にともない、昭和50年4月1日より一括委託した。

平成12年4月、死獣・汚物等収集の委託を実施した。

平成16年5月、5ヵ年計画で阪急神戸線以南～国道2号以北を順次委託地区とした。

平成18年4月、指名競争入札に移行した。

平成26年10月、高須地区他・西宮浜地区を委託地区とした。

平成31年4月、大型集合住宅（反転式コンテナまたはドラム式貯留機が設置されている集合住宅）197ヶ所の委託化。

② 委託料の推移

年 度	H31	R2	R3	R4	R5
委 託 料 (税込)	1,082,646,000	1,105,491,200	1,107,627,400	1,119,855,000	1,173,357,900
延べ収集人口	4,212,720人	4,195,692人	4,192,392人	4,174,116人	4,182,156人

※委託料（契約額）・延べ収集人口は、平成26年度10月より委託拡大分（西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区）及び平成31年4月より委託拡大部分（反転式コンテナ収集エリア）を含む。

※延べ収集人口は委託料設計資料における「収集人口」に12ヶ月を乗じた人数。

(8) 西宮古紙リサイクル協力会 (TEL: 38-0302)

市内の古紙回収業者で構成する団体であり、資源A（段ボールを除く。）および資源Bを市と連携して収集している。

加盟業者

令和5年4月1日現在

業 者 名	代表者
あ お ぞ ら 商 会	徳 山 雄 規
回 収 セ ン タ ー か い こ 組 合	狩 集 貴 司
か い こ 組 合	狩 集 貴 司
共 栄 紙 業 (株)	阪 本 聖 健
ダイハチコーポレーション(株)	西 川 幾 雄
誠 商 会	丸 山 美 和 子
マ ツ ダ (株)	松 田 禎 一
南 商 店	南 基 成

(9) 許 可

① 許 可 業 者

令和5年4月1日現在

業 者 名 所 在 地	代 表 者 名	許 可 年 月 日	従 業 員 (役員を含む) (人)	保 有 機 材 (台)
(株) 大 栄 衛 生 鳴尾浜2丁目1番26号 TEL 48-6985	赤 澤 健 一	S 35. 4. 1	運 転 手 40 作 業 員 22 そ の 他 17 計 79	架 装 車 38 ダ ンプ 3 コ ン テ ナ 2 計 43
(株) 大 協 鳴尾浜2丁目1番16号 TEL 47-3212	平 井 里 美	S 37. 3. 15	運 転 手 30 作 業 員 4 そ の 他 10 計 44	架 装 車 4 コ ン テ ナ 2 ト ラ ッ ク 3 計 9
(株) ヤマサ環境 エンジニアリング 西宮浜3丁目2番2 TEL 26-3555	阪 本 貴 良	S 39. 3. 1	運 転 手 36 作 業 員 14 そ の 他 16 計 66	架 装 車 24 ダ ンプ 3 コ ン テ ナ 6 計 33
中 澤 総 業 (株) 西宮浜3丁目28番 TEL 36-1434	北 本 至	S 39. 6. 1	運 転 手 24 作 業 員 2 そ の 他 27 計 53	架 装 車 24 ダ ンプ 3 コ ン テ ナ 1 冷 凍 保 冷 車 1 計 29
(有) 兵 庫 陸 運 西宮浜3丁目27番 TEL 35-7222	寺 崎 大 三	S 49. 9. 1	運 転 手 17 作 業 員 11 そ の 他 5 計 33	架 装 車 15 ダ ンプ 1 冷 凍 保 冷 車 1 計 17
(株) ダストマンサービス 西宮浜1丁目14番 TEL 22-5341	西 岡 巧 貴	H 10. 4. 1	運 転 手 26 作 業 員 4 そ の 他 6 計 36	架 装 車 16 ダ ンプ 4 コ ン テ ナ 1 ト ラ ッ ク 1 計 22
合 計 6 業 者			運 転 手 173 作 業 員 57 そ の 他 81 計 311	架 装 車 121 ダ ンプ 14 コ ン テ ナ 12 バ ン 0 冷 凍 保 冷 車 2 ト ラ ッ ク 4 計 153

上記人員機材の数量は委託業務に係るものも含まれている。
業者名および代表者名については、令和5年5月1日現在の情報を掲載している。

3 処 分

(1) 概 要

西宮市のごみ処理施設としては、西部総合処理センター、東部総合処理センターがある。

平成9年9月に稼動した西部総合処理センターは、焼却施設と破砕選別施設を併設している。同センター焼却施設では、焼却時に発生する蒸気を施設内（平成12年12月から一部、環境事業部庁舎に供給）で利用するほか、発電を行い余剰電力を売電している。破砕選別施設では、全市の不燃ごみ・粗大ごみを破砕処理するとともに、有価物の回収を行い、売却している。

平成11年5月には、市民のごみ減量、再資源化の実践の場として、粗大ごみなどを修理・再生・再利用するリサイクルプラザを西部総合処理センター内に建設した。同プラザは、再利用を希望する人に展示品を無償提供する展示コーナー、修理を加えて再利用してもらう修理コーナー、リサイクル製品や啓発パネルを展示し、実習や講演会などを開催できる広報コーナーなどを設けている。

平成13年4月より、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行後の不法投棄物と市が特別に回収した家電4品目については、一時保管を行いメーカーの指定引取り場所へ引き渡している。さらに、平成15年10月から、資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンにメーカーによるリサイクルが開始されたこととともない不法投棄パソコンについてもメーカーの引き渡し処理をしている。平成16年10月から、業界の自主取組による二輪車のリサイクルも開始された。

平成12年10月には、容器包装リサイクル法に対応するため、東部総合処理センターにおいてペットボトル圧縮施設を建設し、収集されたペットボトルを圧縮梱包して指定法人等に引き渡し再資源化している。

平成24年12月に、東部総合処理センターの旧焼却・破砕施設を解体し、新たに建設を進めていた東部総合処理センター焼却施設が完成し稼動している。

令和3年4月より、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの余剰電力を売却先である電力会社を経由して一部の市公共施設に供給している。（地産地消）

平成25年2月より一部地域で、平成25年4月より全市域で、その他プラスチック製容器包装の分別収集が開始され、民間事業者の施設で中間処理を行った後、指定法人に引渡し再資源化している。

焼却灰等の埋立処分については、平成元年度以降、現在近畿2府4県の169市町村を広域処理対象区域とした大阪湾フェニックス計画による尼崎沖埋立処分場を利用し、この処分場は平成13年度に埋立が終了したため、それ以降は、神戸沖埋立処分場を利用している。なお、平成22年8月より焼却灰の一部について、ひょうご環境創造協会等へセメント化処理を委託している。

乾電池の処分については、昭和59年2月から筒型乾電池の分別収集を行っており、全国的な広域回収処理センターで水銀使用の乾電池を処分している。現在、水銀を利用している筒型乾電池は製造されていないが、未だ水銀使用のものがごみとして排出されていることから、筒型乾電池の分別収集を継続している。

(2) 令和4年度ごみ処理計画

①中間処理

施設	区分		重量 (t)	備考
西部総合処理センター	処理	焼却	78,200	搬入ベース 69,000t 破碎選別後の可燃物 9,200t 含む
		破碎選別	13,400	
		計	91,600	搬入ベース 82,600t
	資源回収	鉄	2,000	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	570	手選別装置により回収
		ガラス	840	手選別装置により回収
		使用済小型家電	100	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	100	前選別(ダンボール・再生品)
		発電量 (MWh)	21,101	余熱利用
		残渣	焼却灰	14,700
	不燃物		1,000	
乾電池・体温計		1	広域処理	
東部総合処理センター	処理	焼却	67,000	
	残渣	焼却灰	8,000	
	資源回収	発電量 (MWh)	31,272	余熱利用
		ペットボトル	780	
その他プラスチック製容器包装	2,300			

②最終処分

中間処理施設から発生する残渣と回収資源等は、つぎのように最終処分する。

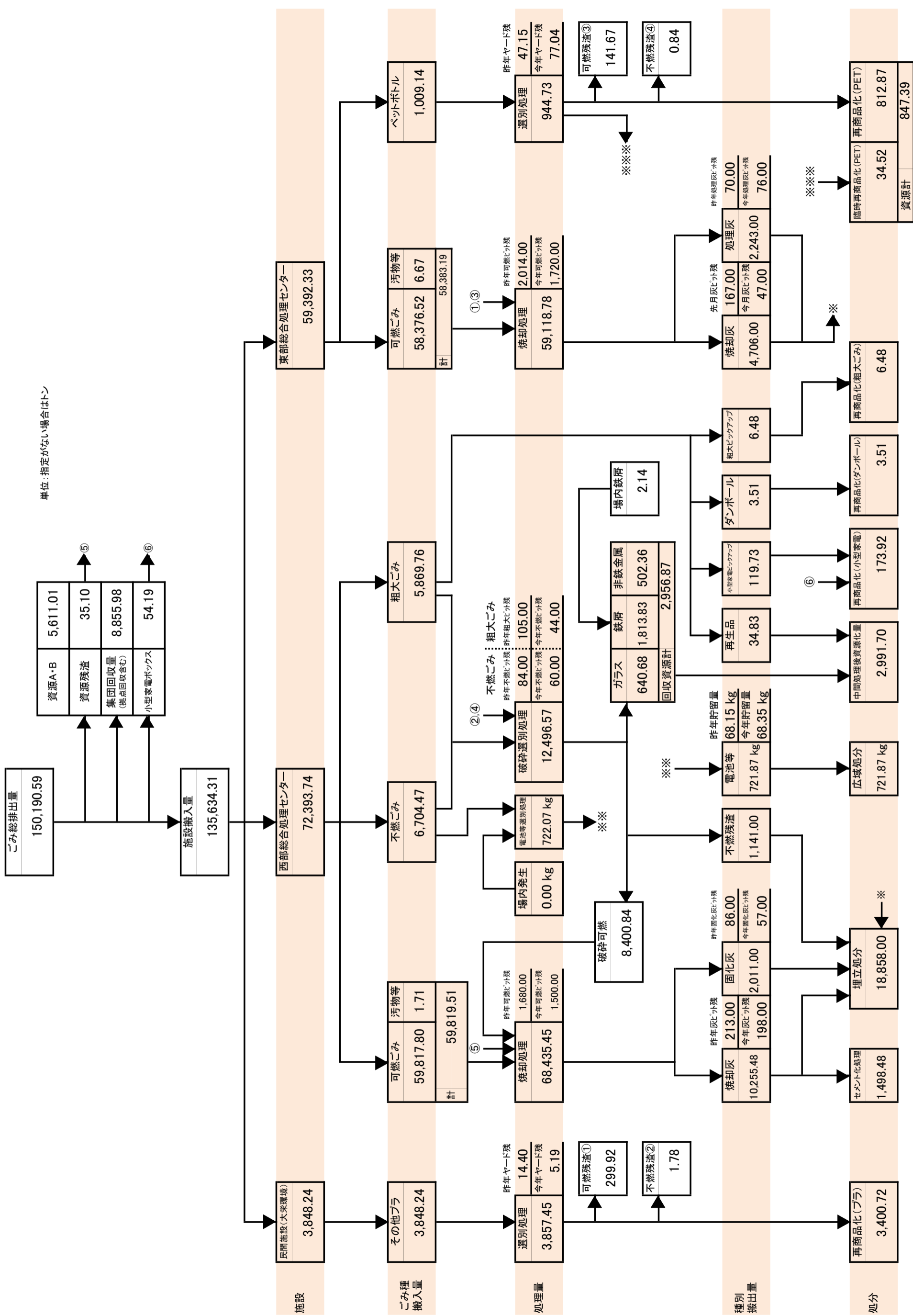
区分	処分方法	重量 (t)	処分先
焼却灰	埋立処分	21,200	大阪湾広域臨海環境整備センター
不燃残渣	埋立処分	1,000	大阪湾広域臨海環境整備センター
焼却灰(セメント化)	委託処分	1,500	ひょうご環境創造協会
ペットボトル	再商品化	780	日本容器包装リサイクル協会
その他プラスチック製容器包装	再商品化	2,300	日本容器包装リサイクル協会
資源回収 (鉄・非鉄・ガラス)	再資源化	3,410	再資源化業者他
使用済小型家電	再資源化	100	小型家電リサイクル認定事業者
乾電池：体温計	委託処分	1	広域回収・処理センター

③余熱利用

ごみ焼却時の廃熱利用として発生蒸気により発電を行う。

蒸気量 (t)		電力量 (MWh)	
蒸気発生量 491,700	蒸気タービン	発電量	52,400
		売電力量	32,200
		発電の場内使用電力量	20,100
		買電力量	1,210
		需用電力量	21,400
	場内使用量	115,100	
	場外使用量	1,200	
復水	20,910		

(3) 令和4年度 ゴミ処分の流れ



(4) 中間処理

① 施設

ア 西部総合処理センター

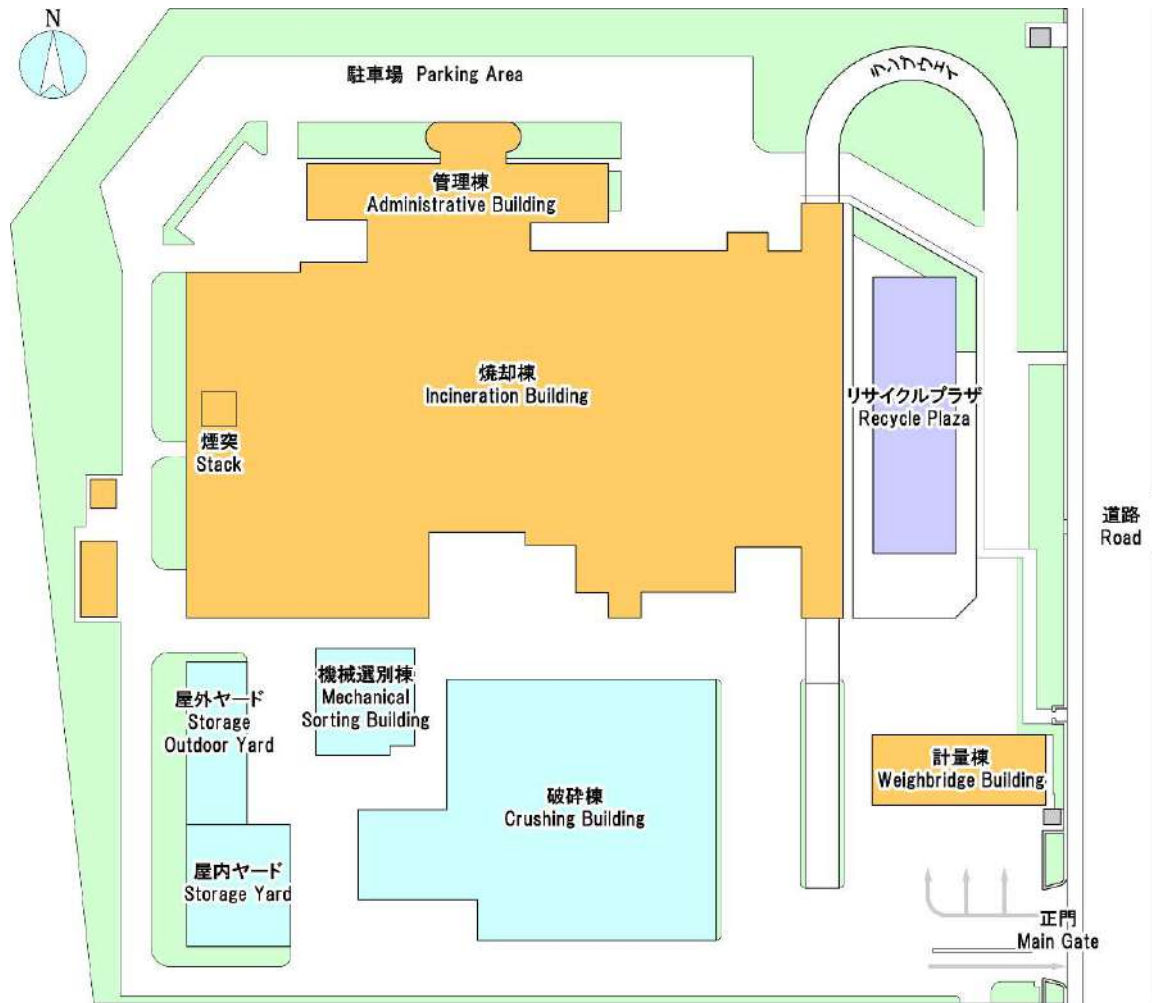
名称		西部総合処理センター				
		焼却施設		破砕選別施設		
所在地		西宮市西宮浜3丁目8番地 電話(0798)22-6601(代表)				
敷地面積		40,998.77 m ²				
着工竣工年月日		平成5年6月25日～平成9年8月31日		平成6年9月23日～平成9年8月31日		
建築(延床)面積		10,859(27,546) m ²		4,727(8,599) m ²		
建築構造		鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造 (焼却棟、管理棟、計量棟、その他付属棟)		鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造 (破砕棟、機械選別棟、貯留棟、その他)		
処理能力		525 t/24h		110 t/5h(粗大ごみ38t、不燃ごみ72t)		
主 要 設 備	受入供給設備	ごみ計量装置	30t 3基	受入供給設備	ごみクレーン	2基
		ごみクレーン	2基		粗大ごみピット	700 m ³
		ごみピット	7,100 m ³		不燃ごみピット	700 m ³
	燃焼設備	三菱マルチン形全連続燃焼式 ストーカ炉 175 t/24h × 3基		選別設備	粗大ごみダンピングボックス	2基
		助燃バーナー(都市ガス)	3基		切断処理物ピット	180 m ³
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ(過熱器付)	3基	手選別装置	1式	
	余熱利用設備	復水タービン発電機 6,000kw 1基		磁性物選別装置	1式	
		蒸気配分設備		1式	不燃物・可燃物選別装置	1式
	排ガス 処理設備	高効率総合排ガス処理装置 3基 (乾式消石灰吹込み装置、 ろ過式集塵装置、 触媒脱硝反応装置)		破砕・ 圧縮設備	横型回転式破砕機 79t/5h	1基
					(圧縮供給装置付)	
備	煙突	高さ	59.5m	貯留設備	貯留場	900 m ³
		灰クレーン	2基		手選別物貯留室	6室
	灰搬出設備	灰ピット	1,200 m ³		アルミ缶圧縮装置	2基
		ダストピット	200 m ³		磁性物バンカ	8基
	集塵灰処理施設	1式	不燃物バンカ		2基	
排水処理	有機・無機系汚水処理設備	1式				
当 初 建 設 費	国庫補助金	4,508,512千円		2,096,776千円		
	県補助金	—		—		
	起債	35,342,900		3,523,500		
	一般財源	2,410,831		96,224		
	合計	42,262,243		5,716,500		

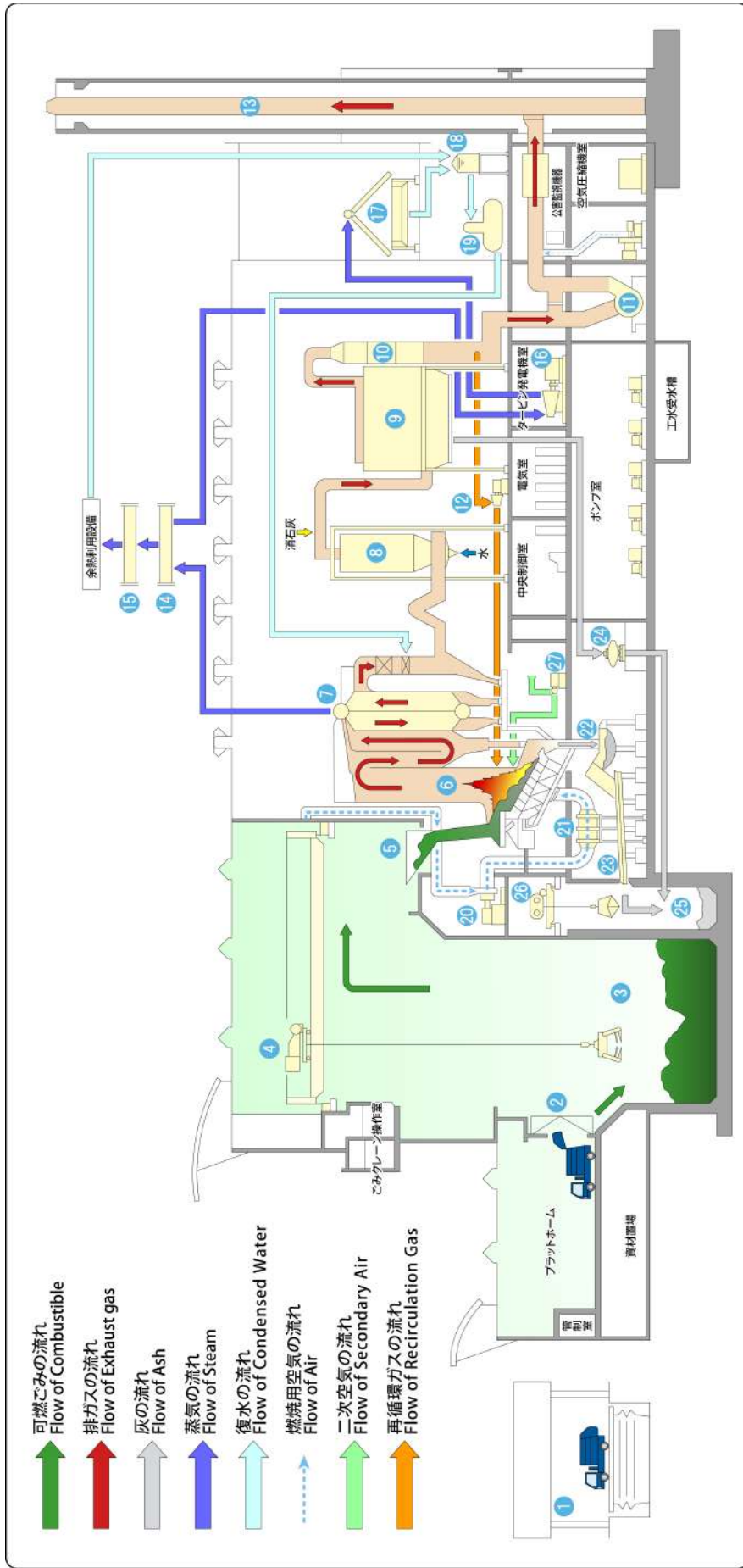
※ 用地取得費、地盤改良費、基本設計費、事務費等は焼却施設建設費に含む。



西部総合処理センター

施設配置図

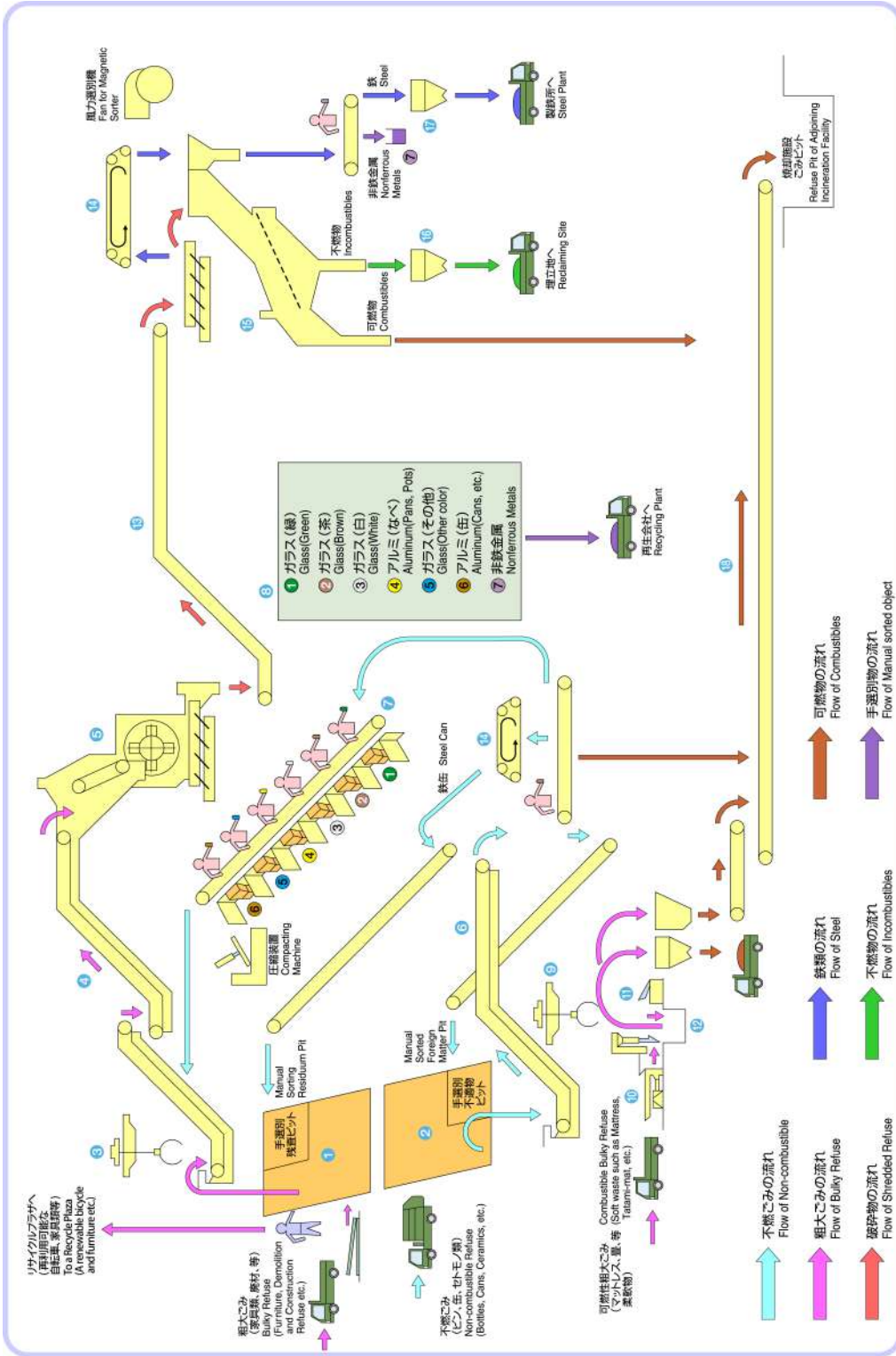




- 1 3 基 Refuse truck scale
- 2 10 門 Refuse bunker gate / Dumping box
- 3 1 基 Refuse burner
- 4 2 基 Refuse hopper
- 5 3 基 Incinerator
- 6 3 基 Boiler
- 7 6 基 Gas cooling tower
- 8 3 基 Filter-type flue dust collector
- 9 3 基 DeNOx reactor tower
- 10 3 基 Induced draft fan
- 11 2 基 Exhaust gas recirculation draft fan
- 12 1 基 Stack
- 13 2 基 High-pressure steam collector
- 14 2 基 Low-pressure steam collector
- 15 1 基 Steam turbine generator
- 16 1 基 Low-pressure steam condenser
- 17 2 基 Condensing tank
- 18 3 基 Ash bunker
- 19 3 基 Ash discharge
- 20 3 基 Ash conveyor
- 21 1 基 Collected ash treatment system
- 22 各1ビット Ash bunker / Dustpit
- 23 2 基 Ash crane
- 24 2 基 Second blower

- 15 3 基 脱硝装置
- 16 3 基 DeNOx反応塔
- 17 3 基 誘引送風機
- 18 3 基 誘引送風機
- 19 2 基 排ガス再循環送風機
- 20 2 基 排ガス再循環送風機
- 21 1 基 煙突
- 22 1 基 煙突
- 23 2 基 高圧蒸気だめ
- 24 2 基 低圧蒸気だめ
- 25 2 基 蒸気タービン発電機
- 26 1 基 蒸気タービン発電機
- 27 1 基 低圧蒸気復水器
- 28 1 基 低圧蒸気復水器
- 29 2 基 復水タンク
- 30 2 基 復水タンク
- 31 3 基 灰ホッパー
- 32 3 基 灰ホッパー
- 33 3 基 灰ホッパー
- 34 3 基 灰ホッパー
- 35 3 基 灰ホッパー
- 36 3 基 灰ホッパー
- 37 3 基 灰ホッパー
- 38 3 基 灰ホッパー
- 39 3 基 灰ホッパー
- 40 3 基 灰ホッパー
- 41 3 基 灰ホッパー
- 42 3 基 灰ホッパー
- 43 3 基 灰ホッパー
- 44 3 基 灰ホッパー
- 45 3 基 灰ホッパー
- 46 3 基 灰ホッパー
- 47 3 基 灰ホッパー
- 48 3 基 灰ホッパー
- 49 3 基 灰ホッパー
- 50 3 基 灰ホッパー
- 51 3 基 灰ホッパー
- 52 3 基 灰ホッパー
- 53 3 基 灰ホッパー
- 54 3 基 灰ホッパー
- 55 3 基 灰ホッパー
- 56 3 基 灰ホッパー
- 57 3 基 灰ホッパー
- 58 3 基 灰ホッパー
- 59 3 基 灰ホッパー
- 60 3 基 灰ホッパー
- 61 3 基 灰ホッパー
- 62 3 基 灰ホッパー
- 63 3 基 灰ホッパー
- 64 3 基 灰ホッパー
- 65 3 基 灰ホッパー
- 66 3 基 灰ホッパー
- 67 3 基 灰ホッパー
- 68 3 基 灰ホッパー
- 69 3 基 灰ホッパー
- 70 3 基 灰ホッパー
- 71 3 基 灰ホッパー
- 72 3 基 灰ホッパー
- 73 3 基 灰ホッパー
- 74 3 基 灰ホッパー
- 75 3 基 灰ホッパー
- 76 3 基 灰ホッパー
- 77 3 基 灰ホッパー
- 78 3 基 灰ホッパー
- 79 3 基 灰ホッパー
- 80 3 基 灰ホッパー
- 81 3 基 灰ホッパー
- 82 3 基 灰ホッパー
- 83 3 基 灰ホッパー
- 84 3 基 灰ホッパー
- 85 3 基 灰ホッパー
- 86 3 基 灰ホッパー
- 87 3 基 灰ホッパー
- 88 3 基 灰ホッパー
- 89 3 基 灰ホッパー
- 90 3 基 灰ホッパー
- 91 3 基 灰ホッパー
- 92 3 基 灰ホッパー
- 93 3 基 灰ホッパー
- 94 3 基 灰ホッパー
- 95 3 基 灰ホッパー
- 96 3 基 灰ホッパー
- 97 3 基 灰ホッパー
- 98 3 基 灰ホッパー
- 99 3 基 灰ホッパー
- 100 3 基 灰ホッパー

西部総合処理センター破砕選別施設 処理系統図



1 粗大ごみピット Bulk Refuse Pit	1ピット 1 pit	7 手選別コンベヤ Manual-sorting Conveyor	2基 2 units	13 破砕物コンベヤ Crushed Refuse Conveyor	1基 1 unit
2 不燃ごみピット Non-combustible Refuse Pit	1ピット 1 pit	8 手選別物貯留室 Manual-sorted Refuse Storage Chamber	6室 6 chambers	14 磁選機 Magnetic Sorter	1基 1 unit
3 ごみクレーン Refuse Crane	2基 2 units	9 切断処理物搬出クレーン Shredded Refuse Crane	1基 1 unit	15 不燃物・可燃物選別装置 Combustibles/Incombustibles Sorting Equipment	1基 1 unit
4 粗大ごみ供給コンベヤ Bulk Refuse Feed Conveyor	1基 1 unit	10 切断機 Cutting Machine	1基 1 unit	16 不燃物バンカ Incombustibles Bunker	2基 2 boxes
5 横型回転破砕機 Horizontal Rotary Crusher	1基 1 unit	11 せん断機 Shear Shredder	1基 1 unit	17 磁性物バンカ Steel Bunker	8基 8 boxes
6 不燃ごみ供給コンベヤ Non-combustible Refuse Feed Conveyor	1基 1 unit	12 切断処理物ピット Shredded Refuse Pit	1ピット 1 pit	18 可燃物コンベヤ Combustibles Conveyor	3基 3 units

イ 東部総合処理センター

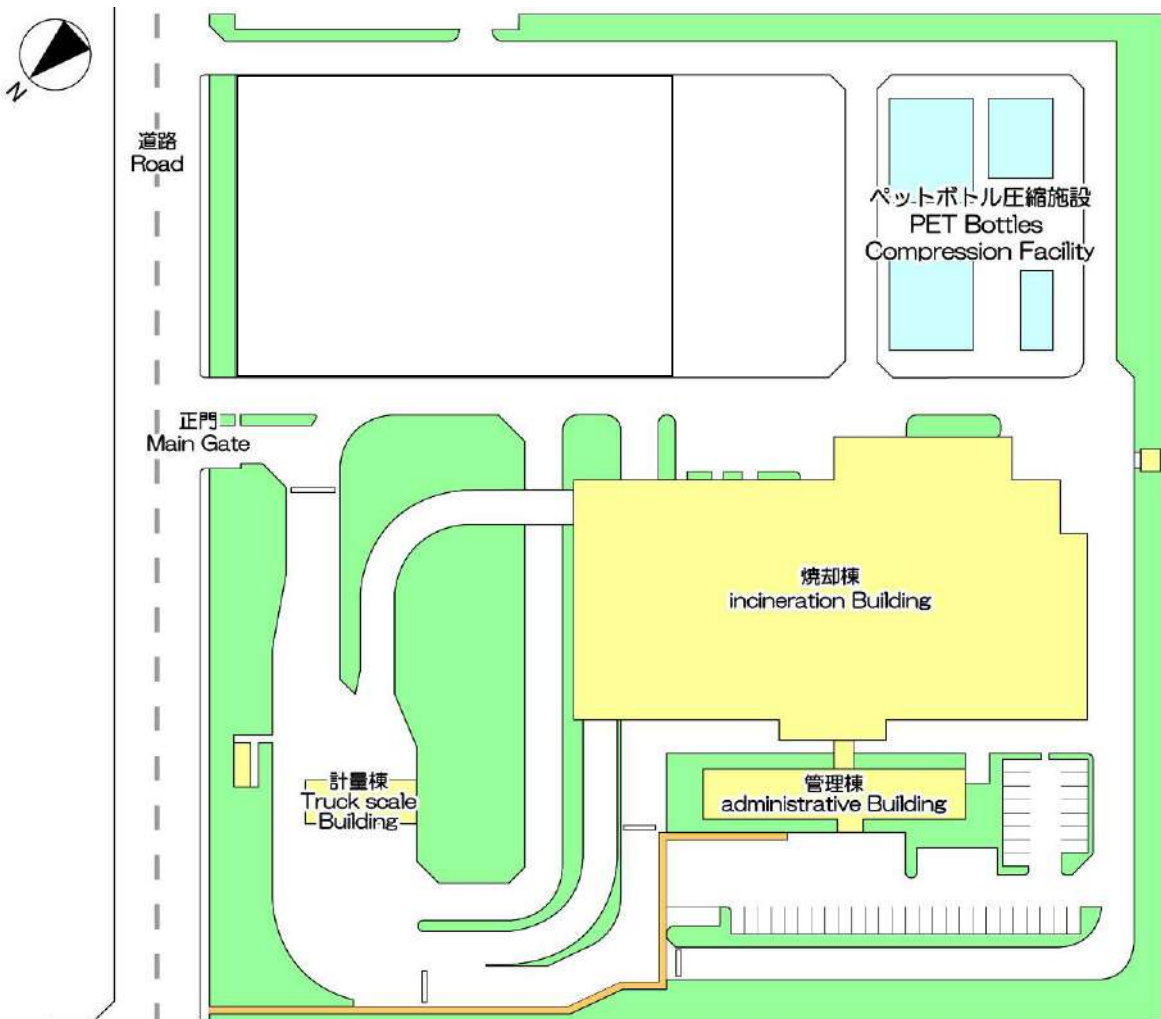
区 分		東 部 総 合 処 理 セ ン タ ー					
		焼 却 施 設		ペ ッ ト ボ ト ル 圧 縮 施 設			
所 在 地		西宮市鳴尾浜2丁目1番地4					
敷 地 面 積		37,246.80 m ²					
着工竣工年月日		平成20年12月19日 ~ 平成24年12月21日		平成12年6月2日 ~ 平成12年10月16日			
建築(延床)面積		5,556.83(10066.41) m ²		672.49 (653.24) m ²			
建 築 構 造		鉄筋コンクリート・鉄骨造 (焼却棟、管理棟、計量棟、その他付属棟)		鉄骨平屋建			
処 理 能 力		280 t / 24 h		2.15 t / 5 h			
主 要 設 備	受入供給設備	ごみ計量装置	30 t 3基	受入供給設備	供給コンベヤ	1基	
		ごみクレーン	2基		選別施設	傾斜スクリーン	1基
		ごみピット	6,000 m ³			手選別コンベヤ	1基
	燃 焼 設 備	JFE 全連続燃焼式 ストーカ炉 140t/24h× 2基 助燃バーナー (都市ガス) 2基		圧縮減容設備	手選別ステージ	1基	
					減容機投入コンベヤ	1基	
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ (過熱器付)	2基	そ の 他	圧縮減容機	1式	
	余熱利用設備	抽気復水タービン発電機 7,200kw			計量装置	1式	
		蒸気配分設備			1式	ローラコンベヤ	1式
	排 ガ ス 処 理 設 備	高効率総合排ガス処理装置 2基 (乾式薬剤吹込み装置、 ろ過式集塵装置、 触媒脱硝反応装置)			ホイスト	1式	
		煙 突	高さ		59.5m		
灰 搬 出 設 備	灰クレーン	2基					
	灰ピット	315 m ³					
	ばいじん処理物ピット	165 m ³					
排 水 処 理	集塵灰処理施設	1式					
		無機系汚水処理設備	1式				
当 初 建 設 費	国庫補助金	4,211,279 千円		31,819 千円			
	県補助金	—		—			
	起 債	6,488,500		30,200			
	一 般 財 源	1,413,591		4,078			
	合 計	12,113,370		66,097			

※ 基本設計費、解体費(旧施設)、事務費等は焼却施設建設費に含む。

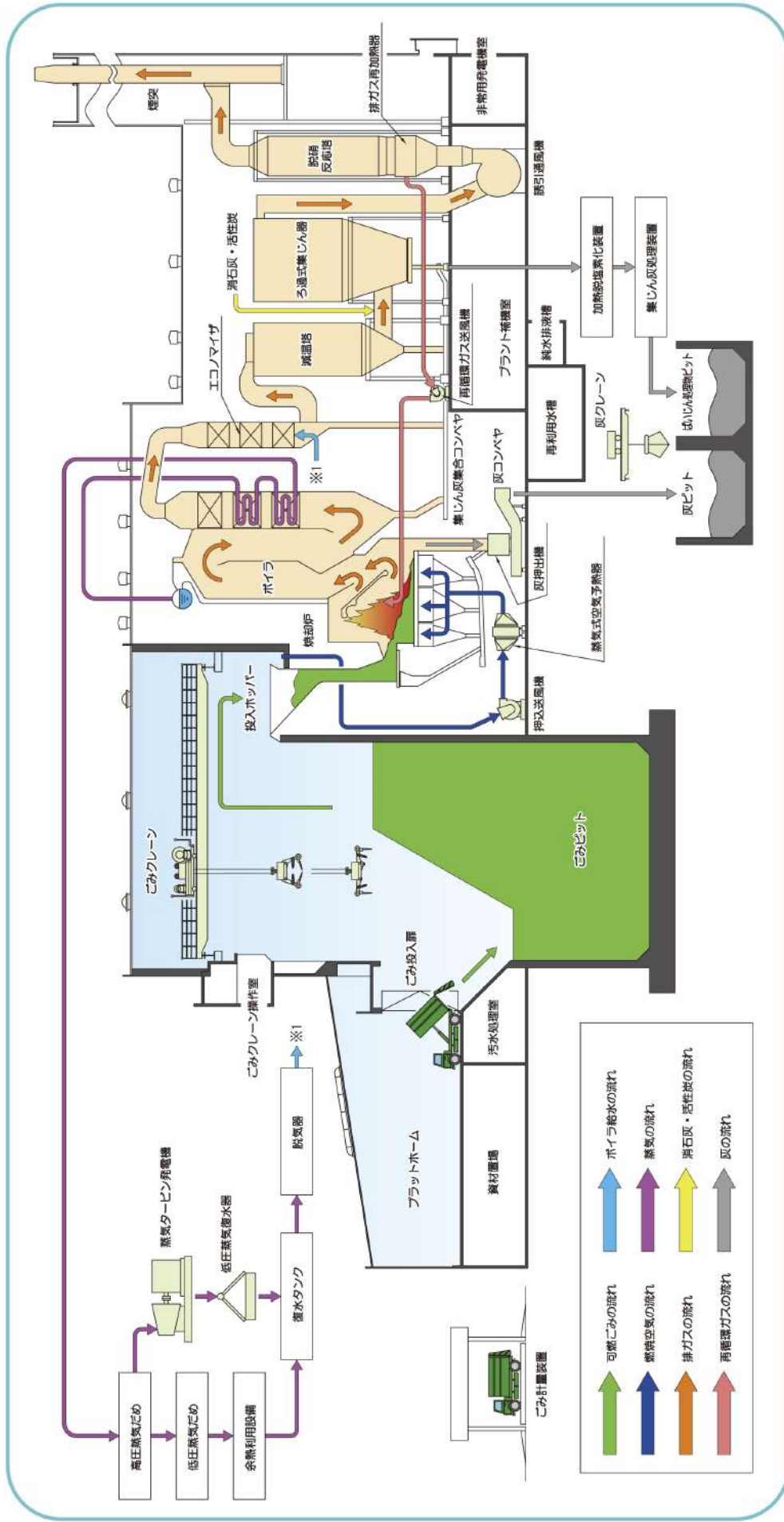


東部総合処理センター焼却施設

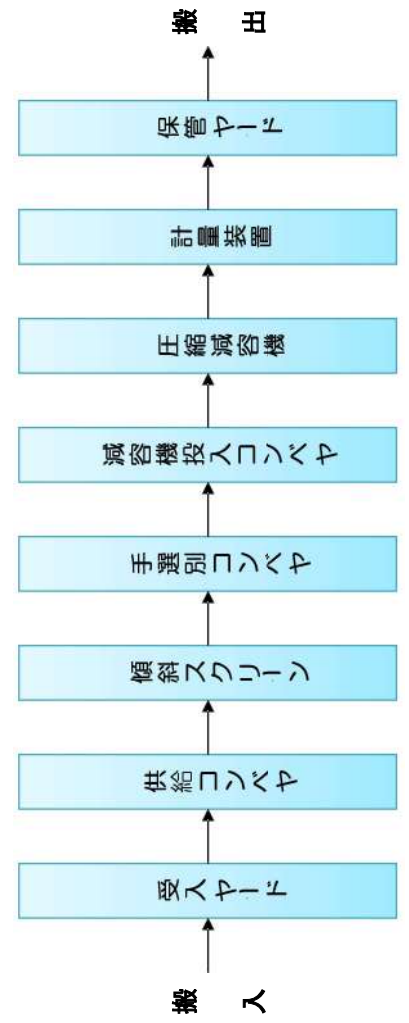
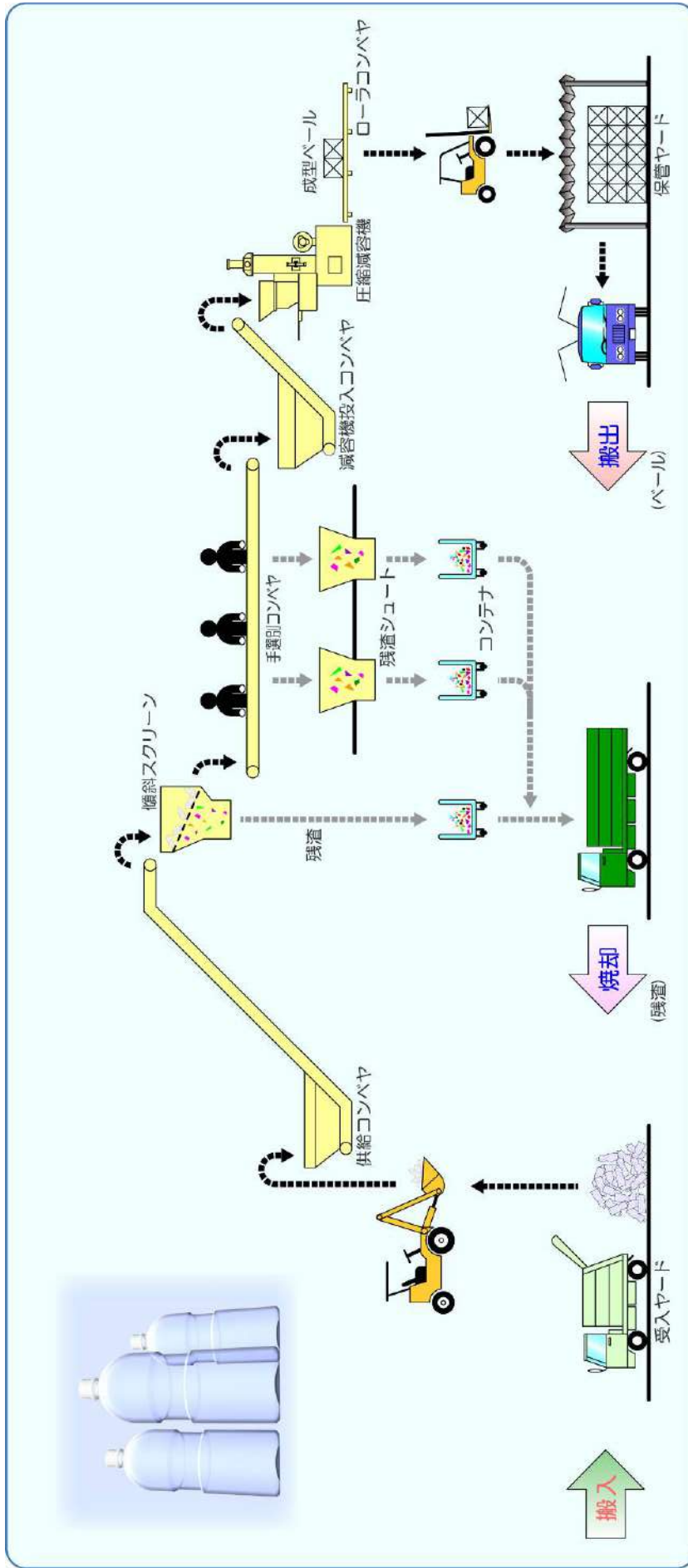
施設配置図



東部総合処理センター焼却施設 処理系統図



東部総合処理センターペットボトル圧縮施設 処理系統図



ウ リサイクルプラザ

区 分	名 称	リサイクルプラザ 粗大ごみ展示・活用施設
所在地	西宮市西宮浜3丁目8番地（西部総合処理センター内）	
敷地面積	40,998.77 m ²	
建築（延床）面積	685.82（681.32）m ²	
着工竣工年月日	平成10年10月17日～平成11年3月15日	
建築構造	鉄骨平屋建	
施設設備	展示コーナー・修理コーナー・広報コーナー	
当初建設費	ごみ資源回収基金費	91,980 千円

リサイクルプラザ 配置図



①展示コーナー

②修理コーナー

③広報コーナー

④掲示板

② 令和4年度 ごみ処理実績

ア 西部総合処理センター

単位:トン

月別	区分	搬入量					中間処理量詳細			中間処理量		最終処理量									
		可燃	不燃	粗大	汚物等	計	焼却処理内訳			焼却	破砕選別	埋立処分	セメント化		売却				広域処分	リサイクル プラガ 再生品	
							1号炉	2号炉	3号炉				灰	残渣	灰	鉄	非鉄	ガラス			ダンボール
4		5,039.85	543.76	547.23	0.00	6,130.84	0.00	3,292.74	3,762.86	7,055.60	1,198.63	1,096.38	110.00	107.38	246.81	29.86	68.28	0.21	345.16	0.051	3.25
5		5,841.65	600.77	538.88	0.17	6,981.47	0.00	901.39	5,043.93	5,945.32	1,108.98	991.76	114.00	155.76	167.99	49.44	67.63	0.26	285.32	0.050	3.17
6		7,410.01	587.92	489.99	0.39	8,488.31	0.00	4,753.10	4,033.40	8,786.50	1,071.04	1,595.90	89.00	146.90	134.88	46.64	38.62	0.29	220.43	0.110	2.97
7		5,275.23	525.20	451.86	0.25	6,252.54	0.00	5,548.12	436.91	5,985.03	935.98	1,062.16	73.00	87.16	135.05	48.67	52.99	0.04	236.75	0.036	2.58
8		5,540.78	606.07	485.29	0.16	6,632.30	0.00	659.64	5,162.52	5,822.16	1,069.12	1,093.94	132.00	136.94	130.19	38.51	79.76	0.30	248.76	0.030	2.59
9		5,403.14	551.87	464.29	0.21	6,419.51	0.00	1,323.66	4,944.97	6,268.63	1,019.28	944.42	102.00	156.42	149.05	38.66	26.75	0.27	214.73	0.058	2.56
10		5,248.28	512.25	484.76	0.06	6,245.35	0.00	4,664.37	1,369.26	6,033.63	1,008.43	993.54	95.00	156.54	138.96	43.30	68.27	0.29	250.82	0.057	3.32
11		5,349.46	550.03	476.61	0.00	6,376.10	0.00	5,083.44	0.00	5,083.44	1,037.63	1,050.70	96.00	155.70	145.78	38.71	56.49	0.31	241.29	0.046	3.24
12		3,907.34	602.52	546.96	0.20	5,057.02	0.00	3,831.60	1,562.24	5,393.84	1,036.24	971.06	74.00	145.06	137.46	53.98	27.89	0.39	219.72	0.051	2.56
1		3,473.65	572.03	403.28	0.00	4,448.96	0.00	0.00	4,324.14	4,324.14	1,070.92	844.86	120.00	135.86	157.45	30.60	55.70	0.34	244.09	0.081	2.69
2		2,645.69	474.01	371.30	0.20	3,491.20	0.00	0.00	2,445.10	2,445.10	755.33	616.08	46.00	87.08	76.31	44.33	53.86	0.26	174.76	0.099	2.76
3		4,682.72	578.04	609.31	0.07	5,870.14	0.00	4,439.05	853.01	5,292.06	1,185.09	1,005.68	90.00	27.68	193.90	39.66	44.44	0.55	278.55	0.053	3.14
合計		59,817.80	6,704.47	5,869.76	1.71	72,393.74	0.00	34,497.11	33,938.34	68,435.45	12,496.57	12,266.48	1,141.00	1,498.48	1,813.83	502.36	640.68	3.51	2,960.38	0.722	34.83
月平均		4,984.82	558.71	489.15	0.14	6,032.81	0.00	2,874.76	2,828.20	5,702.95	1,041.38	1,022.21	95.08	124.87	151.15	41.86	53.39	0.29	246.70	0.060	2.90

イ 東部総合処理センター

単位:トン

区 分 月 別	搬入量					中間処理量詳細			中間処理量			最終処分量		
	可 燃	汚物等	ペットボトル 残渣	その他プラ 残渣	計	焼却処理内訳		焼却炉	専焼炉	計	埋立処分		計	
						1号炉	2号炉				焼却灰	処理灰		
4	5,043.92	0.53	12.09	17.62	5,074.16	3,141.70	1,334.93	4,476.63	0.53	4,477.16	460.00	190.00	650.00	
5	5,103.77	0.77	11.57	19.73	5,135.84	4,381.83	2,402.24	6,784.07	0.77	6,784.84	501.00	261.00	762.00	
6	3,290.40	0.26	12.12	19.59	3,322.37	409.05	1,195.06	1,604.11	0.26	1,604.37	189.00	70.00	259.00	
7	4,221.07	0.63	12.48	22.28	4,256.46	2,055.33	3,703.50	5,758.83	0.63	5,759.46	429.00	166.00	595.00	
8	4,479.21	0.70	12.28	24.22	4,516.41	4,058.71	0.00	4,058.71	0.70	4,059.41	311.00	177.00	488.00	
9	4,380.51	0.62	13.20	23.63	4,417.96	4,553.73	203.61	4,757.34	0.62	4,757.96	242.00	125.00	367.00	
10	4,494.73	0.47	13.52	24.71	4,533.43	396.44	4,003.52	4,399.96	0.47	4,400.43	374.00	175.00	549.00	
11	4,298.84	0.63	11.90	24.14	4,335.51	57.15	3,911.73	3,968.88	0.63	3,969.51	299.00	149.00	448.00	
12	6,654.05	0.53	10.61	30.24	6,695.43	3,889.24	2,316.66	6,205.90	0.53	6,206.43	510.00	230.00	740.00	
1	5,951.29	0.53	11.71	25.10	5,988.63	4,118.52	2,006.58	6,125.10	0.53	6,125.63	442.00	201.00	643.00	
2	5,513.80	0.47	9.75	30.65	5,554.67	2,941.41	3,448.79	6,390.20	0.47	6,390.67	503.00	259.00	762.00	
3	4,944.93	0.53	10.44	38.01	4,993.91	904.56	3,677.82	4,582.38	0.53	4,582.91	446.00	240.00	686.00	
合計	58,376.52	6.67	141.67	299.92	58,824.78	30,907.67	28,204.44	59,112.11	6.67	59,118.78	4,706.00	2,243.00	6,949.00	
月平均	4,864.71	0.56	11.81	24.99	4,902.07	2,575.64	2,350.37	4,926.01	0.56	4,926.57	392.17	186.92	579.08	

③ 令和4年度ごみ処理施設稼働状況

了 西部総合処理センター

区分 月別	稼働時間(分)				稼働日数(日)				稼働日数(日)				光熱水使用量												蒸気(ton)																
	機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機												
	機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機		機										
	1号炉	2号炉	3号炉	計	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機										
4	0	506	563	1,069	75	0	21	24	45	15	26	26	12	21	9,768	580	5	585	2,568,650	1,487,933	1,080,717	102,874	1,189,591	1,102,827	78,800	1,964	4,340	139	4,479	554	272	8	834	971	26,252	2,740	23,512	65	23,447	16,765	6,682
5	0	132	742	874	70	0	6	31	37	14	31	26	11	22	3,637	10	6	16	2,001,070	805,567	1,195,113	15,318	1,210,431	1,129,964	78,455	2,012	4,148	133	4,281	642	294	5	941	945	21,813	839	20,974	69	20,905	13,872	7,033
6	0	720	628	1,348	69	0	30	26	56	14	30	26	11	22	7,432	13	5	18	3,171,510	1,774,050	1,397,460	130	1,397,590	1,310,148	85,157	2,285	5,255	127	5,382	675	302	8	985	1,057	30,568	1,719	28,849	109	28,740	20,726	8,014
7	0	736	60	796	57	0	31	3	34	11	31	26	9	21	3,629	10	6	16	1,752,740	575,158	1,177,582	20,871	1,198,453	1,107,301	88,343	2,809	4,446	125	4,571	609	313	16	938	1,134	19,561	144	19,417	136	19,281	12,373	6,908
8	0	111	743	854	66	0	4	31	35	13	31	27	11	23	14,94	9	6	15	1,800,380	533,742	1,267,238	18,940	1,286,178	1,189,918	93,431	2,829	4,754	142	4,896	620	339	14	973	982	19,797	126	19,671	140	19,531	12,593	6,938
9	0	203	720	923	58	0	9	30	39	12	30	26	9	22	6,078	10	6	16	1,894,340	649,852	1,244,488	21,117	1,265,605	1,177,566	85,204	2,435	4,573	120	4,693	715	310	12	1,037	1,039	20,318	29	20,289	122	20,167	13,143	7,024
10	0	744	232	976	60	0	31	10	41	12	31	26	10	21	5,420	9	5	14	1,931,890	731,915	1,199,965	30,317	1,230,282	1,153,521	74,739	2,022	4,411	124	4,535	681	297	8	986	1,080	21,112	21	21,091	103	20,988	13,428	7,560
11	0	720	0	720	64	0	30	0	30	13	30	26	10	22	1	9	5	14	1,405,470	328,389	1,077,081	11,950	1,089,031	1,015,197	71,906	1,928	3,535	130	3,665	611	290	8	909	1,038	17,151	27	17,124	93	17,031	10,367	6,664
12	0	538	223	761	54	0	22	10	32	11	31	27	9	20	10,953	10	4	14	1,331,520	276,384	1,054,536	44,288	1,098,824	1,017,528	78,781	2,515	3,826	118	3,944	615	280	5	880	1,032	16,801	134	16,667	145	16,522	9,058	7,464
1	0	0	744	744	68	0	0	31	31	14	31	26	11	20	0	9	4	13	1,148,340	152,083	996,257	54,921	1,051,178	967,375	81,304	2,489	3,466	134	3,600	683	287	3	973	1,038	15,679	54	15,625	147	15,478	7,813	7,665
2	0	0	345	345	39	0	0	14	14	8	14	24	6	19	6,420	2,824	66	2,890	437,180	63,687	373,493	476,155	849,648	771,755	75,659	2,234	3,281	132	3,413	692	204	0	886	2,442	7,398	868	6,530	51	6,479	3,114	3,365
3	0	676	139	815	82	0	30	5	35	16	31	27	13	23	14,265	12	5	17	1,649,620	614,641	1,034,379	81,594	1,115,973	1,030,677	85,281	2,015	4,504	156	4,660	622	316	3	941	1,706	19,077	261	18,816	74	18,742	11,616	7,126
合計	0	5,086	5,139	10,225	762	0	214	215	429	153	347	313	122	256	69,097	3,505	123	3,628	21,062,700	7,994,391	13,093,309	878,475	13,976,784	12,974,177	975,000	27,547	50,539	1,580	52,119	7,719	3,484	90	11,233	14,464	235,527	6,962	238,465	1,254	227,311	144,868	82,443
月平均	0	424	428	852	64	0	18	18	36	13	29	26	10	21	5,758	292	10	302	1,757,225	666,199	1,091,526	73,206	1,164,732	1,081,181	81,255	2,296	4,212	132	4,343	643	290	8	941	1,205	19,627	580	19,047	105	18,943	12,072	6,870

イ 東部総合処理センター

月別	稼働時間(h)				稼働日数(日)				運転日数(日)				光熱水使用量										蒸気 (ton)					
	焼却炉		計	専焼炉	焼却炉		計	専焼炉(÷4h)	焼却施設	専焼施設	ガス (m3)			電気 (kWh)				水 (m3)	復水量	発生量	総量	有効利用量						
	1号炉	2号炉			焼却炉	2号炉					中圧	低圧	送電	場内使用	受電	必要	工水					上水	下水	雨水	場外	計	タービン	その他
	1号炉	2号炉	専焼炉	2号炉	焼却炉	専焼炉	計	送電	場内使用	受電	必要	工水						上水	下水	雨水								
4	621	268	889	12	26	11	37	3	30	3	2,280	308	2,588	0	2,442,840	1,761,910	680,930	16,940	697,870	3,184	104	67	84	17,326.0	0.00	17,326.0	14,615.00	2,711.00
5	744	421	1,165	16	31	17	48	4	31	4	10,483	432	10,915	0	3,364,000	2,541,270	822,730	0	822,730	3,774	107	57	73	23,085.1	0.00	23,085.1	19,958.40	3,126.70
6	81	210	291	12	3	9	12	3	13	3	1,978	328	2,306	117	758,610	483,380	275,230	246,980	522,210	1,068	138	72	87	5,714.8	0.00	5,714.8	4,857.10	857.70
7	401	714	1,115	16	17	29	46	4	31	4	5,320	228	5,548	196	2,914,800	2,062,730	852,070	0	852,070	2,359	117	113	78	20,552.0	0.00	20,552.0	17,827.40	2,724.60
8	744	0	744	12	31	0	31	3	31	3	2,101	557	2,658	181	1,805,470	1,058,010	747,460	0	747,460	2,119	106	108	89	13,953.5	0.00	13,953.5	10,427.50	3,526.00
9	720	32	752	12	30	2	32	3	30	3	0	322	322	322	1,868,090	1,156,620	711,470	0	711,470	1,857	95	95	77	14,204.6	0.00	14,204.6	10,905.40	3,299.20
10	89	744	833	12	3	31	34	3	31	3	4,708	271	4,979	240	2,035,580	1,332,120	703,460	0	703,460	1,908	100	95	77	15,256.9	0.00	15,256.9	11,992.00	3,264.90
11	8	720	728	8	1	30	31	2	30	2	0	277	277	285	1,774,700	1,145,090	629,610	0	629,610	1,740	95	90	69	13,587.4	0.00	13,587.4	10,445.20	3,142.20
12	744	474	1,218	16	31	19	50	4	31	4	3,556	188	3,744	349	3,110,960	2,344,860	766,100	0	766,100	2,677	100	105	66	21,566.4	0.00	21,566.4	18,504.90	3,061.50
1	744	368	1,112	8	31	16	47	2	31	2	4,992	394	5,386	407	2,961,950	2,200,120	761,830	0	761,830	2,736	99	105	65	20,855.0	0.00	20,855.0	17,797.80	3,057.20
2	593	672	1,265	12	24	28	52	3	28	3	0	264	264	368	3,212,160	2,481,960	730,200	0	730,200	2,708	96	96	59	22,087.6	0.00	22,087.6	19,329.00	2,758.60
3	176	689	865	16	8	28	36	4	31	4	2,140	270	2,410	391	2,271,700	1,564,400	707,300	0	707,300	2,526	108	95	58	16,360.3	0.00	16,360.3	13,756.70	2,603.60
合計	5,665	5,312	10,977	152	236	220	456	38	348	38	37,558	3,839	41,397	2,707	28,520,860	20,132,470	8,388,390	263,920	8,652,310	28,656	1,265	1,098	882	204,719.2	169.6	204,549.6	170,416.40	34,133.20
月平均	472	443	915	13	20	18	38	3	29	3	3,130	320	3,450	226	2,376,738	1,677,706	699,033	21,993	721,026	2,388	105	92	74	17,060.0	0.00	17,060.0	14,201.00	2,844.00

(5) 最終処分

①埋立地

場 所	所 有 者	容 積(m ³)	埋 立 開始日	埋 立 完了日	後 地 利 用
枝 川 町	西 宮 市	20,000	S37.6	S39.4	下水終末処理場
〃	大 蔵 省	80,000	S39.4	S40.12	〃
上 田 東 町	明 和 工 業 (株)	4,500	S36.1	S39.7	住宅公団建設用地
豊 楽 町	西 宮 市	20,000	S40.2	S40.6	市 公 園
高 須 町	新 明 和 工 業(株)	57,000	S40.6	S43.7	住宅公団建設用地
上 ヶ 原	(株) 村 井 組	251,000	S41.1	S49.8	
甌 岩 町	矢 田 保	15,000	S43.7	S43.11	
湯 元 町	西 宮 市	15,000	S43.11	S44.9	市 水 道 局 公 園
上 田 西 町	東 光 雄	6,000	S44.6	S45.8	
上 山 口 字 西 谷	(有) 兵 庫 陸 運	40,000	S50.1	S51.12	
尼崎市平左衛門町地先	兵 庫 県	3,761,000	S52.4	S60.11	流域下水道用地
西宮地区埋立地	〃	293,000	S60.12	H2.1	緑 地
大阪湾フェニックス 計画尼崎沖埋立処分場	大阪湾広域臨海環境 整備センター	16,000,000 (2,200,000)	H2.1	H14.3	土地再開発用地等
大阪湾フェニックス 計画神戸沖埋立処分場	〃	15,000,000 (11,330,000)	H14.4	R12 予 定	港湾関連用地等

() 内は一般廃棄物にかかる埋立容積



大阪湾フェニックス計画神戸沖埋立処分場
(令和3年12月現在 提供：大阪湾広域臨海環境整備センター)

② 焼却灰・不燃残渣埋立・セメント処理実績

年 度	単位	30	31	2	3	4
焼 却 灰 等	t	20,921	19,804	20,059	19,271	17,717
セ メ ン ト 化 量	t	1,499	1,497	1,498	1,498	1,498
不 燃 残 渣	t	686	928	886	922	1,141
合 計	t	23,106	22,229	22,443	21,691	20,356

③ 乾電池等回収・処分実績

年 度	単位	30	31	2	3	4
回 収 量	kg	963	1,043	4,556	1,327	1,363
場 内 処 分 量	kg	604	610	874	617	641
広 域 処 分 量 (水 銀 無)	kg	294	471	469	677	722
広 域 処 分 量 (水 銀 有)	kg	-	-	3,200	-	-
貯 留 量 (水 銀 無)	kg	48	-	-	-	-
貯 留 量 (水 銀 有)	kg	38	48	62	68	68

④ 蒸気回収実績

西部総合処理センター

年 度	単位	30	31	2	3	4
回 収 量	t	287,471	279,354	263,535	256,539	235,527
有 効 利 用 量	t	264,195	267,070	244,518	248,545	228,565
売 却 収 入	千円	0	0	0	0	0

東部総合処理センター

年 度	単位	30	31	2	3	4
回 収 量	t	235,778	249,598	228,153	239,360	204,719
有 効 利 用 量	t	235,485	249,441	228,037	238,662	204,550
売 却 収 入	千円	2,549	2,931	983	0	0

合計

年 度	単位	30	31	2	3	4
回 収 量	t	523,249	528,952	491,688	495,899	440,246
有 効 利 用 量	t	499,680	516,511	472,555	487,207	433,115
売 却 収 入	千円	2,549	2,931	983	0	0

⑤ 発電実績

西部総合処理センター

年 度	単位	30	31	2	3	4
発 電 電 力 量	千kWh	28,875	27,285	23,882	24,516	21,093
送 電 電 力 量	千kWh	14,574	12,347	10,336	11,171	7,994
送 電 収 入	千円	145,786	117,560	97,360	87,502	62,473

東部総合処理センター

年 度	単位	30	31	2	3	4
発 電 電 力 量	千kWh	33,698	35,647	32,054	34,257	28,521
送 電 電 力 量	千kWh	24,795	26,659	23,443	25,651	20,132
送 電 収 入	千円	375,434	398,813	363,361	335,851	285,248

合 計

年 度	単位	30	31	2	3	4
発 電 電 力 量	千kWh	62,573	62,932	55,936	58,773	49,614
送 電 電 力 量	千kWh	39,369	39,006	33,779	36,822	28,126
送 電 収 入	千円	521,220	516,373	460,721	423,352	347,721

⑥ 有価物施設回収・売却実績

年 度	単位	30	31	2	3	4
鉄 屑	t	1,981	1,959	2,009	1,899	1,814
ガ ラ ス 屑	t	958	860	749	718	641
非 鉄 金 属	t	532	532	592	586	502
段 ボ ー ル 等	t	19	14	6	2	4
総 回 収 量	t	3,490	3,365	3,356	3,205	2,961
売 却 額	千円	119,860	78,268	101,220	199,056	215,520

年 度	単位	30	31	2	3	4
ペットボトル再商品化量	t	626	607	655	705	847
その他プラ再商品化量	t	1,751	1,839	1,962	2,169	3,401
粗大ごみリユース品	t	-	-	-	-	7
小型家電再商品化量	t	75	107	129	136	174
計	t	2,452	2,553	2,746	3,010	4,429
売 却 額	千円	26,260	30,146	28,005	21,782	79,161

⑦ 資源ごみ等回収実績

年	度	単位	30	31	2	3	4	
資	源	A	t	2,900	2,711	2,892	3,032	3,121
資	源	B	t	2,913	2,623	2,422	2,353	2,490
計		t	5,813	5,334	5,314	5,385	5,611	
資源ごみ 売却収入	市売却分	千円	33,098	26,447	13,677	20,884	27,284	
	協力会納付金	千円	3,667	3,031	250	0	0	
	総収入	千円	36,765	29,478	13,927	20,884	27,284	

⑧ リサイクルプラザ運営実績

年	度	単位	30	31	2	3	4							
来	場	者	数	人	43,321	40,931	19,614	17,487	21,404					
工	房	利	用	者	数	人	4,053	3,517	920	966	1,115			
展	示	ご	み	再	利	用	個	数	個	16,978	16,078	7,155	6,550	7,263

平成11年度5月1日より運営開始

平成31年度3月以降コロナによる制限

⑨ 廃家電4品目搬送実績

年	度	単位	30	31	2	3	4		
エ	ア	コ	ン	台	1	0	1	0	0
テ	レ	ビ	台	37	11	33	11	31	
冷	蔵	庫	台	35	5	16	7	11	
洗	濯	機	台	21	16	16	6	11	
台	数	計	台	94	32	66	24	53	
総	重	量	t	2	1	2	1	1	

平成13年度4月1日より家電リサイクル法施行

第8章 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物	56
2 西宮市の産業廃棄物対策	59

第 8 章 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物

(1) 概 要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）及び同法施行令により規定された下表に掲げるものをいい、「燃え殻」「汚泥」「廃油」等、あらゆる業種の事業活動に伴って生ずるもの 12 種類、「紙くず」「木くず」「繊維くず」等、特定業種の事業活動に伴って生ずるもの 7 種類及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの 1 種類の合計 20 種類に分けられている。

また、産業廃棄物のうち、引火性、毒性、感染性等の性状を有し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物（特定有害産業廃棄物、感染性産業廃棄物等）については、「特別管理産業廃棄物」として区分されている。

これらの産業廃棄物は、法により、産業廃棄物を排出する事業者が自己の責任において処理することが義務づけられており、自己処理できない場合については、産業廃棄物処理業者に委託して適正な処理を行うこととされている。

委託する際には、排出事業者はあらかじめ産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者とそれぞれ書面により契約を結ばなければならない、委託する毎に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、自己の排出した産業廃棄物の処理状況の把握に努めなければならない。また処理終了後に送付されるマニフェストと、契約期間が満了した契約書は、5 年間保存することと定められている。

(2) 産業廃棄物の種類

種類	具体的な例
(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状で排出されるものは汚泥） 産業廃棄物の焼却残灰・炉清掃排出物 集じん装置に集められたものは、(19)のばいじんとして扱う。
(2) 汚泥	工場排水等の処理後の汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃焼油、廃食料油、廃溶剤（アルコール類） タールピッチ類
(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、牛乳、酸洗浄工程その他の酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂なども該当する。
(7) 紙くず※	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工業 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの P C B が塗布され又は染み込んだものについては業種の限定はなく、特別管理産業廃棄物になる。
(8) 木くず※	木材、木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの及び貨物流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。） P C B が染み込んだものについては業種の限定はなく、特別管理産業廃棄物になる。
(9) 繊維くず※	繊維工業に係るもの（衣服その他の繊維製品製造業を除く）、建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。）→木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず P C B が染み込んだものについては業種の限定はなく、特別管理産業廃棄物になる。

種類	具体的な例
(10) 動植物性残さ※	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業に係るもので、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物→醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす
(11) 動物系固形不要物※	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
(12) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）
(13) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
(14) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず、石膏ボード、製品製造過程で生ずるコンクリートくず
(15) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
(16) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物→コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不要物
(17) 動物のふん尿※	畜産農業に係るもの
(18) 動物の死体※	畜産農業に係るもの
(19) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
(20) 処分するために処理したもの（政令第2条第13号の産業廃棄物）	(1)から(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの→コンクリート固型化物など

注1 ※は、具体例の欄の業種に該当する事業所から排出されるものに限定されます。

注2 「混合物」19種類の産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2種類以上の産業廃棄物の混合物とみなし、例えば、液状の廃合成塗料は、廃油と廃プラスチック類の混合物と判定されます。

注3 その他輸入廃棄物（携帯廃棄物、航行廃棄物を除く）も産業廃棄物に分類されます。

注4 工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを「石綿含有廃棄物」として定義しています。

注5 水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるものを「水銀使用製品産業廃棄物」として定義しています。

注6 水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻・鉱さい・ばいじん・汚泥及び水銀を15mg/Lを超えて含有する廃酸・廃アルカリを「水銀含有ばいじん等」として定義しています。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	具体的な例
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満のもの）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のもの）
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB（原液）及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず PCBが付着した陶磁器くず
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物（基準に適合しないものに限る。）
廃水銀等(*)	特定の施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品を除く。）、廃水銀等の処理物で基準に不適合であるもの
廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、断熱材、耐火被覆材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなど、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
指定下水汚泥及びその処理物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（総理府令）」に適合しないレベルの有害物質を含むもの
鉍さい及びその処理物	総理府令に適合しないレベルの有害物質を含むもの
重金属類等を含む産業廃棄物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第3に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で、総理府令に適合しないレベルの有害物質を含むもの
ばいじん、燃え殻及びそれらの処理物	廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設）から生じるもので、ダイオキシン類の含有量が3ng - TEQ/gを超えるもの
汚泥及びその処理物	廃棄物焼却炉である特定施設（同上の特定施設で、廃ガス洗浄施設を有するものに限る）から生じるもので、ダイオキシン類の含有量が3ng - TEQ/gを超えるもの（既設焼却炉にあっては、平成14年12月1日から適用）
(6) ばいじん	輸入された廃棄物（国内で一般廃棄物に該当するもの）の焼却施設（1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る。）において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3ng - TEQ/gを超えるもの
(7) ばいじん、燃え殻及びそれらの処理物	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却により生じたもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3ng - TEQ/gを超えるもの
(8) 汚泥及びそれらの処理物	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3ng - TEQ/gを超えるもの
(9) ばいじん（輸入された廃棄物に限る）	集じん施設により集められたもの

輸入された廃棄物のうち、国内で発生した特別管理産業廃棄物と同様な性状を有するものについては、排出場所の限定はなく、特別管理産業廃棄物となります。

(*)平成28年4月1日施行

2 西宮市の産業廃棄物対策

(1) 事業系廃棄物対策課の業務

同課業務のうち産業廃棄物対策に関する主な業務は、次のとおりである。

- ア. 廃掃法、自動車リサイクル法の業の許可等に関すること。
- イ. 処理施設の設置の許可等に関すること。
- ウ. 排出事業者・処理業者等に対する指導、啓発等に関すること。
- エ. 立入検査に関すること。
- オ. 不法投棄等の不適正処理に関すること。
- カ. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況届出等に関すること。
- キ. 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告等に関すること。
- ク. 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の許可等に関すること。
- ケ. 報告徴収に関すること。
- コ. 行政処分に関すること。
- サ. 産業廃棄物に係る統計、調査及び研究に関すること。

(2) 産業廃棄物処理業等許可申請書の審査

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分を行おうとする業者から提出された許可申請書の審査を行った。なお、令和4年度は産業廃棄物を排出する工場・事業所から提出された処理施設の設置許可申請はなかった。

許可申請の処理状況、産業廃棄物処理業許可業者の状況、産業廃棄物処理施設の設置状況は次の通りである。

許可申請等の処理状況（令和4年度）

件 数				申 請 件 数		
				許 可 等	不許可等	合 計
区 分						
(特別管理) 産業廃棄物	処理業者	収集運搬業	新規許可	0	0	0
			変更許可	0	0	0
			更新許可	0	0	0
		処分業	新規許可	0	0	0
			変更許可	2	0	2
			更新許可	0	0	0
	処理施設	設置許可	0	0	0	
排出事業者	処理施設	設置許可	0	0	0	
一般廃棄物		処理施設	設置許可	0	0	0
合 計				2	0	2

産業廃棄物処理業許可業者の状況（令和4年度末現在）

種 類	事 業 形 態		許可業者数
産 業 廃 棄 物	収集運搬業	積み替え保管を含まない	0
		積み替え保管を含む	5
	中間処理業		5
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	積み替え保管を含まない	0
		積み替え保管を含む	0
	中間処理業		1

産業廃棄物処理施設等の設置状況（令和4年度末現在）

	処理施設の種類	施設数	処理能力
排出事業者	汚泥の脱水施設	7(6)	1,160(960) m ³ /日
	汚泥の乾燥施設	3(3)	73.15(73.15) m ³ /日
処理業者	焼却施設	1	50.0 t/日
	汚泥の脱水施設	1	304.0 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設	1	90.9 m ³ /日
	廃プラスチック類の破砕施設	3	296.0 t/日
	木くず又はがれき類の破砕施設	5	2338.0 t/日
	*廃プラスチック類の圧縮・梱包施設	3	79.2 t/日
	*廃プラスチック類の溶融・減容施設	1	1.6 t/日
	*破砕施設	4	64.8 t/日
*メタン発酵施設	1	67.82 t/日	

()内は公共で内数とした。*の施設については15条施設ではない。

(3) 自動車リサイクル法に基づく申請の審査

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（「自動車リサイクル法」）に基づき、使用済自動車の解体業等を行おうとするものから提出された許可申請書等の審査を行った。

許可申請等の処理状況、許可業者等の状況は次のとおりである。

自動車リサイクル法に基づく申請等の処理状況（令和4年度）

		申請件数		
		許可等	不許可等	
引 取 業 者	新規登録	1	1	0
	更新登録	22	22	0
フ ロ ン類回収業者	新規登録	0	0	0
	更新登録	8	8	0
解 体 業 者	新規許可	0	0	0
	更新許可	0	0	0
破 砕 業 者	新規許可	0	0	0
	更新許可	0	0	0
合 計		31	31	0

自動車リサイクル法関連事業者数（令和4年度末現在）

種 類	許可等業者数
引 取 業 者	46
フ ロ ン 類 回 収 業 者	15
解 体 業 者	1
破 砕 業 者	0

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進と指導の強化

ア. 産業廃棄物処理業者への指導

延べ21業者の立入検査を実施し、処理施設の適正な維持管理、産業廃棄物の適正保管等についての監視・指導を行った。

イ. 排出事業者への指導

産業廃棄物を排出する工場・事業場のうち、許可対象の処理施設を設置しているものを中心に延べ 86 事業者の立入検査を実施し、処理施設の適正な維持管理、産業廃棄物の適正保管、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況、処理委託基準の遵守等について監視・指導を行った。

ウ. 産業廃棄物の不法投棄の監視及び苦情処理

定期的に監視パトロールを実施し、野外焼却等の不適正処理や、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理について指導を行った。また、市民からの通報、苦情のあった事案については迅速に現地の立入検査を実施し、問題の解決を図った。（苦情処理・指導件数 19 件）

立入検査及び行政処分・措置の状況（令和 4 年度）

区 分	立入検査 件 数	立 入 検 査 結 果 (行 政 指 導 等)		
		改 善	文書指示	口頭指示
産業廃棄物処理業者 (※)	21	0	0	5
産業廃棄物排出事業者 (※)	86	0	0	34
苦情・通報・監視 パトロール	19	0	0	14
合 計	126	0	0	53

(※) は計画的に行う立入検査

苦情・通報・監視パトロールの状況（令和 4 年度）

	野外焼却	不法投棄	不適正保管	不適正処理	その他	合 計
件 数	11 (9)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	3 (2)	19 (14)

() は改善指示したものを内数とした。

エ. 市内の電子マニフェスト使用状況

事業系廃棄物対策課管理により排出事業者「西宮市」が電子マニフェストに加入し、希望する市長部局・教育委員会等市内各課はサブ番号を付与されて電子マニフェストを使用している。令和 4 年度の使用状況は、21 課が使用して年度内引渡日登録は 1,413 件であった。

(5) 産業廃棄物多量排出事業者の把握

多量に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する事業者（年間の発生量が産業廃棄物にあつては 1,000 トン以上、特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン以上）は、排出抑制、再生利用に関する処理計画書を提出しなければならないとされており、これに該当する延べ 65 事業者から提出された処理計画書の審査を行うとともに、その内容をインターネットの利用により公表した。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 特別措置法」という。）に基づき、事業者から提出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書 82 件の審査を行うとともに、届出書の副本を公衆に縦覧することにより公表した。

P C B 特別措置法の届出状況（令和 3 年度末現在）

事業所数	変圧器（台）		高圧コンデンサー（台）		低圧コンデンサー（台）		安定器(kg)	
	保管中	使用中	保管中	使用中	保管中	使用中	保管中	使用中
82	40	79	35	33	17	0	170.7	0
	その他機器（台）		廃油（kg）	汚泥（kg）	感圧複写紙（kg）		ウエス（kg）	
	保管中	使用中	保管中	保管中	保管中		保管中	
	10	11	36	0	0		167	

(7) 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告等の状況

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事の届出を提出した業者のうち 24 箇所の工事現場に対し、立入検査を実施した。

(8) 産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整

産業廃棄物処理施設の許可申請等の前に、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、計画の事前公開（事業計画書の広告・縦覧、説明会の開催等）住民意見書の提出等の手法による合意形成の手続を事業者に義務づけ、紛争の予防と調整に努めた。

令和 4 年度は、事業計画の事前協議(4 件)を受け審査を行い、うち 1 件については条例を適用しないこととした。本年度に事業計画書、周知計画書の提出はなかった。

市条例に基づく届出等の状況（令和 4 年度）

種別	件数	届出件数	審査済件数	審査中件数
事前協議書		4	1	3
事業計画書		0	0	0
周知計画書		0	0	0
説明会等実施報告書		0	0	0

市条例に基づく手続件数（令和 4 年度）

前年度からの継続件数	本年度手続開始件数	手続終了件数	手続未了件数
0	0	0	0

(9) 各種報告書の審査

排出事業者に対し、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を求めるとともに内容を審査し、その状況把握に努めた。

(10) 市内における産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託量

市内の排出事業者から提出された産業廃棄物管理票交付等状況報告書と市内の処分業者から提出された処分実績報告書を集計し、排出事業者が処理した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類別、処分先別の量を把握した。

産業廃棄物の委託量（令和3年度）

単位：t

産業廃棄物の種類	処 分 先		合 計
	市 内	市 外	
汚 泥	940	26,856	27,796
廃プラスチック類	1,446	8,436	9,882
木 く ず	1,939	11,237	13,176
動植物性残渣	332	3,910	4,242
金 属 く ず	615	1,968	2,583
が れ き 類	45,926	58,807	104,733
その他の産業廃棄物	2,794	87,727	90,521
合 計	53,992	198,941	252,933

特別管理産業廃棄物の委託量（令和3年度）

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類	処 分 先		合 計
	市 内	市 外	
感 染 性 廃 棄 物	194	1,980	2,174
廃 油	0	41	41
その他特別管理産業廃棄物	0	186	186
合 計	194	2,207	2,401

第9章 し尿処理事業

1 し尿の収集処理	64
2 浄化槽の管理	69
3 許 可 業 者	70

第 9 章 し尿処理事業

1 し尿の収集処理

(1) 概 要

し尿の収集処理は、古くは農家と民間業者によって行われていたが、昭和27年2月桶積車2台によって一部の一般家庭を対象に直営収集を開始した。昭和29年清掃関係条例及び規則を制定し、昭和38年にはし尿収集業者の育成指導強化のため、清掃法第15条による許可業者とした。

昭和46年9月廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い、昭和46年9月、47年3月の2回にわたり、西宮市清掃手数料条例及び清掃規則を全面改正し、計画処理区域の全市域への拡大とともに旧法の清掃区域内外の料金を均一化するなど料金体系の整備を行った。

昭和47年3月公共下水道整備の進捗に伴うし尿収集戸数の減少に対し、許可業者より業務縮小及び転廃業に対する救済措置を求める請願が提出された。同年6月に採択された後、昭和48年4月に補填契約を締結し、この補償問題解決を契機に、昭和49年度より従来の許可制を委託制に切替え、国鉄（現JR）以北全域と国鉄以南夙川以西の地域を直営、それ以外の地域を委託とし、月2回収集を実施した。手数料徴収についても、業者による現金徴収を廃止し、それまで直営だけが行っていたし尿処理券による支払方法をすべての世帯に採用するとともに、米穀店でのし尿処理券の委託販売を開始した。

平成元年10月より一部の地域を除き、2週間から4週間おきの定日収集を開始し、平成2年4月からは市内全域へと拡大した。平成2年4月に廃棄物処理手数料条例を一部改正し、工事現場の仮設便所等の事業活動に伴う臨時し尿収集については、一般家庭とは別料金とした。平成9年4月より市内全域において一般家庭のし尿収集を全面委託し、平成12年10月からは、工事現場の仮設便所等の事業活動に伴う臨時のし尿収集を全面委託した。さらに平成14年4月より市保有の移動公衆便所の搬送、撤去作業の委託を実施した。

終末処理については、昭和28年より船舶を購入し、海上投棄を開始した。昭和40年公共下水道整備を主眼とする生活環境衛生整備10ヵ年計画を樹立し、鳴尾浜国有地にし尿処理施設を建設し、昭和43年6月には浜松原町西部工場敷地内にし尿投入所が完成し、同年10月1日より投入を開始した。平成7年1月阪神・淡路大震災においてし尿投入所が被災したため、甲子園浜浄化センター内に仮投入所を設け、公共下水道処理施設への放流を開始した。また、平成10年5月には、甲子園浜浄化センター内に新たにし尿投入所が完成し、投入を開始した。

平成25年4月より、直営で行われていたし尿投入所管理業務の委託を実施した。

(2) 施設

① 事業事務所

美化第3課

② し尿投入所

名称	甲子園浜浄化センター内し尿投入所
所在地	〒663-8155
	西宮市甲子園浜1丁目8番地
敷地面積	520㎡ (建物延床面積 144.3㎡)
処理方式	甲子園浜浄化センターへ放流
供用開始	平成10年5月25日

③ 浄化センター

名称	甲子園浜浄化センター
所在地	〒663-8155
	西宮市甲子園浜1丁目8番地
敷地面積	215,500㎡
処理能力	171,400m ³ /日
処理方式	下水・・・標準活性汚泥法 (一部 凝集剤併用型3段ステップ流入式硝化脱窒法)
	汚泥・・・濃縮、脱水、焼却(兵庫東流域下水汚泥広域処理場)
	焼却灰・・・海面埋立(大阪湾広域臨海環境整備センター)
建設費	382億円
	(昭和63年度～令和2年度)

(3) 収集対象数

令和5年4月1日現在

区分		戸数 (戸)	便槽数 (個)	人口(人)	人口比(%)
くみ取り対象数	一般	100	100	220	0.05
	事業所	55	143		0
浄化槽		496(基)		936	0.19
下水道水洗		239,341		482,403	99.76
合計		—		483,559	100.00

(4) 令和4年度事業実績

① 収 集

区 分		年間収集量 (kℓ)	1日平均収集量 (kℓ)	年間延収集回数 (回)
し 尿	計画収集一般家庭等	479	1.3	3,465
	工事現場等臨時収集	494	1.4	1,879
	小 計	973	2.7	5,344
浄化槽汚泥量		1,085	3.0	475
合 (総 収 集 量)		2,058	5.7	—

② 処 理(投入所投入量)

単位:kℓ

区 分	準 量	1 日 平 均	処 理 総 量 に 対 する 割 合 (%)
し 尿	1,121	3.1	49.5
浄化槽汚泥	1,085	3.0	48.0
芦屋市受託	56	0.2	2.5
処 理 総 量	2,262	6.3	100.0

※総量(し尿)には公園他処理量148kℓ含む。

(5)し尿収集処理事業の推移

項目 年度	くみ取り便槽数	浄化槽基数	工事現場数	収 集 量(処理量) (kℓ)						実稼動日数(日)	投入所投入台数(台)
				し 尿			浄化槽汚泥	芦屋市受託分	計		
				直営	委託	小計					
29	261	581	1,154	0	1,056 (323)	1,056 (323)	1,059	66	2,181	255	1,175
30	259	566	1,248	0	1,095 (367)	1,095 (367)	988	53	2,136	256	1,268
31	258	548	1,430	0	1,078 (402)	1,078 (402)	1,075	43	2,196	260	1,246
2	252	527	1,565	0	1,107 (435)	1,107 (435)	1,039	61	2,207	259	1,224
3	248	518	1,806	0	1,109 (455)	1,109 (455)	1,066	61	2,236	258	1,237
4	243	496	1,879	0	1,121 (494)	1,121 (494)	1,085	56	2,262	259	1,267

※ くみ取り便槽数、浄化槽基数については、各年度の3月31日現在の数である。

※ ()内書は、工事現場等臨時し尿収集分。

※ し尿(委託)には公園他処理量148kℓ含む。

(6)委 託

① 委託業者

業者名・所在地	区 分	担当地域
西宮環境事業協同組合 (昭和61年5月設立) 西宮市与古道町6番2号 0798-36-1752	一 般 家 庭	市内全域
	工 事 現 場 等	市内全域
	移 動 公 衆 便 所	市内全域

② 委託料の推移

単位:円

区 分		年 度						
		31	02	03	04	05		
一般家庭	南 部	3,711	3,901	3,944	4,012	4,100		
	塩 瀬 ・ 山 口	6,035	6,344	6,403	6,516	6,661		
工事現場等	南 部	4,101	4,312	4,360	4,435	4,532		
	塩 瀬 ・ 山 口	6,650	6,992	7,057	7,181	7,342		
移動公衆便所	南 部	一般用	設 置	5,979	6,286	6,395	6,491	6,694
			撤去・清掃	9,965	10,278	10,392	10,485	10,691
			収 集	5,381	5,688	5,795	5,792	5,995
	身体障がい者用	設 置	11,958	12,573	12,790	12,982	13,389	
		撤去・清掃	15,944	16,565	16,788	16,976	17,386	
		収 集	8,271	8,681	8,793	8,787	9,092	
	塩瀬・山口	一般用	設 置	10,164	10,687	10,872	11,034	11,380
			撤去・清掃	14,150	14,679	14,869	15,029	15,377
			収 集	8,271	8,681	8,793	8,787	9,092
		身体障がい者用	設 置	20,329	21,375	21,744	22,069	22,761
撤去・清掃	24,315		25,367	25,741	26,064	26,758		

(7) 公衆便所(移動公衆便所)

駅前や大勢の人々が集まる4ヶ所には、美化第3課が管理している公衆便所があり、市民の利用に供している。なお市内の公園の内112ヶ所に公園便所が設置されている。

名 称	所 在 地	設 備	構 造	面積㎡	建築年月日
社 家 町	社 家 町 11 番 地	水 洗	鉄 筋 コンクリート造	38.04	S36.1.8
今 津 駅 前	今 津 曙 町 155 番 地 1 地 先	水 洗	鉄 筋 コンクリート造	7.62	H16.3.25
夙 川 駅 前	羽 衣 町 123 番 地	水 洗	鉄 筋 コンクリート造	31.08	H6.3.31
JR 西 宮 駅 前	池 田 町 地 先	水 洗	鉄 骨 造	15.81	H19.3.15

① 移動公衆便所保有状況

(令和5年4月1日現在)

落し込み式		計
普 通	障がい者用	
25	1	26

② 移動公衆便所貸出の推移

年 度	貸出件数	貸出台数
29	103	375 (5)
30	103	362 (6)
31	85	334 (6)
2	25	70 (1)
3	22	81 (0)
4	64	209 (1)

※()内は、障がい者用の貸出台数で、内数である。

2 浄化槽の管理

(1) 概 要

昭和42年10月に浄化槽管理係（現在作業第3チーム）を設けて浄化槽管理者及び清掃業者の指導に努めてきた。浄化槽の設置基数は、昭和40・50年代に毎年約800基増加していたが、60年代に入ると下水道整備が急速に進捗し、浄化槽の設置基数より廃槽基数が上回るようになり、平成に入って急激に減少するようになった。下水道普及率も平成11年度末で99%に達し、今後も公共下水道への接続とともに減少していくものと思われる。

浄化槽容量（人槽）別設置基数

令和5年4月1日現在

人槽 種類	5 ～ 10	11 ～ 20	21 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 200	201 ～ 300	301 ～ 500	501 ～ 1000	1001 ～ 2000	2001 ～ 3000	計
単独処理	324	52	42	7	8	2	—	—	—	—	435
合併処理	32	7	7	1	5	1	5	1	1	1	61
計	356	59	49	8	13	3	5	1	1	1	496

浄化槽基数の推移

年 度	25	26	27	28	29	30	31	02	03	04	05
浄化槽基数	680	649	616	595	581	566	548	534	527	518	496
下水道普及率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（注）浄化槽基数は各年度の4月1日現在の数、下水道普及率は人口普及率（%）である。

浄化槽設置の申請書受付及び検査のうち、新築にかかる分については昭和45年4月より本市が特定行政庁として発足するに際し、建築指導課が建築確認申請等関連業務を県土木事務所から引き継ぎ、昭和46年11月より確認申請に伴う浄化槽検査業務を清掃第1課（現在、美化第3課）が行うこととなった。現在1名の浄化槽指導員（浄化槽維持管理士資格有）を配置している。

また、平成10年4月より保健所の浄化槽業務の一部が移管された。

(2) 維持管理（保守点検と清掃）

浄化槽の機能を正常に維持するため、浄化槽管理者は槽及び付属機器について、定期的に保守管理及び清掃を行うよう義務づけられている（浄化槽法第10条）。これに基づいて、生活環境の保全及び公衆衛生上、必要がある場合には浄化槽管理者に対し助言、指導又は勧告を行うとともに、浄化槽設置に伴う維持管理の必要性を直接設置者に指導PRしている。

浄化槽清掃状況の把握は、本市の場合、清掃許可業者から浄化槽清掃終了報告書を提出させ、備付けの浄化槽台帳に記載することにより行っている。

平成12年4月より、保健所が県から市へ移管されたことに伴い、浄化槽保守点検の業者登録受付業務を行っている。

3 許 可 業 者

令和5年4月1日現在

業 者 名 地 所 在 地	代表者名	許可年月日	従業者	保有機材 (バキューム車)	備 考
(株) 増 田 設 備 工 業 所 甲 子 園 口 6 丁 目 7 番 15 号 T E L 64 - 3540	増 田 達 彦	S 38. 3. 1	2	3.4kℓ 1	
				計 1	
日 本 環 境 (株) 霞 町 5 番 16 号 T E L 33 - 5871	松 井 一 弘	S 38. 3. 1	3	2.7kℓ 1	
				計 1	
ジ ャ パ ン サ ー ビ ス (株) 中 殿 町 5 番 7 号 T E L 22 - 8394	松 本 茂 清	S 38. 3. 1	5	1.8kℓ 1	
				3.6kℓ 1	
計 2					
(株) ホ カ リ 室 川 町 8 番 27 号 T E L 71 - 5011	渡 部 一 二	S 38. 3. 1	1	3.0kℓ 2	
				計 2	
阪 神 器 化 学 (株) 今 津 水 波 町 10 番 18 号 T E L 26 - 3374	田 村 英 夫	S 38. 3. 1	7	1.8kℓ 1	
				2.7kℓ 1	
計 3					
合 計			18	1.8kℓ 2	
				2.7kℓ 2	
計 9					
				3.0kℓ 2	
				3.4kℓ 1	
				3.5kℓ 1	
				3.6kℓ 1	
				計 9	

第10章 水路清掃事業

1 概 要	71
2 施 設	71
3 令和5年度作業計画	72
4 年度別事業実績	73

第 10 章 水路清掃事業

1 概 要

本市は、水路の所有権に基づく管理責任が本市にある事から昭和 39 年 4 月に清掃第 1 課の中に担当係を設け雨期における水路の氾濫対策として、水路・下水管等の清掃を開始した。

その後、水路は悪臭・雑草や藻の繁茂・ごみのポイ捨て・不法投棄の増加など市民の生活環境が損なわれて来たことから、昭和 45 年 10 月に従来の係を下水清掃課（昭和 50 年 10 月機構改革により業務第 4 課、平成 16 年 4 月より美化水路課に、また平成 26 年 4 月より美化第 3 課と改称）とし、人員・機材の充実を図った。

昭和 52 年 4 月には水路の直営清掃を担当する作業係の他に水路の委託清掃を担当する業務係を設けた。昭和 53 年度には、より清掃が困難な暗渠部分の清掃を直営清掃の一部に組み入れた。

平成 7 年度には行財政改善の一環として水路の委託清掃業務を土木局に整理統合した事に伴い、平成 9 年 4 月には業務係を廃止すると共に市民のニーズにより迅速且つ適確に対応するため、作業係を作業第 1・2 係に改めた。


平成 20 年度には山口・塩瀬地区の水路清掃業務を土木局に移管し民間委託範囲の拡大を図った。

また、近年は突発的な集中豪雨等により都市型水害が発生している。このような状況を踏まえ、水路の洪水等の災害を未然に防止するとともに、環境の美化を図り清潔で快適な街づくりを目指した『水路清掃事業計画』を定め、開渠・暗渠・スクリーン・会所等の土砂やごみ及び雑草除去等の清掃活動を計画的かつ効率的に実施するものである。

さらに、市民の環境美化活動に対して敏速な対応に努め、日々の水路点検情報を、土木局道路部と共有し連携強化を図り、効率的な組織運営を行い市民サービス向上に努めて行くこととする。

2 施 設

事業事務所

区 分	美 化 第 3 課	
所 在 地	西宮浜 3 丁目 3 番地	
敷 地 面 積	1,998.32m ²	
建物延面積	1,908.29m ²	
竣工年月日	平成 2 年 3 月 30 日	
電 話 番 号	0798(35)0017	
概 要	鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階… 事務所、宿直室、倉庫、更衣室、電気室、車庫、自転車置場 2 階… 運転手控室、作業員控室、会議室、学習室、更衣室、倉庫 3 階… 機械室、倉庫 屋上… 駐車場	

3 令和5年度作業計画

区 分	清 掃 対 象	市域内河川水路等総数
水 路 等	551 本 163,751m (開渠 88,584m) (暗渠 75,167m)	733 本 337,010m (指定外水路等除く)
会 所 等	会 所 他 67 箇所 スクリーン 132 箇所	会 所 他 67 箇所 スクリーン 194 箇所



ジェットクリーナー車 (高圧洗浄用)



給水車 (水運搬用)



バキュームダンパー車 (汚泥吸引用)



ダンプ (ダブルキャビン) 車
(人員器材搬送・土砂終末処理用)

4 年度別事業実績

年 度	作 業 人 員 (人)		掃 作 業						土 砂 等 発 生 量			土 砂 等 処 分 量					
	開 延 (m)	土 砂 等 (t)	渠 暗 延 (m)	土 砂 等 (t)	掃 作 業		ス ク リ ン 延 箇 所 数 (箇 所)	土 砂 等 (t)	作 業 延 長 (m)	清 掃 作 業 (t)	依 頼 収 集		汚 泥 (t)	土 砂		計 (t)	
					延 長 (m)	土 砂 等 (t)					市 民 (t)	農 業 団 体 (t)		埋 立 処 分 (t)	有 効 利 用 (t)		
30	548,219	252	71,829	132	61	5,608	7	328	24	625,832	476	81	8	150	207	3	463
31	390,555	243	71,145	132	15	5,676	7	365	20	465,570	417	60	14	136	208	3	421
2	359,428	288	71,256	152	22	3,931	5	289	31	436,654	498	50	5	121	227	0	430
3	258,093	223	66,845	148	7	4,886	6	287	27	328,462	410	50	6	129	191	0	406
4	243,335	227	64,359	113	11	4,206	7	262	23	312,295	381	67	7	142	155	3	401

(半日勤務は0.5人とする。)

第11章 ごみ減量等啓発事業

1 概 要	74
2 西宮市一般廃棄物処理基本計画	75
3 ごみ減量・再資源化事業	76
4 環境美化事業	79
5 啓 発 事 業	81

1 概 要

経済成長にともなう大量生産・大量消費の結果、ごみが増大し、ごみ質の変化とあいまって、資源の枯渇と環境汚染を引き起こしている。

ごみ問題を解決するには、まず、不必要なものはできるだけ受けとらないなど、ごみの排出を抑制することや、ごみをできる限り資源として再利用すること、すなわち大量消費、大量廃棄の社会から、ごみの排出を抑制し資源循環型社会へ移行させる必要がある。そのためには事業者、市民、行政がごみ問題の重要性を理解し、互いに協力して、それぞれの役割を果たさなくてはならない。

西宮市では、平成4年4月に環境衛生部にごみ減量対策担当課を設け、各種対策に取り組んできたが、平成6年4月にごみ減量対策課に改組（現在、美化企画課に改称）し、ごみに関する市民からの相談や不法投棄の通報など、ごみ相談窓口の一本化を図るとともに、平成6年6月に西宮市一般廃棄物の減量化・再資源化行動計画を策定してごみ減量・再資源化に向けた取組の強化を行ってきた。

平成8年6月には市民と行政が一緒になって『ごみ減量・再資源化』を推進し、より快適な環境づくりを進めることを目的として『ごみ減量等推進員制度』を発足させた。

平成9年6月からはごみの排出抑制とごみ処理コストの意識啓発を図るため、粗大ごみの有料化を実施し、同年7月には再生資源集団回収活動の支援強化策として、従来行ってきた用品・用具の交付に替わり奨励金制度を導入し、さらには同年9月から資源（紙類・古着）の分別収集を、平成11年10月からはペットボトルの分別収集を開始した。

平成20年8月『レジ袋削減に向けた懇談会』の開催以降、市内事業者とのレジ袋削減協定の締結を進めており、令和2年度末現在市内食品系量販店17事業者57店舗と協定を締結している。

また、平成25年4月から『容器包装リサイクル法』に基づき、市内全域においてプラスチック製容器包装を『その他プラ（その他プラスチック製容器包装）』として分別収集を実施、平成29年4月からは『小型家電リサイクル法』に基づき、市内の協力事業者・市役所及び関連施設35箇所に回収ボックスを設置して、環境省補助事業として小型家電リサイクル事業を実施し、さらなる回収量の増加を図るために、国の認定する唯一の宅配便回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル株式会社（小型家電リサイクル法の認定事業者）と協定を締結し、ごみの減量化・再資源化を進めている。令和元年6月からはフードドライブを実施。家庭の食品ロス削減、ごみの減量を図るため市内の食品系量販店（4事業者20店舗）にボックスを常時設置、回収した食品はフードバンク関西を通じて子供食堂や食品を必要とする団体、個人に提供している。

令和4年4月より生活系『もやすごみ』と『その他プラ』及び事業系の『可燃ごみ』について分別排出の徹底及び再資源化を推進するにあたり、一定の効果が得られる有効策の一つである指定袋制度の導入を開始した。

ごみ問題は、市民の日常生活と最も密接な関係をもち、住みよい環境を守っていくためには、行政の不断の努力はもちろんのこと、市民一人ひとりの理解と協力が必要である。

ごみ減量や、リサイクルの必要性、環境美化に関する認識を正しく持ってもらうために、さまざまな啓発事業を今後も展開していく必要がある。

2 西宮市一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年度末に西宮市総合計画及び西宮市環境基本計画がともに改定されることから、それらの計画と整合を図る必要があるとともに、「西宮市ごみ減量推進計画~チャレンジにのみや 25~」についても本計画と重複する部分が多いことから、今回の改定に併せて両計画を統合し、より実践的なものにしました。

数値目標		
ごみ総排出量	最終処分率	温室効果ガス排出
令和 10 年度 (2028) までに 平成 28 年度比 10.8%削減 (871 g/人・日)	令和 10 年度 (2028) までに 11.9% (1.2 ポイント改善)	令和 10 年度 (2028) までに 32,322 t -CO₂ (28.1%削減)
これまでのリサイクル中心の取り組みから、リデュースとリユースの 2R の取り組みを優先し、国の目標値である 898 g/人・日と近畿地区中核市の平均値 927 g/人・日を目指します。	やむを得ず排出されるごみについては、焼却、資源化等の適正処理を行うことで最終処分量の最小化を図り、国の目標である 13.7%、近畿地区中核市の平均値 12.3%以下を目指します。	生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは 28.1%削減を目指します。

数値目標達成のための指標		
生活系ごみ排出量	事業系ごみ排出量	リサイクル率
令和 10 年度 (2028) までに 平成 28 年度比 10%削減 (459 g/人・日)	令和 10 年度 (2028) までに 平成 28 年度比 20%削減 (141 t/日)	令和 10 年度 (2028) までに 22.0% (7.5 ポイント改善)
近畿地区中核市の最小値 487 g/人・日以下を目標とします。	国の目標相当である 140t/日に近づけることを目標とします。	近畿地区中核市のリサイクル率最大値 21.2%を上回る 22.0%を目標とします。

ごみ減量及び最終処分率の目標値

		平成 28 年度 基準年度	令和 5 年度 (2023) 中間目標年度	令和 10 年度 (2028) 目標年度
人口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源 A・B、小型家電 BOX 回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源 A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電 BOX 回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
リサイクル率	%	14.5	18.9	22.0
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
最終処分率	%	13.1	12.4	11.9

3 ごみ減量・再資源化事業

(1) 西宮市ごみ減量等推進員制度

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年4月施行）に基づき、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーとして、また市民と行政のパイプ役として、平成8年度にモデル地域で122名の「ごみ減量等推進員」が誕生した。平成9年度には、ほぼ全市域に拡充し、令和4年度では511名が活動を行っている。

ごみ減量等推進員は、市が主催する全体研修会に参加する以外にも、各地域における自主研修会に参加するなど自己啓発に努めるとともに、各地域の代表者で構成する『西宮市ごみ減量等推進員会議』において、ごみに関する理解を深めるため、情報交換を行うなど相互に交流を図った。

(2) 西宮市レジ袋削減推進委員会

平成20年8月に『レジ袋削減に向けた懇談会』を開催。

ごみの減量と資源化を推進するためレジ袋削減に向けた取り組みや買い物袋持参促進など容器包装削減をめざし、『西宮市レジ袋削減推進委員会』として市民・事業者・行政の三者によるレジ袋削減協定締結に向け協議を行った。同年11月に市内食品系量販店と協定締結をしている。

(3) 古紙回収拠点の設置

令和5年3月13日(月)から資源となる古紙類（新聞、段ボール、紙類）のリサイクルをさらに促進するため、古紙回収ボックスを設置した。

ア 所在地

西宮市上甲子園5丁目5-3（地番表記）

イ 利用時間

月曜日から日曜日（ただし1月1日から1月3日を除く）

午前7時30分から午後4時30分まで

ウ 利用できる人

市民、市内の事業者



(4) 資源集団回収活動の支援

① 再生資源集団回収実施団体奨励金の交付

平成4年度から、家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する団体に対して、活動に必要な用品・用具を交付して支援してきたが、ごみ減量・再資源化をさらに推進するために平成9年7月から用品・用具の交付を廃止し、奨励金制度の導入を図った。

交付を受けるためには、あらかじめ団体登録を必要とし、年2回（6月と12月）登録受付を行う。登録資格は、おおむね構成世帯数20世帯以上又は構成人員20人以上で、年2回以上定期的に集団回収を実施し、回収量が前期、後期それぞれ500kg以上の営利を目的としない団体を対象としている。

奨励金は、年2回、回収実績に応じて予算の範囲内で交付する。

令和4年度実績

登録団体数

団体区分	団体数
自治会（管理組合含む）	512
子供会	38
P T A	4
環境衛生協議会	2
老人会	3
スポーツ21	3
婦人会	2
ボーイスカウト	4
その他	40
合計	608

回収量

品目	量 (kg)
新聞紙	3,838,082
雑誌	2,272,078
ダンボール	2,126,598
古布	391,980
アルミ缶	194,436
スチール缶	1,754
瓶	20
紙パック	4,989
その他	24,621
合計	8,854,558

奨励金交付額

交付団体数	交付額
575団体	26,497,400円

(5) リユース品試験回収

株式会社ecommitとの連携・協力により、リユース品の無料回収イベント実証実験を山口支所と塩瀬支所で行った。（回収量：1.42t）

(6) 事業所におけるごみ減量・再資源化

① 特定事業者の減量化計画

一定規模以上の建築物を事業の用に供する事業者及び協力事業者に対して、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理及び再生利用に関する計画書（減量化等計画書）の提出を求めた。

（西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条、同施行規則第8条）

② 事業系一般廃棄物研修会

「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、特定事業者に該当する事業者の廃棄物管理責任者に向けた研修会を実施している。令和4年度は、「厳しい現実！産業廃棄物と一般廃棄物」と題して実施。

③ スリム・リサイクル宣言の店（ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度）

平成5年4月から牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいる店舗、事業所を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（愛称：スリム・リサイクル宣言店）」として募集、指定をしている。

④ 複合商業施設にて事業系食品ロス削減に係る調査の実施

市内の複合商業施設において、事業系廃棄物の減量を推進するため、武庫川女子大学と連携してアンケート調査を実施。（市内2施設で実施）

⑤ 不適正排出事業者への啓発

環境施設部で実施しているごみの展開検査や排出状況において、不適正処理事案が発生した場合には、個別に排出事業者等へ指導を実施。

⑥ 事業系食品ロス削減の取り組み（西宮市食品ロス削減パートナー制度）

要件を満たす市内の事業者に対し、市と食品ロス削減に取り組むパートナーを募集し登録した。令和4年度末106事業者。

⑦ 市内の多量排出事業者へ立入検査及び訪問調査の実施

令和3年度の一般廃棄物多量排出実績事業者等に対し、ごみの適正処理指導や減量を啓発するため、立入検査及び訪問調査を実施。令和4年度は、152件実施。

(7) 市役所内におけるごみ減量・再資源化

① 庁内一般古紙回収

庁内より排出される一般古紙を、再資源化を目的として毎週1回収している。

単位：kg

新聞紙	ダンボール	雑誌	シュレッダーダスト	ペットボトル	計
13,040	14,730	27,820	25,470	2,180	83,240

② 学校園における古紙回収

市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園から排出される古紙を、再資源化を目的として1ヶ月もしくは2ヶ月に1回収している。

単位：kg

新聞紙	雑誌	ダンボール	ペットボトル	計
1,350	81,070	96,910	1,490	180,820

③ 庁内機密文書類の資源化

庁内各所属及び総務課書庫で発生する廃棄文書を年度当初等に回収し、古紙再生業者に提供してトイレットペーパー・ダンボール等に再生した。令和4年度から回収回数を増やし、再資源化を推進した。

単位：kg

庁内各所属	総務課書庫	計
100,390	10,620	111,010

④ ペットボトル減容回収機の設置

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との事業連携の一環として、市役所来庁者および市職員等への適正なペットボトルの分別の意識啓発を推進する目的で市役所本庁舎1階北側出入口付近に「ペットボトル減容回収機」を設置した。投入されたペットボトルは、機械内で約3分の1に圧縮減容され、「ボトルtoボトル」の水平リサイクルにより新たなペットボトルに生まれ変わる。

4 環境美化事業

(1) 西宮市環境衛生協議会

昭和32年12月から、快適で住みよいまちづくりをめざして地域の中心的な役割を担い、環境美化実践活動を進めてきた西宮市環境衛生協議会には、全市的な一斉清掃を行う「わがまちクリーン大作戦」や「西宮市ごみ減量等推進員活動」等、様々なごみ減量・再資源化を推進するための施策に協力してもらっている。

(2) 不法投棄等の処理

不法投棄に関する市民からの通報に対しては、投棄場所（道路、公園、空地等）の管理者に対して、原則管理者の責任において適切な対応を要請し、解決を図っているが、緊急を要する場合には環境局で対応している。

また、収集日以外の日に出すなど、ごみ出しマナーの悪いごみステーションについては、指導、啓発を行いながら、不法投棄の防止に努めている。

不法投棄処理件数（局内で緊急対応した件数）

月別 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
30	16	12	5	7	15	10	14	9	10	6	3	8	115 (77)
31	6	17	2	5	4	7	6	4	8	3	3	6	71 (48)
2	5	9	11	6	4	3	4	6	7	4	7	10	76 (50)
3	11	11	16	10	11	14	21	8	13	10	7	7	139 (76)
4	13	12	19	4	7	7	5	6	17	6	14	8	118 (62)

() 内は道路上ごみステーションの不法投棄処理件数

(3) 不法投棄防止協議会

不法投棄は、交通量の少ない路肩や、人目に付きにくい山間部、海岸、公園などに多発し、そのまま放置しておくとならば不法投棄を誘発し、美観を損ねるだけでなく周辺の環境を汚染する恐れがあり、不法投棄の防止は、市民の生活環境の保全を図る上で極めて重要な課題である。

そこで西宮市では、国、県、市、警察が緊密な連携によって不法投棄の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行うため、平成6年4月から西宮市不法投棄防止協議会を設置し、具体的な防止対策、啓発方法などについての協議や、パトロール等を実施している。

(国) 兵庫国道事務所2、(県) 阪神南県民センター西宮土木事務所、(県) 阪神南県民センター尼崎港管理事務所、(県) 警察署2、(市) 西宮市役所関係部局9の合計15機関で構成。

(4) 町の美化

ボランティア清掃

自分達の町は自分達の手で美しくしようと、ハイキングコースや河川、公園、道路などの公共の場所での清掃ボランティア活動が各団体により行われ、集められたごみは各団体からの依頼により収集した。

ア 定期的にボランティア清掃を行っている団体

団体としては各協議会・子ども会・老人会・ボーイスカウト・山岳会・自治会等がある。

令和4年度は各団体（92団体）から依頼収集を受けた。

イ 清掃ボランティアに伴う依頼収集件数

月別 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
29	23	33	17	51	57	39	28	38	30	14	22	30	382
30	24	29	21	29	43	27	31	33	29	12	20	25	323
31	28	33	21	47	49	37	37	30	33	13	21	18	367
2	5	4	13	16	18	23	24	28	24	6	12	20	193
3	29	25	24	27	22	28	39	48	44	15	13	32	346
4	32	36	29	27	34	45	42	38	39	19	23	32	396

(5) 折り畳み式ネットボックス等購入費補助金制度

近年、ごみステーションにおけるカラス等の鳥獣によるごみの散乱被害が増加傾向にあり、折り畳み式ネットボックス等の導入を促進することにより、ごみの散乱被害の抑止を図り、良好かつ快適な生活環境を確保することを目的として、折り畳み式ネットボックス等の購入費用の一部を助成する制度を新たに創設し、令和2年4月1日より実施している。

ア 補助内容

購入金額（消費税を含む）×2分の1（100円未満切り捨て）1つのごみステーションにつき補助上限額は20,000円

イ 補助件数

月別 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
2	56	152	144	148	68	57	71	68	123	73	108	99	1167
3	67	106	123	115	82	84	82	75	68	48	89	77	1016
4	76	111	125	107	90	71	76	94	85	43	77	54	1009

5 啓 発 事 業

(1) 施設見学

① 清掃工場の見学

市民のごみ処理に関する知識と理解を深めるために、概ね10人以上の各種団体の申し込みを受けて西部総合処理センター及び東部総合処理センター焼却施設の見学を実施している。

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止したが、令和4年度12月から再開。

ア 見学プログラム

説明及びPR、施設見学（焼却施設・破砕選別施設・リサイクルプラザ）、質疑応答。

イ 見学者内訳

年 度	一般市民	小・中学生	高校・大学生	官公庁議会	外 国 人	合 計
30	106	4,316	187	78	33	4,720
31	102	4,122	250	77	24	4,575
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	28	63	2	0	1	94

※但し、施設整備に関する調査は除く

(2) 啓発行事

① わがまちクリーン大作戦（平成元年～）

6月と12月に、町の美観を損ねるタバコの吸い殻や空き缶などの散乱ごみを一掃するため、環境衛生協議会、ごみ減量等推進員会議と連携・協力し、「わがまちクリーン大作戦」を地域主体で実施した。

ごみ減量等推進員会議が窓口となり、地域内の各種団体や学校、事業所などに参加をよびかけ、道路、公園、側溝などの散乱ごみや土砂を収集した。（6月：参加団体432団体・参加人数31,550人・ごみ収集量68.06 t 12月：参加団体437団体・参加人数31,928人・ごみ収集量68.35 t）

令和4年12月から、バイオマス由来プラスチックを10パーセント以上使用した、わがまちクリーン大作戦専用袋を導入。

② クリーンアップひょうごキャンペーン

兵庫県が推進する環境美化統一キャンペーンの一環として、主要駅前においてポケットティッシュを配布し、ポイ捨て防止をよびかけている。（阪急西宮北口・阪急甲東園・阪急甲陽園・阪神西宮・阪神甲子園・JR西宮・JR甲子園口・JR西宮名塩） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

③ 「いきいきごみ展」（昭和55年～）

粗大ごみの中から自転車や家具など簡単な点検や修理により使用可能なものを展示し、資源の大切さを訴えた。展示品は、希望者を募り抽選により無料提供。（展示数100点）

④ 「環境ポスター展」（昭和55年～）

ごみ減量・リサイクル・環境などをテーマに小学校の児童・生徒から応募のあった544作品のうち入賞作品59点を市民ギャラリー（令和4年10月4日～10月9日）で展示した。

⑤ 再生商品使用促進キャンペーン、買い物袋持参運動

平成6年に阪神地域ごみ会議において、阪神7市1町の統一行動として、再生商品の使用を促進する「再生商品使用促進キャンペーン」を毎年10月に実施することが決定された。また、昭和53年にコープこうべで取り組みが始まった買物袋持参運動は平成7年にごみ減量化推進国民会議において毎年10月に全国統一行動として実施することが承認された。

⑥ 令和元年9月に阪神7市1町ごみ減量推進連絡会を設置

ごみの減量、再資源化を推進し資源循環型社会に向けた取り組みを図るため、広域的な連携体制の構築を目的とし、阪神7市1町による、意見・情報交換などを行う連絡会を設置した。

(参加自治体)

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

年 度	概 要	備 考
平成6年	「リサイクル月間」と定め、市民流通事業者・行政が連携して「再生商品使用促進キャンペーン」を展開（10月）	市内スーパーマーケット12社34店舗、17市場商店街が協賛店として参加（再生トイレットペーパー226,532ロール、再生ティッシュペーパー12,600箱販売）
平成7年	「ごみ減量化推進国民会議」において毎年10月に全国統一行動として、「マイ・バッグ・キャンペーン」を実施	市内のスーパーマーケットにキャンペーンの参加呼びかけ【10社39店舗】
平成8年	「ごみ減量等推進員制度」が発足（6月）毎年10月に「ごみ減量等推進員」により店舗にて「買い物袋持参運動」を実施	モデル地区【13地区122名】
平成15年	「ごみ減量等推進員会議」「環境衛生協議会」「西宮市消費者団体連絡会」「西宮消費者協会」の協力を得てアンケート調査及び買い物袋を配布（10月）	市内13社41店舗213名参加 アンケート約4,000枚
平成16年	「ごみ減量等推進員会議」「環境衛生協議会」「西宮市消費者団体連絡会」「西宮消費者協会」の4者共催による「買い物袋持参実行委員会」として「マイ・バッグ・キャンペーン」を実施（10月）	市内12社41店舗231名参加 アンケート約3,200枚
平成17年	西宮市 第4次 一般廃棄物処理基本計画を策定（8月）	
平成18年	「マイ・バッグ・キャンペーン」を「買い物袋持参運動」に改める。	
平成19年	生活協同組合コープこうべとレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定締結（6月）	市内21店舗
	神戸市隣接市長・町長の懇話会が日本チェーンストア協会関西支部などに「レジ袋削減の申し入れ」を実施（11月）	市長出席

年 度	概 要	備 考
平成20年	西宮市ごみ減量推進計画 “チャレンジにしのみや25” 策定 (3月)	市民・事業者・行政が連携・協働して平成30年に、ごみの排出量を平成17年度比で25%減量
	レジ袋削減に向けた懇談会の開催 (8月)	市内食品系量販店16社 西宮市商店市場連盟 日本チェーンストア協会関西支部
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (9月・10月)	市内主要5駅レジ袋削減キャンペーン (10月8日) 中央商店街レジ袋削減キャンペーン (10月30日)
	西宮市レジ袋削減等に関する協定締結 (11月) 【市民・事業者・行政の三者による協定を締結】	12事業者47店舗
平成21年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (6月・11月)	市内主要8駅レジ袋削減キャンペーン (10月30日) 甲子園口商店街レジ袋削減キャンペーン (11月20日)
平成22年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (7月)	市内主要8駅レジ袋削減キャンペーン (10月8日) 西宮北口周辺商店街レジ袋削減キャンペーン (10月29日)
	西宮市レジ袋削減推進委員会事業者部会の開催 (10月) 【12事業者】	
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (11月)	
	西宮市 第5次 一般廃棄物処理基本計画を策定 (1月)	
平成23年	西宮市レジ袋削減等に関する協定締結 (3月) 【市民・事業者・行政の三者による協定を締結】	17事業者56店舗
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (8月)	市内全23駅レジ袋削減キャンペーン (10月7日・14日・21日) 夙川グリーンタウン商店街レジ袋削減キャンペーン (10月27日)
平成24年	西宮市レジ袋削減等に関する協定締結 (3月) 【市民・事業者・行政の三者による協定を締結】	18事業者58店舗
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (7月)	市内全23駅レジ袋削減キャンペーン (10月5日・12日・19日) フレンテ西宮商店街レジ袋削減キャンペーン (10月20日) レジ袋削減店頭キャンペーン【1事業者1店舗】 (平成25年1月30日)
平成25年	西宮市レジ袋削減等に関する協定締結 (3月) 【市民・事業者・行政の三者による協定を締結】	19事業者59店舗
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (7月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【13事業者26店舗】 (6月～11月) 市内全23駅レジ袋削減キャンペーン (10月4日・11日・18日) ショッピングセンターメルカードむこがわ 商店街レジ袋削減キャンペーン (10月27日) レジ袋有料化店頭キャンペーン【3事業者7店舗】 (10月17日・11月25日・12月15日)
平成26年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (7月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【16事業者33店舗】 (9月～11月)
平成27年	西宮市レジ袋削減等に関する協定締結 (4月) 【市民・事業者・行政の三者による協定を締結】	18事業者60店舗
	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (8月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【17事業者35店舗】 (9月～11月)
平成28年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (8月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【17事業者33店舗】 (9月～11月)
	西宮市 第6次 一般廃棄物処理基本計画を策定(3月)	
平成29年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (8月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【16事業者32店舗】 (9月～11月)
平成30年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催 (8月)	レジ袋削減店頭キャンペーン【16事業者38店舗】 (9月～11月)

年 度	概 要	備 考
	西宮市 第7次 一般廃棄物処理基本計画を策定（3月）	市民・事業者・行政が連携・協働して平成40年度に、ごみの排出量を平成28年度比で、生活系ごみを10%減量、事業系ごみを20%減量
令和元年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催（8月）	<p>○阪神7市1町ごみ減量推進連絡会設置（9月5日）</p> <p>○レジ袋削減店頭キャンペーン【15事業者33店舗】（9月～11月）</p> <p>○未来ゆめ・まちトレインにて啓発ポスター掲出（12月～2月）</p>  <p>掲出ポスター</p> <p>○阪急西宮ガーデンズのデジタルサイネージにて啓発（12月～2月）</p> <p>○阪神西宮駅おでかけ案内所デジタルサイネージにて啓発（1月～）</p> <p>○レジ袋削減強化キャンペーン 【マルナカ西宮店】（令和2年1月30日）</p> <p>○レジ袋削減強化キャンペーン 【西宮阪急・イズミヤ西宮ガーデンズ店】（令和2年2月1日）</p> <p>○レジ袋削減強化キャンペーン 【光洋・マックスバリュ3店舗】（令和2年2月25日）</p>
令和2年	西宮市レジ袋削減推進委員会の開催（3月書面開催）	<p>○買い物袋持参運動実行委員会を解散</p> <p>○プラスチック・食品ロス削減運動実行委員会の創設</p>

(3) その他啓発事業

① ごみ巡回相談

ごみ減量に関することの理解を深めてもらうため、環境衛生協議会が実施する地区巡回相談会に協力した。（延べ2回、66人）

② 出前授業

市内の小学校を対象に、環境事業部職員がごみの出し方・分別方法・リサイクルなど環境への関心や理解を深めてもらうことを目的とし、学校が実施する環境学習授業に協力した。

（小学校28校、約3,095人）

③ 「親子で環境学習バスツアー」

小学生の親子を対象に普段わたしたちが出しているごみが、どのように処理や処分・リサイクルされているか西宮市西部総合処理センター（焼却施設・破砕選別施設・リサイクルプラザ）・パナソニックエコテクノロジーセンター（兵庫県加東市）を見学してもらい、どうして、ごみを処理やリサイクルをしなければいけないのかを学んでもらい、ごみ減量や適切排出の促進への関心を深め、普及啓発を図ることを目的とし実施予定をしていたが、コロナウイルス感染拡大防止の為、中止した。

(4) 開発事業等における清掃施設協議

(受付件数)

年度	開 発 事 業	小規模集合住宅等	小規模開発事業 (その他)	合 計
30	63	87	59	209
31	46	64	73	183
2	29	55	95	179
3	53	54	62	169
4	26	81	44	151



わがまちクリーン大作戦



わがまちクリーン大作戦専用袋



出前授業

第12章 年 表

第 1 2 章 年 表

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
M33	4	汚物掃除法施行				
43					7	西宮町じんかい収集開始 人 口 18,000 世帯数 3,000
T 1						じんかい焼却場建設(現在の 浜松原町3番1号) 焼却量 2,000貫/日 (2,000貫=7,500kg)
7						上記焼却炉改築 焼却量 4,000貫/日
14	4	市政施行人口 34,427 世帯数 7,452				
15		西宮市立胞衣汚物取扱所 使用条例公布				
S 3						焼却場1炉増設 焼却量 700貫/日
8	4	今津町、大社、芝村合併 人 口 77,278 世帯数 17,091				
9	9	室戸台風による被害 浸水家屋3,800戸			9	室戸台風により焼却場被害、 使用不能
12	3 7					鳴尾村にて鳴尾焼却場建設 着工 同焼却場完成 敷地面積 511.5坪 焼 却 量 25 t / 日 自然通風式 建 設 費 22,790円
13					8	浜松原焼却場建設着工 人 口 101,759 世帯数 20,315 収集量 10,697 t
14					7	同焼却場完成 敷地面積 1,500坪 焼 却 量 150 t / 日 75 t / 日 × 2 基 岩本式自然通風式炉 建 設 費 281,058円
16	2	甲東村合併 人 口 116,669 世帯数 24,656				
17	5	瓦木村合併 人 口 142,591 世帯数 30,036				

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
20	9	臨時復興部経理課創設 (ただし事業は休止)			8	戦災により浜松原焼却場の上 屋根部焼失
21	7					浜松原焼却場復旧したのち 物資貯蔵庫に転用
22	8	教育民生部衛生課として 事業開始				
23	7	教育民生部清掃課創設さ れる			7	浜松原焼却場再開、処理開始
24	10	衛生課と清掃課が合併し て衛生課となる。				
26	4	鳴尾、塩瀬、山口村合併 人 口 177,774 世帯数 40,588				
	5	清掃課が保健部清掃課と して独立				
27	5	同一課においてごみ部門 から分離、し尿の収集処 理体制を明確にする	2	し尿処理事業開始 桶積車 2台 対象戸数 60戸 従業員職員 6人 処理手数料 300 15円		
28			9	第一保健丸を購入、川崎 製鉄の曳船を傭船して海 洋投棄開始(直営収集量 の9.9%。他は農家還元)		
29		清掃法施行 西宮市清掃手数料条例制 定 西宮市清掃規則施行	10	し尿処理手数料 一般家庭 300 15円 大口扱 300 10円		
30	9	機構改革により経済衛生 部清掃課となる	2 3	収集車両の機械化を図り バキューム車一台購入 汲取業者を清掃法15条の 許可の対象となる		
31			1	つとがわ丸(自航船46.43 t 7,565,000円)を購入、 海洋投棄を強化		
33	4	清掃手数料条例改正	4	し尿汲取手数料 一般家庭 300 18円 大口扱 300 12円		
34	10	機構改革—清掃と保健衛 生を分離し清掃課独立 係長制施行(庶務係、作 業第1係、作業第2係)				

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
35	6	特別清掃地域を告示 (告示第374号) 塩瀬・山口地区、鷲林寺 町、柏堂町社家郷山、 湯元町、坂本町、甲山町 北山町を除く全市を指定 10 機構改革により2課4係 制に拡充 衛生部 清掃第1課 庶務係 (し尿) 作業係 清掃第2課 庶務係 (ごみ) 作業係			6	大栄衛生の清掃作業を許可 (大口排出所の収集作業)従 業員6人、三輪車6台 10 卸・小売市場等多量排出業者 自己処理開始(環境衛生補助 金交付開始) 店舗数 1,152店 単価月額 55円
36	4	清掃手数料条例改正	1	社家町11番に公衆便所 新設	5	安井地区、塩瀬・山口地区を 業者委託による収集開始 安井地区委託料 35円/月1戸 世帯数 2,961戸4日収集 塩瀬・山口地区委託料 55円/月1戸 世帯数 1,225戸6日収集
			4	し尿処理手数料 特掃内一般家庭300 20円 大口扱 300 16円 特掃外一般家庭300 28円 大口扱 300 24円	9	浜松原焼却場第2室戸台風 のため大被害をうける
			8	清掃第1課専用庁舎新設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階を含む)	10	架装車(パックマスター)を 初めて購入、収集車の整備を 図る
			10	車両臭気緩和のため初め て脱臭装置を車輛に取付 ける	11	甲東地区、業者委託収集開始 委託料 35円/月1戸 世帯数 5,149世帯
37			6	終末処理栈橋を浜町地先 に新設	6	じんかいの定日定時収集開始 (週3回収集一般2回) 越水地区外 19町 5,049世帯 全体の6.7% (容器に定収実施日現在の居 住者を対象にS37年度は一 律600円以下、S37年度以降 は斡旋価格の80%を補助) 阪急以北全域を業者委託に よる収集開始 委託料 75円/月1戸 世帯数 20,860戸 新鳴尾焼却場の建設着工 (三和動熱株)
			11	枝川丸(自航鉄鋼船 199.98t 216k0積、 45,359,000円)を購入		

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
38			3	し尿浄化槽業者を汚物取扱許可業者とする（許可業者42業者）	12	不燃物の定日定時収集開始、高潮町、洲島町、網引町 760世帯 第1・第3月曜日収集
			4	汲取業者の不当料金徴収と不法投棄抑制を図るため助成金を交付（1戸につき月額15円、1人につき3円）		
			10	第5保健丸を購入（貯留船）		
39	4	大正15年施行の西宮市胞衣汚物取扱所使用条例を廃止し、西宮市胞衣汚物処理手数料条例施行機構改革 2課7係制に拡充 衛生部 清掃第1課 庶務係 作業第1係 作業第2係 清掃第2課 庶務係 管理係 作業第1係 作業第2係	1	つとがわ丸払下（和歌山市） 特別清掃地域外を業者の対象地域とする	3	じんかい焼却場名称改正 西宮じんかい焼却場→西宮市西部清掃工場 鳴尾焼却場→西宮市東部清掃工場
			9	20号台風のため終末処理 栈橋被害		坂本清掃、汚物取扱業者として許可、従業員7人 小型4輪ダンプ3台
			10	車両脱臭装置を切替（オゾン発生方式→金属触媒方式）	8	東部清掃工場完成（上田東町4番55号）敷地面積2,656㎡ 炉 30t/8h × 2基、 逆送式自動焼却炉 強制通風式 建設費 175,253,000円 肩曳車（5台）廃車
40	4	衛生部→衛生局 清掃手数料条例改定 第1回清掃まつり（S42年で中止）	4	し尿処理手数料改正 特掃内一般家庭30026円 大口扱 30021円 特掃外一般家庭30035円 大口扱 30030円	9	東部清掃工場三交替制 24時間操業開始 （西部清掃工場完成迄）
	8	終末処理場建設構想を発表、第1回説明会		全車両がバキューム車になる		
	10	鳴尾浜国有地を下水終末処理場建設予定地に決定	5	バキュームを内装リール車に5ヶ年計画で切替		
			9	23号台風のため終末処理 栈橋が再度被害をうける		
41			7	浄化槽の管理監督を強化するため担当主任を置く	1	西部清掃工場の建設に着工
			10	車両脱臭装置切替（オランダ製ブコリット65）		
			11	規則改正により浄化槽維持管理事項を規制する		

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
42	10	機構改革 衛生局 清掃第1課 庶務係 作業第1係 作業第2係 浄化槽管理係 清掃第2課 庶務係 東部清掃事務所 西部清掃事務所	4 7 9	浄化槽維持管理士の有資格者40業者を汚物取扱許可業者として許可 し尿投入所を西部清掃工場内に建設することを決定 庁舎増改築工事	7 9	西部清掃工場完成 (西宮市浜松原町3番1号) 敷地 5,517㎡ 50t/8h×2基 三菱自動焼却炉 西部清掃工場固定炉建設着工
43	4 7	清掃手数料条例改正 機構改革 清掃第1課投入所係新設 清掃第2課5係制に拡充	6 8 10	し尿処理場とし尿投入所完成 処理能力 360kℓ/日 し尿処理場運転開始 し尿一部投入 90kℓ/日 し尿全量投入 360kℓ/日	3 4 9	西部清掃工場固定炉完成 10 t / 日 法8条にいう特殊汚物の焼却手数料徴収 東部清掃工場改修工事着工 東部清掃工場改修完了
44			12	阪神鳴尾駅前に公衆便所新設	6 7 9	世論調査実施 (主に大型ゴミ収集) ポリ袋収集試験実施 ポリ袋収集本格実施、ステーションプレート標示(2年計画)
45	4 6 9 10 11	機構改革により清掃第1課、清掃第2課、清掃工場をもって清掃部となる 清掃手数料条例改正 長期総合計画原案作成 長期総合計画審議会策定 機構改革 清掃第1課作業第2係を独立し、下水清掃課となる又、清掃工場を清掃施設課に課名変更 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布	4 10	車輛の脱臭装置をブコリット65からツルミコール(活性炭)に変更 清掃第1課より下水清掃課独立	4	法第8条特殊汚物処理手数料改正 1 t まで 400円 1 t 以上 1 t までを増すごとに 250円
46	2 4 9	西宮市庁舎完成 西宮市総合計画スタート 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(特別清掃地区を廃止する) 清掃手数料条例を全面改正、廃棄物処理手数料条例とする	5 10	し尿収集家庭の実態調査実施 し尿収集台帳をカード式台帳に切りかえ	4	塩瀬・山口地区(特掃外)分別収集開始 可燃 週2回収集 不燃 週1回収集

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
47	3	清掃規則全面改正廃棄物処理および清掃規則とする(47.4.1施行)	4	し尿処理手数料改訂官公庁大口事業所についても300 26円とする	7	西部清掃工場電気集じん機(三菱ルルギ)設置
	4	清掃部主幹主査制度が設けられる	9	清掃第2課敷地内に新車庫完成		
48	5	清掃部主幹に清掃工場建設準備のため技術職員を配置する	4	し尿許可業者転廃業補償解決し補償契約締結		
49	12	機構改革 清掃部主幹制度を衛生局主僚制度に変更	4	し尿収集の地区割と委託制を実施する し尿処理券の前売りを全市を対象とし、市内米穀店に販売委託した		
50	10	機構改革 衛生局 清掃部を廃止し環境事業部、環境施設部を新たに設ける 環境事業部 業務第1課、業務第2課 業務第3課、業務第4課 環境施設部 主幹施設課	4	北部地区新中継所を使用開始 全車内装リール式装備5ヶ年計画終了	6	直営の定収不燃物収集車両をダンプ車から架装車に変更
51	4	清掃手数料条例改正			4	清掃手数料のうち、一般廃棄物処理業等許可手数料、廃棄物の焼却処理手数料ならびに死体処理手数料の改正 ごみ 500kgごと 500円 ねこ、小犬 800円 特大犬 1,500円 許可手数料 5,000円 等
52	4	機構改革 環境事業部に業務総務課 環境施設部に総合処理センター建設事務所を新設			6	東部総合処理センター建設着工
					9	丸島埋立地(尼崎市平左衛門町地先)へ投棄開始
53					12	鳴尾浜において資源選別開始
54	4	機構改革 環境施設部 総合処理センター 建設事務所廃止 施設総務課新設	5	市内浄化槽業者の終末処理手数料の有料化	3	東部清掃工場廃止 東部総合処理センター(焼却施設)完成
			6	全車両の脱臭装置を活性炭から脱臭液方式に切替終了	4	東部総合処理センター(破碎選別施設)着工

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
		施設課を東部総合処理センターに改称			6	東部清掃工場解体
55	4	機構改革 環境施設部東部総合処理センター「西部清掃工場係」を廃止し「破碎処理係」を新設 廃棄物処理手数料条例および規則一部改正			3 4 5 10	鳴尾浜の資源選別廃止 清掃手数料のうち廃棄物処理手数料の改正 (主な改正点) 500kgごと500円を可燃ごみ100kgごとに250円、不燃、粗大ごみ100kgごと350円に改正 東部総合処理センター(破碎選別施設)完成 クリーン西宮展開催 環境美化ポスター展 いきいきごみ展
56	4	機構改革 環境施設部東部総合処理センター「破碎処理係」を廃止し、「作業管理係」を新設	4	芦屋市のし尿・浄化槽汚泥の投入を受け入れ開始(有料)	9 11	西部清掃工場改修工事着工 業務第3課庁舎完成
57	6	清掃作業車エアコン取付開始			9	業務第3課旧庁舎解体
58	4	機構改革 衛生局を環境衛生局に、業務総務課庶務係、施設総務課庶務係をそれぞれ総務係に改める	5	浄化槽法制定	3 4 11 12	武庫川右岸護岸復旧完成 廃棄物処理手数料を改正 可燃 100kg250円を500円 不燃、粗大 100kg350円を600円に改正 西部清掃工場改修工事完了 西部工場に改称
59	4	ごみ回収基金条例施行			2 4 10 11	使用済乾電池の販売店回収実施 使用済乾電池・体温計の分別収集実施 クリーン西宮展 おもちゃの病院開設 東部総合処理センター剪断施設増設
60	10	清掃規則一部改正	10	浄化槽法施行	7 9 11 12	厚生省、乾電池処理に関して通知 乾電池対策、分別収集に一本化 丸島処分地の埋立終了 西宮地区埋立地において処分開始

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
61	4 5	廃棄物処理手数料条例および胞衣汚物手数料条例一部改正 環境事業部、環境施設部 労安管理組織の整備			4 7	許可手数料を8,000円 更新手数料を5,000円に改正 廃棄物処理手数料を改正 ねこ、小犬を1,000円、特大犬を2,000円、持ち込みは、各々500円、1,000円に改正 胞衣汚物処理手数料を改正 胞衣、汚物各々500円に改正 使用済乾電池広域回収・処理開始
62					4 5	塩瀬、山口地区、可燃ごみ週3回収集開始 使用済注射針の容器収集実施
63			4	収集委託の契約方式変更(戸数契約)		
64 H 1			10	定日収集開始	6 12	「クリーンキャンペーン」と題して、阪神西宮・阪神甲子園駅周辺道路で「ポイ捨て防止」を訴え、散乱ごみを清掃する。(参加者200名) 清掃施設建設予定地購入(50,301.76㎡)
2	3 4	業務第4課庁舎完成 廃棄物処理手数料条例一部改正	4	廃棄物処理手数料を改正 事業活動に伴って臨時に収集する場合1便槽につき2,000円 環境衛生課より移管された市内3ヵ所の公衆便所の管理業務並びに移動公衆便所の貸出業務を開始	1 8	西宮地区埋立地の埋立終了 大阪湾フェニックス計画埋立地において処分開始 不燃物コンテナ収集 モデル地区で開始(石在町、東鳴尾町1丁目)
3	4 10	再生資源の利用の促進に関する法律公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正	3	香櫨園浜に公衆便所新設	5	ステップ乗車の禁止
4	4	廃棄物処理手数料条例一部改正 機構改革 環境衛生部にゴミ減量化対策担当課長を新設 環境施設部に施設建設課を新設			4 5	廃棄物処理手数料を改正 可燃 100kg500円を600円 不燃、粗大 100kg600円を700円に改正 不燃物コンテナ収集直営地区で本格実施 再生資源集団回収実施団体に用品・用具を交付 西宮市廃棄物減量化推進懇話会を設置

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
5	4 6	廃棄物処理手数料条例一部改正 週休2日制の実施			4 6	不燃物コンテナ収集委託地区で本格実施 更新手数料を8,000円に改正 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の導入 スリム・リサイクル宣言の店（ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度）の募集、指定を開始 西部総合処理センター焼却施設着工
6	4	廃棄物処理手数料条例一部改正 機構改革 環境衛生部に環境衛生総務課とごみ減量対策課を新設	3	阪急夙川駅前に公衆便所新設	4 5 6 9 10	廃棄物処理手数料を改正 ねこ、小犬を1,500円、特大大犬を3,000円、持ち込みは、各々800円、1,500円に改正 業務第2課の粗大収集業務を業務第1課へ所管替え 懇話会を発展的に改組し、西宮市ごみ会議を設置 西宮市一般廃棄物減量化、再資源化行動計画を策定 じんかい車のカラーデザインを変更 電動缶潰し機の貸出しを開始 西部総合処理センター破砕選別施設着工 家庭用廃冷蔵庫からのフロン回収開始
7	1 4	17日午前5時46分 兵庫県南部地震発生 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行、同施行規則施行 西宮市廃棄物処理手数料条例及び西宮市廃棄物処理および清掃規則の廃止	1 3 9	地震によりし尿投入所及び圧送管被害を被り、久寿川ポンプ場を仮投入所とした 山口中継地廃止 甲子園浜浄化センター内にし尿仮投入所を設置	1 4 6 7 11	阪神・淡路大震災により業務第1～4課庁舎被害を被る。特に業務第2課庁舎は全壊 業務第3課の粗大ごみ収集業務を業務第1課へ所管替え 廃棄物減量化等計画書の提出を求める。 業務第2課（業務管理課含む）旧失対事務所に移転 「わがまちクリーン大作戦」を実施（参加者約6,800名）
8	4	機構改革 環境衛生局を環境局に 環境事業部業務第1課3係から2係へ 環境施設部施設管理課を廃止し、東部総合処理センターに吸収			6	ごみ減量等推進員制度発足 モデル地域で122名の推進員を委嘱（委嘱状交付式及び研修会実施）

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
9	4	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに西宮市胞衣汚物処理手数料条例及び同施行規則一部改正 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律本格施行	4	一般廃棄物処理手数料を改正 事業活動に伴って臨時に収集する場合1便槽につき4,000円 し尿収集(市内全域)の委託の実施	4	廃棄物処理手数料を改正 可燃 100kg600円を700円 不燃、粗大 100kg700円を800円に改正 胞衣汚物処理手数料を改正 胞衣 1個につき1,000円 汚物 1立方メートルまでごとに1,000円
	6	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則一部改正			6	家庭から排出される粗大ごみの有料収集実施 1品目 300円～3,600円 処理センターへ直接持込む場合20kg未満無料 20kg～100kg 400円 100kgを超える場合は、その超える100kgまでごとに400円加算 ごみ減量等推進員を市内ほぼ全域440名に拡充
					7	再生資源集団回収実施団体奨励金制度の導入
					8	西部総合処理センター焼却施設、破碎選別施設同時完成
					9	資源の分別収集実施 資源A (月1回収集) 新聞、ダンボール、紙パック、古着 資源B (月2回収集) 雑誌、古本、チラシ、紙箱 もやすごみ(週2回収集) 天然ガス車導入 トラック(資源回収用) 冷凍車(胞衣・汚物・死獣収集用)
10			4	浄化槽管理業務の一部を保健所より移管	10	リサイクルプラザ(粗大ごみ展示・活用施設)建設工事着工
			5	甲子園浜浄化センター内にし尿投入所を設置		

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
11			7	地震以降休止していたし尿投入所（浜松原町）を廃止	3 5 9 10	西部工場排ガス処理設備改修工事着工 リサイクルプラザ完工 リサイクルプラザのオープン 天然ガスじんかい車導入 ペットボトルの分別収集実施 阪急神戸線以南の約3分の1の地域（月2回収集）
12	2 4 6 7 12	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する規則施行 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例及び同施行規則施行 保健所政令市に移行 産業廃棄物対策課を新設 西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び同施行等規則施行 循環型社会形成推進基本法施行 快適な市民生活の確保に関する条例施行 環境事業部庁舎完成・移転（業務管理課、業務第1課・業務第2課）	2 4 4 10	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可・更新等手数料を12,000円、認可証の再交付手数料を6,000円に改正 保健所の県から市へ移管に伴い、浄化槽保守点検業者登録受付業務を開始 臨時し尿収集（市内全域）の委託を実施	2 4 5 6 9 10	一般廃棄物処理業の許可・更新等手数料を12,000円、認可証の再交付手数料を6,000円に改正 胞衣・汚物・死獣収集（市内全域）の委託を実施 生ごみ処理機購入費補助金制度の導入 ペットボトル圧縮保管施設建設工事着工 西部工場排ガス処理設備改修工事完工 ペットボトル圧縮保管施設建設工事完工、運用開始 西部工場ばいじん溶融処理開始 ペットボトルの分別収集地域を阪急神戸線以南全域に拡大（月2回収集）

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
13	4	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則一部改正 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）施行 資源の有効な利用の促進に関する法律施行（再生資源利用促進法の改正）			2	廃家電品保管ヤード建設工事着工（3月完工）
	5	食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）施行			4	家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）処理手数料改正 西宮電化商組合による家電4品目義務外品引取スタート ペットボトルの分別収集地域を市内全域に拡大（月2回収集） 6 「わがまちクリーン大作戦」を年2回（6月・12月）実施に拡大する （参加者約46,700名） 7 粗大ごみ等の電話申込受付業務の委託を実施 10 牛海綿状脳症（BSE）にかかる特定危険部位の焼却開始 12 大阪湾フェニックス計画 神戸沖埋立処分場受入開始
14			4	移動公衆便所の搬送撤去作業の委託を実施	3	大阪湾フェニックス計画 尼崎沖埋立処分場一般廃棄物受入終了 大阪湾フェニックス計画 神戸沖埋立処分場西宮市分投入開始 4 ごみをステーションまで持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者等には、玄関先で収集する「にこやか収集」を開始 10 不法投棄監視カメラの設置
15	4	環境施設部施設建設担当課長を廃止し、施設整備課に統合			7	阪神京滋フェニックス事業連絡協議会設立
	10	パソコンリサイクル法の施行（資源の有効な利用の促進に関する法の改正）				
	12	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（県条例）施行 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行				

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
16	4	機構改革（グループ制に移行）業務管理課とごみ企画課を統合しごみ企画グループに、業務第1課を美化第1グループに、業務第2課を美化第2グループに、業務第3課を美化第3グループに、業務第4課を美化水路課に変更 西部総合処理センターを施設操作課と改称し、施設管理課を新設	3	今津駅前に公衆便所新設	5	阪急神戸線から国道2号までの地域を業者委託地域に順次拡大（5ヶ年で）
	10	二輪車リサイクルシステム始まる			7	福井県美山町へ災害支援派遣
					10	洲本市へ災害支援派遣
					11	新潟県長岡市へ災害支援派遣
					12	台風による災害ごみ受入 出石町（12/1～12/27） 豊岡市（2/28～3/31） （H17年4/1～4/30）
17	4	機構改革（グループ制に移行） 施設管理課を施設管理グループ 施設整備課を施設整備グループに名称変更 『ミニミニ水族館』を美化水路課から西宮市環境サポートセンター、甲子園浜自然環境センターに移管			1	西宮市再生資源集団回収実施団体奨励金交付要綱一部改正 均等割額と実績割額で交付していた奨励金を3円/kgの従量制に改正
					4	二輪車リサイクルシステムに伴い、原動機付自転車を粗大ごみ処理品目から除外
18	4	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則一部改正 環境施設部に施設建設グループを新設 施設操作課を施設操作グループに名称変更	4	し尿処理手数料を改正 300 50円 終末処理手数料を改正 1800 100円	4	廃棄物処理手数料を改正 可燃 100kg 700円を 900円 不燃・粗大 100kg 800円を1,200円 家庭系粗大 100kg 400円を 600円 死体処理手数料改正 ねこ・小犬 1,800円 特 大 犬 3,600円 持ち込みは ねこ・小犬 900円 特 大 犬 1,800円 委託地区の家庭系一般廃棄物の収集業務に指名競争入札制度を採用

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ご み 関 係
19	4	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則一部改正	3	JR西宮駅前に公衆便所新設	10	廃棄物処理手数料を改正 （「排出者から徴収する」を「処理を求める者から徴収する」）
	9	ごみ回収基金条例廃止	10	し尿処理手数料を改正 300 200円		可燃（10kg未満無料廃止） 100kg900円を10kgまでごとに90円
	12	西宮市産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例一部改正		終末処理手数料を改正 1800 180円		不燃・粗大（10kg未満無料廃止） 100kg1,200円を10kgまでごとに120円 家庭系粗大（20kg未満無料廃止） 100kg600円を50kgまで300円（50kgを超える場合は、その超える10kgまでごとに60円加算）
20	3	西宮市ごみ減量推進計画“チャレンジにのみや25”策定			12	東部総合処理センター焼却施設着工
21					3	環境衛生補助金交付要綱廃止
					4	粗大ごみ等の受付や、ごみに関する相談等の総合窓口として、ごみ電話受付センターを設置
					5	家電リサイクル法対象機器に液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が追加される
					6	旧東部総合処理センター解体着手
					6	ごみ電話受付センター業務を西部総合処理センター内に移設
					6	ごみ電話受付センターの受付を土・日曜日も開始
					8	佐用町・宍粟市へ災害支援派遣
						台風による災害ごみ受入れ 佐用町（8/31～12/26）
					10	西部工場ばいじん溶融処理終了
					11	西部工場ばいじんフェニックス埋立処分に変更

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ごみ関係
22	4	ごみ企画グループを美化企画グループに、美化第1・2・3グループを美化第1・2グループに統廃合 4 環境施設部に参事を設置			5 7 8	直営収集地区よりもやすごみの午前収集開始 東部総合処理センター焼却棟建設工事着手 焼却灰の一部をセメント化处理開始
23					4 7 8	市内全域でもやすごみの午前収集開始 南三陸町へ災害支援派遣 女川町へ災害支援派遣
24	4 9	機構改革（グループ制から課制に戻る） 施設建設グループ廃止し、施設整備課に統合 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	7 11	鳴尾駅前公衆便所閉鎖 鳴尾駅前公衆便所 阪神電鉄甲子園東高架事業により解体・撤去	10 12	西部工場廃止 東部総合処理センター焼却施設完成
25	4	環境施設部施設建設担当参事廃止	4 8	甲子園浜し尿投入所の管理を業者委託 災害用備蓄トイレ28基配備（上甲子園・深津・安井・広田・生瀬小学校・旧北消防署）	2 4	直営収集地区よりその他プラスチック製容器包装の分別収集開始 全市域でその他プラスチック製容器包装の分別収集開始
26	4	美化水路課を美化第3課に、美化第1課のし尿関係業務を美化第3課に移管	8	災害用備蓄トイレ28基配備（高須西・鳴尾北・浜脇小学校）	8 10	丹波市へ災害支援派遣 高須町・鳴尾浜・甲子園浜・西宮浜地区の収集業務を業者委託開始
27			3	災害用備蓄トイレ28基配備（鳴尾東・高木・平木小学校）	5 9 10 11	西宮清掃事業協同組合と災害時における被災場所や避難場所等で排出される生活系一般廃棄物収集運搬に関する協定を締結 西部総合処理センター焼却施設改良工事着手 「にしのみや市民祭り」において、使用済小型家電のイベント回収を実施 使用済小型家電の実証事業による回収開始
28	4	環境施設部に参事を設置	3 8	西宮環境事業協同組合、兵庫県環境事業商工組合と災害時におけるし尿等の収集運搬に関する応援協定を締結 災害用備蓄トイレ 28 基配備（津門中央公園・甲東・上甲子園・高木北小学校）		

年代	月	一般	月	し尿関係	月	ごみ関係
28			12	香櫨園浜公衆便所を公園緑地課へ移管		
29	4	一般廃棄物処理基本計画改定に関する「廃棄物減量推進部会」の設置	8	災害用備蓄トイレ28基配備（西宮浜・段上西・甲陽園・苦楽園・北夙川・北六甲台小学校）	2	西宮浜・鳴尾浜事業系古紙モデル地区試験収集開始
	6	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則一部改正（特定再生資源の収集及び運搬の禁止等）		H25から5年間で140基配備完了	3	リネットジャパンリサイクル(株)によるパソコン宅配回収サービス開始
					4	「ごみの日ナビ」配信 使用済小型家電の拠点回収開始（公共施設や食品系量販店など35箇所） ハローごみ全戸配布（官民協働による共同発行事業） ごみ分別アプリ「西宮版ごみの日ナビ」配信
30	11	尼崎市・芦屋市と一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互応援協定を締結	8	災害時応急トイレの備蓄管理については、配備計画を担う防災危機管理局に一元化	3	西部総合処理センター焼却施設改良工事完成
					9	鳴尾浜ロジスティック特定目的会社（GLP鳴尾浜）と津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定の締結
31	3	西宮市ごみ減量推進計画“チャレンジにのみや25”終了	3	一般社団法人兵庫県水質保全センターと災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定を締結	3	生ごみ堆肥化容器の購入費補助金制度の廃止
	3	不法投棄監視カメラの廃止			4	大型集合住宅（反転式コンテナ、ドラム式貯留機が設置されている集合住宅）
					4	197ヶ所を業者委託に変更 狭隘道路の塵芥収集に軽ダンプ車を導入
R1	9	阪神7市1町ごみ減量推進連絡会発足			6	フードドライブの拠点回収開始（食品系量販店など4事業者20店舗）

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ごみ関係
R1					10	排ガス基準超過による植木 ごみ受入 芦屋市（10/10～10/31）
R2	2 4 7	ごみ拾いアプリ ピリカ導入 産業廃棄物対策課が 環境総括室から環境 事業部に所属変更 大栄環境株式会社と 災害廃棄物等の処理 に関する基本協定書 を締結			8	LINEシステムによる粗大ご みの受付を導入
R3	3 3 4 4 5	西宮市産業廃棄物処 理施設等の設置に係 る紛争の予防及び調 整に関する条例施行 規則一部改正（印表記 削除） 西宮市廃棄物の処理 及び清掃に関する条 例一部改正（指定袋制 度の導入及び分別区 分の見直し） 産業廃棄物対策課と 美化企画課の一部を 統合し、事業系廃棄物 対策課を創設 環境施設部の参事を 廃止し、担当課長（施 設建設）を設置 ウォータースタンド （株）とプラスチック ごみ削減の推進に関 する協定を締結			10	西宮市食品ロス削減パー トナー制度開始

年代	月	一 般	月	し 尿 関 係	月	ごみ関係
R4	10	テラサイクルジャパン合同会社とゼロ・ウェイスト社会の実現に向けた連携協定を締結			3	西宮浜・鳴尾浜事業系古紙モデル地区試験収集終了
	10	(株)マーケットエンタープライズと粗大ごみのリユース促進に向けた連携協定の締結			4	生活系「もやすごみ」「その他プラスチック製容器包装」、事業系「可燃ごみ」の指定袋制度導入開始(4月～6月までは暫定措置期間)
	10	(株)メルカリ・(株)ソウゾウと粗大ごみのリユース促進に向けた連携協定の締結				
	10	(株)ジモティーと粗大ごみのリユース促進に向けた連携協定の締結				
R5					1	(株)ecommitとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結
					3	東部総合処理センター破砕選別施設着工
					3	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)とペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定を締結

第13章 参 考 資 料

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	104
西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	114
西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	121
西宮市手数料条例（抜すい）	131
西宮市胞衣汚物処理手数料条例	134
西宮市胞衣汚物処理手数料条例施行規則	135
西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	137
西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	141
西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	145
西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	150
一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	154
西宮市一般廃棄物処理実施計画	157

第 1 3 章 参 考 資 料

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成6年12月26日〕
〔西宮市条例第27号〕

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。〔3〕

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。〔3〕

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発及び普及、修理体制の整備、包装の簡素化、不要容器及び包装材の回収等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に協力して廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

(ごみ減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理に理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進のための市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、ごみ減量等推進員に関し必要な事項は規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を法第6条第1項の規定により定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

[5] [10] [11]

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画（以下「実施計画」という。）に分けて定めるものとする。

3 市長は、実施計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づき定められ

た基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

- 3 市は、一般廃棄物処理計画において分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者
に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、
再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。
- 5 市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより、
一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

（土地又は建物の占有者による一般廃棄物の減量及び処理）〔13〕

第10条 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般
廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら
処分するように努めなければならない。〔13〕

- 2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じたもの（以下
「事業系一般廃棄物」という。）を市の一般廃棄物処理施設において処分しようとするときは、規則で定め
る場合を除き、当該事業系一般廃棄物を市長が指定する袋に収納して排出しなければならない。この場合に
おいて、当該事業系一般廃棄物を排出しようとする者は、当該排出者が特定できるとき及び市長が特別の理
由があると認めるときを除き、当該袋に事業者名等を記入しなければならない。〔13〕
- 3 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の生活系一般廃棄物（事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物
をいう。以下同じ。）を排出しようとするときは、規則で定める場合を除き、当該生活系一般廃棄物を市長
が指定する袋に収納しなければならない。〔13〕
- 4 土地又は建物の占有者は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含
む。）以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理し、又は
法第7条の規定に基づく許可を受けた者（同条第1項ただし書及び第6項ただし書の規定により許可を要し
ないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。〔6〕〔12〕〔13〕
- 5 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条に基づく許可を受けた者以
外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。〔13〕
- 6 土地又は建物の占有者は、規則で定める一般廃棄物の処分を市に依頼するときは、あらかじめ市に届け出
るとともに、その収集及び運搬の実施について、その指示に従わなければならない。〔13〕

（土地又は建物の占有者の協力）〔13〕

第11条 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量のための
市が講ずる施策に協力しなければならない。〔13〕

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画の定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。〔13〕

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、土地又は建物の占有者に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。〔13〕

(特定事業者の減量化等計画)

第12条 規則で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の処理及び再生利用に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を市長に提出しなければならない。減量化等計画書に変更があった場合も、同様とする。〔13〕

2 特定事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(一般廃棄物多量排出事業者に対する指示)〔3〕

第13条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し、当該事業者が排出する一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理が困難な廃棄物)

第14条 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と混合して排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 環境大臣の指定する処理困難物

(3) 有毒物質を含む物

(4) 引火性のある物

(5) 爆発する危険性のある物

(6) 著しく悪臭を発する物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

〔4〕〔13〕

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出てその指示に従わなければならない。〔13〕

3 市長は、土地又は建物の占有者に対して、第1項各号に掲げる一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。〔13〕

(改善勧告)

第15条 市長は、第10条第5項、第11条第3項、第13条及び前条第2項に規定する指示に従わない土地又は建物の占有者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。〔13〕

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた土地又は建物の占有者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。〔13〕

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該土地又は建物の占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。〔13〕

(動物の死体の排出)

第16条 規則で定める動物の死体を排出しようとする者は、あらかじめ市に届け出て、排出方法その他について、その指示に従わなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第17条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、法第20条の2第1項の規定により登録を受けた廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(特定再生資源の収集及び運搬の禁止等)〔12〕

第17条の2 次に掲げる者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより所定の場所に排出された古紙、缶その他の一般廃棄物で、規則で定めるもの(次項において「特定再生資源」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

(1) 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)

(2) その他市長が認めた者

〔12〕

2 市長は、前項の規定に違反して、特定再生資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。〔12〕

(一般廃棄物処理手数料等)

第18条 市は、一般廃棄物の処理を求める者から、別表第1に定める手数料を徴収する。〔7〕

2 市は、第9条第5項の規定により産業廃棄物の処理を行うときは、その処理を求める者から、別表第2に定める費用を徴収する。〔7〕

3 前2項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。

4 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料又は第2項に規定する費用を減免することができる。

(生活環境影響調査書の縦覧等)〔3〕

第18条の2 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「対象施設」という。)について、法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を告示し、当該生活環境影響調査書について告示の日から1月間、市の所管部局その他市長が必要と認める場所において縦覧を行うものとする。〔3〕〔9〕

2 法第9条の3第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経

過する日までに、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。〔3〕〔9〕

〔8〕

（技術管理者の資格）〔11〕

第18条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。
- （2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- （3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者であること。
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する大学（以下「大学」という。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （5） 大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （6） 学校教育法第104条第1項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （7） 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （8） 学校教育法第1条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）又は同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （9） 高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （10） 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- （11） 前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

〔11〕

（許可申請手数料）

第19条 別表第3左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる手数料を申請の際に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付した手数料は、返還しない。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物又は産業廃棄物を排出する事業者、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者その他必要と認める者に対し、報告を求めることができる。〔3〕

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物又は産業廃棄物を排出する事業者、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。〔3〕

2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定める立入調査員証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第22条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

(罰則)〔12〕

第23条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。〔12〕

(両罰規定)〔12〕

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

〔12〕

付 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 西宮市廃棄物処理手数料条例(昭和46年条例第26号)は、廃止する。

付 則(平成8年12月26日西宮市条例第19号〔1〕)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(粗大ごみの部を加える部分に限る。)は、平成9年6月1日から施行する。

付 則(平成11年12月24日西宮市条例第25号〔2〕)

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

付 則(平成12年3月30日西宮市条例第68号〔3〕)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月27日西宮市条例第26号〔4〕)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年1月6日から施行する。

付 則（平成13年3月28日西宮市条例第42号〔5〕）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に許可又は認可の申請がなされたものに係る審査の手数料について適用する。

付 則（平成17年12月27日西宮市条例第46号〔6〕）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月27日西宮市条例第51号〔7〕）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成19年9月27日西宮市条例第11号〔8〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例1条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年7月15日西宮市条例第4号〔9〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例1条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月27日西宮市条例第7号〔10〕）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月24日西宮市条例第26号〔11〕）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年7月13日西宮市条例第3号〔12〕）

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日西宮市条例第45号〔13〕）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

[1] [4] [6] [7] [13]

一般廃棄物の種類	取扱種別	処理手数料	備考
し 尿	くみ取手数料	30リットルまでごとに 200円 ただし、臨時に排出されたし尿を収集する場合は、 1便槽につき 4,000円	30リットル（又はその整数倍）を超える場合で、その超える量が15リットル未満の場合は、これを切り捨てる。
	終末処理手数料	180リットルまでごとに 180円	
可燃ごみ	焼却処理手数料	10キログラムまでごとに 90円	事業系一般廃棄物に限る。
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎処理手数料	10キログラムまでごとに 120円	事業系一般廃棄物に限る。
粗大ごみ	粗大ごみ 処理手数料	1品目3,600円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物で、市が収集し、運搬するものに限る。
		50キログラムまで 300円 50キログラムを超える場合は、その超える10キログラムまでごとに60円加算	1 生活系一般廃棄物で、自ら（一般廃棄物収集運搬業者が収集する場合を含む。）が運搬するものに限る。 2 粗大ごみと併せて臨時に排出される他のごみがある場合は、その合計重量とする。
家電ごみ	家電ごみ 処理手数料	1品目7,500円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物のうち、特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。）で、小売業者に引取義務がないものに限る。
猫、犬等の死体	死体処理手数料	1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 1,800円 特大犬等 3,600円 ただし、市が指定する場所へ直接搬入する場合は、 1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 900円 特大犬等 1,800円	特大犬等とは、シェパードの成犬以上の大きさの犬その他これに類するものをいう。

別表第2（第18条関係）

[1] [6] [7]

産業廃棄物の種類	処理費用	備考
可燃ごみ	10キログラムまでごとに 90円	第9条第5項に規定する廃棄物
不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムまでごとに 120円	

別表第3（第19条関係）

[2] [3] [5] [9]

種別	金額
一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	1件につき 12,000円
一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	
一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、許可を受けた事業の範囲の変更の許可を受けようとする者	
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	
前各項に掲げる許可に係る認可証の再交付を受けようとする者	1件につき 6,000円
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき110,000円
一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき100,000円
一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定を受けようとする者	1件につき 33,000円
一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新を受けようとする者	1件につき 20,000円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者	1件につき 94,000円
一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の認可を受けようとする者	

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔平成7年3月30日〕
〔西宮市規則第63号〕

(趣旨) [5]

第1条 この規則は、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。 [5]

(用語) [5]

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び条例の例による。

[5] [14]

(ごみ減量等推進員)

第3条 条例第7条第3項に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一般廃棄物の処理計画)

第4条 条例第8条第3項に規定する実施計画の告示は、年度の当初に行うものとし、変更したときは、変更後速やかに行うものとする。

(市が処理する産業廃棄物)

第5条 条例第9条第5項に規定する産業廃棄物は、廃棄物処理施設を損なうおそれのないものとしてあらかじめ市長が承諾した次に掲げるものとする。

- (1) 政令第2条第1号に規定する紙くず
- (2) 政令第2条第2号に規定する木くず
- (3) 政令第2条第3号に規定する繊維くず
- (4) 政令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物
- (5) 政令第2条第6号に規定する金属くず
- (6) 政令第2条第7号に規定するガラスくず及び陶磁器くず
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(一般廃棄物の排出方法の例外) [14]

第5条の2 条例第10条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業系一般廃棄物を排出しようとする場合とする。

- (1) 不燃ごみ
- (2) 粗大ごみ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたもの

[14]

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる生活系一般廃棄物を排出しようとする場合とする。

- (1) 不燃ごみ

- (2) 粗大ごみ
- (3) 古紙
- (4) 衣類
- (5) ポリエチレンテレフタレート製の容器
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたもの

[14]

(市に処分を依頼する一般廃棄物)

第6条 条例第10条第6項に規定する一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設に直接搬入する一時多量廃棄物
- (2) 市民又は事業者が公園、広場、キャンプ場、道路、河川、港湾その他の公共の場所をボランティア活動として清掃した後、排出した廃棄物
- (3) その他市長が特にその処分を必要と認めた一般廃棄物

[5] [14]

(土地又は建物の占有者の協力義務) [14]

第7条 条例第11条第2項の規定により土地又は建物の占有者が協力すべき市の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づく収集区分に従って分別して、各別に市長が指定する袋又は容器等に収納し、所定の日時に集積場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。
- (2) 前号の集積場所は、土地又は建物の占有者において清掃し、及び整頓するとともに、清潔の保持に努めなければならない。

[5] [14]

(特定事業者)

第8条 条例第12条第1項に規定する特定事業者の建築物は、次のとおりとする。

- (1) 一の建築物であって、その建築物内の小売業（飲食店を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上）の建築物
- (3) その他市長が指定した多量排出事業者の建築物

[5] [6]

- 2 特定事業者は、条例第12条第1項に規定する減量化等計画書を毎年6月末日までに提出しなければならない。減量化等計画書に変更があった場合は、変更後速やかに提出しなければならない。
- 3 条例第12条第2項に規定する廃棄物管理責任者は、当該建築物の占有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者でなければならない。

4 特定事業者は、廃棄物管理責任者を選任又は変更した場合は、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

（多量の一般廃棄物の基準）

第9条 条例第13条に規定する多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者は、粗大ごみ等多量の事業系一般廃棄物の排出者であって一時に10キログラム以上を排出するものとする。〔5〕

（動物の死体）

第10条 条例第16条に規定する規則で定める動物は、所有者又は占有者のいる猫、犬その他の動物とする。〔5〕

（特定再生資源）〔13〕

第10条の2 条例第17条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）古紙
- （2）衣類
- （3）鋼製又はアルミニウム製の缶
- （4）使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等
- （5）フライパン、鍋その他の主として金属を使用した製品（前2号に掲げるものを除く。）
- （6）ガラス製の瓶
- （7）ポリエチレンテレフタレート製の容器

〔13〕

（ごみ量の認定）

第11条 条例別表第1及び別表第2に規定する可燃ごみ、不燃及び粗大ごみの搬入重量の認定は、廃棄物処理施設に搬入するときに計量して行う。〔5〕〔11〕

2 し尿の量の認定は、収集の際に、動物の死体の量の認定は、条例第16条の規定による届け出の際に行う。〔5〕

（一般廃棄物処理手数料の額）〔1〕

第12条 条例別表第1粗大ごみの部に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。〔1〕〔5〕

2 条例別表第1家電ごみの部に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。〔7〕

（一般廃棄物処理手数料等の徴収）〔1〕

第13条 条例第18条第3項に規定する手数料及び費用の徴収方法は、次のとおりとする。

（1）可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理手数料及び処理費用は、当該廃棄物を廃棄物処理施設に搬入する際に、搬入しようとする者が納付しなければならない。ただし、市長が特に後納することが適当であると認めるときは、この限りでない。

（2）前号の規定にかかわらず、粗大ごみ（生活系一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬及び処分を受けようとする者は、住所、氏名、当該粗大ごみの品目等を告げて申し込み、当該粗大ごみを排出する際に粗大ごみ処理券により手数料を納付しなければならない。

(3) し尿のくみ取りを受けようとする者は、世帯主又は事業所名、住所又は事業所所在地、便所の使用状況、申込み種別、申込み理由及び付近見取図を記載したし尿処理申込書により申し込み、くみ取りの際に、し尿処理券により手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、手数料を後納することができる。

(4) し尿の終末処理を受けようとする者は、搬入するときに条例別表第1に定める手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、手数料を後納することができる。

(5) 動物の死体の処理を受けようとする者は、条例別表第1に定める手数料を添え、市長に申し込まなければならない。

(6) 前各号により納付された手数料及び費用は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

[1] [5] [11] [14]

2 条例第18条第4項の規定により手数料及び費用を減免することのできる場合は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)によって保護を受けている者が排出した廃棄物を搬入する場合で、市長が特別の理由があると認めるとき。

(2) 第6条第2号に規定する廃棄物を搬入するとき。

(3) 天災その他市長が特別の理由があると認めるとき。

[11] [14]

(雑則) [14]

第14条 この規則に定めるもののほか、条例第21条第2項に規定する立入調査員証その他の書類の様式その他条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。 [1] [5] [14]

付 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 西宮市廃棄物処理および清掃規則(昭和47年西宮市規則第8号。以下「廃止規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行前に廃止規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(推進員の任期の特例) [6]

4 平成12年6月1日から平成13年5月31日までの間に委嘱する推進員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同年5月31日までとする。

[6]

([10] [11])

付 則 (平成9年2月24日西宮市規則第35号 [1])

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月20日西宮市規則第46号 [2])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年7月15日西宮市規則第14号 [3])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年7月31日西宮市規則第19号〔4〕）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日西宮市規則第81号〔5〕）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年6月1日西宮市規則第7号〔6〕）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成12年12月27日西宮市規則第35号〔7〕）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日西宮市規則第91号〔8〕）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日西宮市規則第35号〔9〕）

1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に申込みがなされた家電ごみ処理手数料の額について適用する。

付 則（平成18年3月30日西宮市規則第52号〔10〕）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月14日西宮市規則第6号〔11〕）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成21年3月12日西宮市規則第53号〔12〕）

1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に申込みがなされた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に申込みがなされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成29年7月13日西宮市規則第8号〔13〕）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

付 則（令和4年3月15日西宮市規則第56号〔14〕）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

[1][3][5][7][8][9][12]

品目名	金額	品目名	金額
電動ベッド(介護ベッド)	3,600円	整理タンス	600円
電動車いす 高齢者用電動カート その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目		ベビータンス	
電動三輪自転車(回転ペダル式)	2,400円	ロッカータンス	
その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目		仏壇(解体済みに限る。)	
ソファベッド	1,800円	本箱大(床置き型)	
三輪自転車/電動自転車		食器棚小(幅0.9m以下)	
その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目		キッチンストッカー	
敷物大(8畳以上)	1,200円	飾り棚	
とうの敷物大(8畳以上)		サイドボード	
人工芝大(長さ9m超)		鏡台(いすは除く。)	
ベッドマットレス(スプリング入り)		とう製収納ボックス	
自転車大人用		ステレオラック	
健康器具(ランニングマシン)		ハンガーラック(解体済み)	
あんま機(いす型)		ファンシーケース	
その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目		敷物中(3畳超え8畳未満)	
応接いす(2人掛以上)		とうの敷物小(8畳未満)	
洋服ダンス(幅0.9m超)		ゴザ大(8畳以上)	
和ダンス大(幅0.9m超)	人工芝小(長さ9m以下)		
食器棚大(幅0.9m超)	よしず		
スチールロッカー	アコーディオンカーテン		
ベッド大(セミダブル以上)	ブラインド(2本まで)		
二段ベッド	ベッド小(シングル、2段ベッドの半分)		
給湯器	ベビーベッド		
電子オルガン	ボンボンベッド		
オルガン	レンジフード		
ブランコ	調理台		
物置大(解体済み・1畳以下)	流し台		
その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目	ステレオ(旧一体型)		
冷風機(冷風扇)	自転車子供用		
ガス・石油ファンヒーター	運搬用一輪車		
電気カーペット	草刈機(エンジン付)		
応接椅子(一人掛)	健康器具(ぶらさがり・サイクリングマシン)		
回転椅子	すべり台		
とういす	製図机		
机/パソコンラック	物干し台		
ライティングデスク	洗面化粧台		
座敷テーブル(長さ1m以上)	げた箱		
食卓テーブル	畳		
洋服タンス小(幅0.9m以下)	物置小(解体済み・半畳以下)		
和ダンス小(幅0.9m以下)	衣類乾燥機の台		
押入収納ケース大(3段以上)	車いす		
	ミシン大(足踏み型)		
	ヘアドライヤー大(ドーム型)		
	電気スタンド(床置き型)		
	ひな人形(棚を含む)		
	ペット小屋大(幅1m以上)		
	その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目		

品 目 名	金 額
座敷テーブル小 (長さ1m未満)	
応接テーブル小 (長さ1m未満)	
電気スタンド小 (卓上型)	
電気こたつ (天板を含む。)	
ミニコンポ (スピーカー付)	
ミシン小 (卓上型)	
敷物小 (3畳以下センターラグ等)	
ゴザ小 (8畳未満)	
すだれ (2本まで)	
座布団/枕/クッション (計5枚まで)	
いす/座いす/パイプいす/ラブリチェア	
本箱小(卓上型・学習机から分離したもの)	
押入収納ケース小 (2段以下)	
衣装箱 (2個まで)	
パイプハンガー (解体済み)	
布団 (2枚まで)	
	300 円

品 目 名	金 額
夏布団/毛布 (計4枚まで)	
マットレス (2枚まで)	
ベビーラック	
プリンター (3個まで)	
木製版 (2枚まで)	
物干しざお (3本まで)	
釣りざお (10本まで)	
建具(障子・ふすま・網戸・アルミサッシ)	
ペット小屋小 (幅1m未満)	
その他重量・かさ・処理困難度が 上記と同等の品目	
	300 円

別表第2 (第12条関係)

[7][8][9] [12]

品 目 名	金 額
冷蔵庫・電気冷凍庫大 (2500以上)	7,500 円
冷蔵庫・電気冷凍庫小 (2500未満)	4,500 円
洗濯機・衣類乾燥機	
エアコン	4,200 円
テレビ	

[14]

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

〔平成12年3月31日〕
〔西宮市規則第116号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

[1] [2] [5]

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、及び省令の例による。

(一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

第3条 法第7条第1項及び第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可（更新）申請書（以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

[3]

2 許可の更新を申請する場合には、当該許可の有効期限の30日前までに、申請書を提出しなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供する施設を明らかにする書類及び図面
- (3) 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取図
- (4) 申請者が前2号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号りに規定する使用人の住民票の写し
- (6) 申請者が個人である場合には、申請書及び法第7条第5項第4号りに規定する使用人の住民票の写し
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

[3] [4] [5]

4 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類及び図面（同項第1号及び第8号に掲げるものを除く。）の添付を要しない。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第4条 法第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可申請について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第3号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第4項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証）

第5条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証を交付するものとする。〔3〕

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下これらを「一般廃棄物処理業者」という。）は、当該一般廃棄物処理業許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 第1項の規定により交付を受けた当該一般廃棄物処理業許可証を紛失し、又は損傷したとき、及び当該一般廃棄物処理業許可証の記載事項に変更が生じたときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出して、当該一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けることができる。

（許可証の返還）

第6条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の4の規定により許可の取消しをされたほか、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該一般廃棄物処理業許可証を市長に返還しなければならない。

（1） その業を廃止したとき。

（2） 許可の期間が経過したとき。

（3） 新たに一般廃棄物処理業許可証の交付を受けたとき。

（4） 一般廃棄物処理業許可証を損傷したとき。

（5） 一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けた後、その紛失した一般廃棄物処理業許可証を発見したとき。

〔3〕

（従業者証）

第7条 一般廃棄物処理業者は、その業務に従事する者（以下「従業者」という。）に従業者証を発行し、従業者をその業務に従事させようとするときは、常に当該従業者証を携帯させなければならない。

2 従業者は、市清掃関係職員その他の関係人の請求があるときは、前項の従業者証を提示しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、従業者の住所及び氏名並びに従業者証の様式を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業)

第8条 第3条から第7条までの規定は、浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可及び当該許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）について準用する。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(機材の検査)

第9条 市長は、一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者の有する運搬車等が、法第7条第5項第3号に定める、省令第2条の2第1項第1号(イ)に規定する基準に合致していることを確認するため、時期を定めて検査することができる。〔3〕

(一般廃棄物処理施設の許可の申請)

第10条 一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項の申請書には、同条第3項及び省令第3条第5項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 配置図

(2) 最終処分場にあつては、次に掲げる書類及び図面

ア 埋立地の求積図

イ 土地の登記事項証明書その他申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

〔1〕〔4〕

(一般廃棄物処理施設に係る縦覧の告示)

第11条 市長は、一般廃棄物処理施設に係る法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしようとするときは、法第8条第4項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧期間

(2) 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(3) 一般廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができること

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一般廃棄物処理施設の許可証) 〔1〕

第11条の2 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証を交付するものとする。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の確認)

第12条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査確認証を交付するものとする。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の使用開始の報告)

第13条 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、前条の使用前の検査の確認を受けた後、当該一般廃棄物処理施設の使用を開始したときは、速やかに一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用開始報告書により市長に報告しなければならない。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第14条 一般廃棄物処理施設に係る省令第5条の3第1項の申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する書類並びに省令第5条の3第3項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕

(一般廃棄物処理施設に係る廃止の届出)

第15条 一般廃棄物処理施設の廃止に係る省令第5条の4の2の届出書には、当該一般廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第16条 一般廃棄物最終処分場に係る省令第5条の5第1項の届出書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場の廃止の確認)

第17条 一般廃棄物最終処分場に係る省令第5条の5の2の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
- (2) 跡地利用計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、一般廃棄物の最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、前項の申請書を提出した者に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置及び変更の届出)

第18条 省令第5条の6第2項の届出には、法第9条の3第1項に規定する書類並びに省令第5条の6

第2項に規定する書類及び図面のほか、第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

[1]

- 2 省令第5条の8第1項の届出書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る前項において準用する第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第19条 省令第5条の10第1項の届出書には、同条第2項において準用する省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他の市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

第20条 削除 [1]

(産業廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

第21条 産業廃棄物収集運搬業に係る省令第9条の2第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図

(2) その他市長が必要と認める書類及び図面

- 2 法第14条第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類及び図面（その内容に変更がない場合に限る。）の添付を要しないものとする。

- 3 産業廃棄物処分業に係る省令第10条の4第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図

(2) 海洋投入処分を業とする場合にあつては、次の書類及び図面

ア 積込港の平面図

イ 水域の占用を伴う場合にあつては、その水域の占用許可書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

- 4 法第14条第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類及び図面（その内容に変更がない場合に限る。）の添付を要しないものとする。

[3]

(産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請)

第22条 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る前条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 2 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第3項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る前条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第23条 産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業の廃止にあつては、当該産業廃棄物収集運搬業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第21条第1項第2号に掲げる書類及び図面

2 産業廃棄物処分業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処分業の廃止にあつては、当該産業廃棄物処分業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第21条第3項第2号及び第3号に掲げる書類及び図面
(特別管理産業廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

第24条 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の12第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、第21条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕

2 法第14条の4第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず第21条第1項各号に掲げる書類及び図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。
〔5〕

3 特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の16第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、第21条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

4 法第14条の4第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項において準用する第21条第3項各号に掲げる書類及び図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。〔3〕

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請)

第25条 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第21条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第3項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第21条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

〔1〕

(特別管理産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第26条 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃止にあつては、当該特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証
- (2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第24条第1項において準用する第21条第1項第2号に掲げる書類及び図面

2 特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 特別管理産業廃棄物処分業の廃止にあつては、当該特別管理産業廃棄物処分業の許可証
- (2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第24条第3項において準用する第21条第3項第2号及び第3号に掲げる書類及び図面

(欠格条項の解釈基準)

第27条 法第7条第5項第4号若しくは第10項第4号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項第4号(法第9条第2項、法第9条の5第2項及び法第9条の6第2項において準用する場合を含む。)、法第14条第5項第2号若しくは第10項第2号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第14条の4第5項第2号若しくは第10項第2号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。))又は法第15条の2第1項第4号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による法第7条第5項第4号トの規定に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項、法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項又は法第15条第1項に規定する許可が取り消されたことがある者で、許可をしても、当該許可が取り消されるおそれ極めて強い者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、公訴が提起されている者
- (3) 法又は法に基づく処分に違反し、行政庁の命令又は指導に従わない者で、情状が特に重い者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかと実質的に同一性が認められる者
- (5) 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成11年西宮市条例第24号。以下「産廃紛争条例」という。)第18条第2項の規定による公表を受けた者で、前各号に掲げる者と同程度以上の確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかであると認められる者

[1] [3] [5]

(産業廃棄物処理施設の許可の申請)

第28条 産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2項の申請書には、同条第3項及び省令第11条第6項に規定する書類及び図面のほか、第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る縦覧の告示)

第29条 市長は、産業廃棄物処理施設に係る法第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示をしようとするときは、法第15条第4項に規定する事項のほか、第11条各号に掲げる事項を告示するものとする。この場合において、同条第2号及び第3号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。 [5]

[3]

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の確認)

第30条 市長は、法第15条の2第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により産業廃棄物処理施設が法第15条第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査確認証を交付するものとする。 [5]

[3]

(産業廃棄物処理施設の使用開始の報告)

第31条 産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、前項の使用前の検査の確認を受けた後、当該産業廃棄物処理施設の使用を開始したときは、速やかに一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査報告書により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第32条 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の9第1項の申請書には、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項に規定する書類並びに省令第12条の9第3項に規定する書類及び図面のほか、産業廃棄物処理施設の変更に係る第28条において準用する第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 [1] [3] [5]

(産業廃棄物処理施設に係る廃止の届出)

第33条 産業廃棄物処理施設の廃止に係る省令第12条の10の2第1項の届出書には、当該産業廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。

(産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第34条 産業廃棄物最終処分場に係る省令第12条の11第1項の届出書には、同条第2項において準用する省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物最終処分場の廃止の確認)

第35条 産業廃棄物最終処分場に係る省令第12条の11の2第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、第17条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。この場合において、同条第1項第1号中「一般廃棄物」とあるのを「産業廃棄物」と読み替えるものとする。〔5〕

2 市長は、産業廃棄物の最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、前項の申請書を提出した者に一般廃棄物（産業廃棄物）最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(〔1〕)

(届出台帳の閲覧請求)

第36条 法第19条の11第3項に規定する請求は、最終処分場台帳閲覧請求書により行わなければならない。〔1〕〔3〕〔5〕

(様式)

第37条 この規則による申請書その他の書類の記載事項は、別表のとおりとする。〔1〕

(施行の細則)

第38条 この規則の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。〔1〕

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年10月5日西宮市規則第25号〔1〕)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年1月5日西宮市規則第39号〔2〕中央省庁等の改革に伴う関係規則の整備に関する規則11条による改正付則)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成16年3月29日西宮市規則第62号〔3〕)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月30日西宮市規則第51号〔4〕)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年7月6日西宮市規則第23号〔5〕)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項第5号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第37条関係）

[1][5]

様式番号	名称	記載事項	条項
様式第1号	一般廃棄物処理業許可（更新）申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可・更新の別、業種、事業の範囲、事務所及び事業場の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要、処理を行う区域、従業者数、処理料金、事業開始予定年月日	第3条第1項
様式第2号	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可番号、許可年月日、変更内容、変更理由、変更に係る事業の用に供する施設の概要、処理料金、変更予定年月日	第4条第1項
様式第3号	一般廃棄物処理業許可証	許可番号、許可者の住所・氏名、許可年月日、業種、事業の範囲、許可の期間、処理を行う区域、許可の条件	第5条第1項
様式第4号	一般廃棄物処理業許可証再交付申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可番号、許可年月日、紛失・損傷年月日、紛失・損傷の理由	第5条第3項
様式第5号	浄化槽清掃業許可（更新）申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可・更新の別、事業の範囲、事務所及び事業場の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要、事業を行う区域、従業者数、料金、事業開始予定年月日	第8条第1項
様式第6号	浄化槽清掃業許可証	許可番号、許可者の住所・氏名、許可年月日、事業の範囲、許可の期間、事業を行う区域、許可の条件	第8条第1項
様式第7号	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証	許可者の住所・氏名、許可年月日、許可番号、施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類、処理能力、許可の条件	第11条の2
様式第8号	一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用前検査確認証	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、施設の種類、施設の設置場所	第12条 第30条
様式第9号	一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用開始報告書	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、施設の種類、施設の設置場所、使用前検査確認証の日付、使用開始年月日	第13条 第31条
様式第10号	一般廃棄物（産業廃棄物）最終処分場廃止確認証	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、最終処分場の種類、最終処分場の設置場所	第17条第2項 第35条第2項
様式第11号	最終処分場台帳閲覧請求書	日付、申請者の住所・氏名・電話番号、最終処分場の所在地、最終処分場の名称、閲覧を請求する理由	第36条

西宮市手数料条例（抜すい）

〔平成12年3月30日〕
西宮市条例第34号

（手数料）

第2条 関係法令に基づく別表第1各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の規定のあるものについては当該計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、別表第2各号に掲げる事項の申請の際、それぞれ当該各号に定める金額を申請者から徴収する。
- 3 奥書又は問合せ等その名称の如何を問わず、文書をもって事実を認証するものは、すべて証明とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 別表第2各号に掲げる事項の件数の取扱いについては、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

- （115の2） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 産業廃棄物処理特例認定申請手数料 147,000円
- （115の3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料 134,000円
- （116） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- （117） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 73,000円
- （118） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円
- （119） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 94,000円
- （120） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円
- （121） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 92,000円

- (122) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- (123) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 74,000円
- (124) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円
- (125) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 95,000円
- (126) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円
- (127) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 95,000円
- (128) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 140,000円
- イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 120,000円
- (129) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 130,000円
- イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 110,000円
- (129の2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円
- (129の3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円
- (129の4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設の

譲受け等許可申請手数料 94,000円

- (129の5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 94,000円
- (138) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査 引取業新規登録申請手数料 5,600円
- (139) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査 引取業更新登録申請手数料 3,600円
- (140) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査 フロン類回収業新規登録申請手数料 6,000円
- (141) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査 フロン類回収業更新登録申請手数料 4,000円
- (142) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査 解体業新規許可申請手数料 78,000円
- (143) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査 解体業更新許可申請手数料 70,000円
- (144) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査 破砕業新規許可申請手数料 84,000円
- (145) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査 破砕業更新許可申請手数料 77,000円
- (146) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 破砕業変更許可申請手数料 67,000円

西宮市胞衣汚物処理手数料条例

〔昭和39年3月31日〕
〔西宮市条例第53号〕

(定義)

第1条 この条例において胞衣汚物とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 胞衣（えな）
- (2) 妊娠4月未満の死胎
- (3) 産汚物若しくは月経による排せつ物又はその付着した布・綿・紙類
- (4) 傷病者の治療により生じた布・綿・紙類
- (5) 死者が着用した衣類・寝具及び死体をふいた布・綿・紙類

[3]

(手数料)

第2条 胞衣汚物の処理を委託しようとする者は、次に定める手数料を前納しなければならない。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する胞衣汚物 1個につき1,000円
- (2) 前条第3号から第5号までに規定する胞衣汚物 1立方メートルごとに1,000円

[1] [2] [3]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、同項の手数を後納させることができる。 [3]

(特例)

第3条 1回の分べんにより生じた2個以上の胞衣を同時に取扱うときはこれを1個とみなす。

2 胞衣と分べんにより生じた汚物を同時に取扱うときは汚物についての手数は徴収しない。

(手数料の減免)

第4条 次の各号の一に該当する者に対しては、手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 市長が特別の理由があると認める者

(規則への委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 西宮市立胞衣汚物取扱所使用料条例（大正15年西宮市条例第7号）は廃止する。

付 則（昭和51年3月31日西宮市条例第59号 [1]）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年3月31日西宮市条例第48号 [2]）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月27日西宮市条例第41号 [3]）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

西宮市胞衣汚物処理手数料条例施行規則

〔昭和39年3月31日〕
〔西宮市規則第57号〕

(趣旨)

第1条 この規則は西宮市胞衣汚物処理手数料条例（昭和38年西宮市条例第53号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(処理の委託) [2]

第2条 胞衣汚物の処理を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、胞衣汚物処理委託書により、市長に申し込まなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市が胞衣汚物を収集する際に、口頭により申し込むことができる。 [2]

2 委託者は、前項の規定による申込みの際に条例第2条に規定する手数料を納付しなければならない。 [2]

(手数料の領収)

第3条 前条第2項の手数料を領収したときは、領収書を委託者に交付する。 [2]

(手数料の後納)

第4条 条例第2条第2項の規定により、手数料の後納を認めるものは、胞衣汚物を多量に排出するものとする。 [2]

第5条 条例第2条第2項の規定により、手数料を後納しようとする者は、胞衣汚物処理手数料後納申請書により市長の承認を受けなければならない。 [2]

2 前項の規定による後納手数料は、毎月末にとりまとめ、納入通知書により納付しなければならない。

(手数料の減免)

第6条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、胞衣汚物処理手数料減免申請書を提出しなければならない。 [2]

(様式) [2]

第7条 この規則に規定する申請書その他の書類の記載事項等は、別表のとおりとし、その様式は別に定める。

[2]

(補則) [2]

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 [2]

付 則

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

2 西宮市立胞衣汚物取扱所使用料条例施行細則（大正15年西宮市告示第54号）は、廃止する。

付 則（平成4年3月31日西宮市規則第78号 [1] 西宮市公文書公開条例施行規則等の一部を改正する規則9条による改正付則）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日西宮市規則第50号 [2]）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

[2]

様式番号	名称	記載事項	根拠条文
様式第1号	胞衣汚物処理委託書	申込年月日、委託者住所・氏名、胞衣汚物の種類及び排出量	第2条第1項
様式第2号	領収書	納付者住所・氏名、収入科目、納付金額、胞衣汚物の種類及び排出量、領収日、領収番号、出納員氏名	第3条
様式第3号	胞衣汚物処理手数料 後納申請書	申請年月日、申請者住所・氏名、申請理由、後納期間、胞衣汚物の種類・排出場所・月間予定排出量	第5条第1項
様式第4号	胞衣汚物処理手数料 減免申請書	申請年月日、申請者住所・氏名、申請理由、胞衣汚物の種類・排出場所・排出量	第6条

西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

〔平成11年12月24日〕
〔西宮市条例第24号〕

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整を図り、もって本市における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この条例において「産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する廃棄物をいう。
- 2 この条例において「産業廃棄物処理施設等」とは、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び規則で定めるその他の産業廃棄物を処理する施設をいう。
- 3 この条例において「産業廃棄物処理施設等の設置」とは、産業廃棄物処理施設等を新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をすることをいう。
- 4 この条例において「関係住民」とは、産業廃棄物処理施設等の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる者をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、産業廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。
- 6 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者の間の紛争をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる産業廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた産業廃棄物処理施設等
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による許可を受けて設置する産業廃棄物処理施設等
- (3) 産業廃棄物を排出する者が、当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設等であって、市長が生活環境の保全上支障がないと認めるもの

(市の責務)

第4条 市は、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第5条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び調整に関して市の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (3) 産業廃棄物処理施設等の設置場所
 - (4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による事業計画書の提出は、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項、法第15条第1項若しくは法第15条の2の6第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出の前にしなければならない。〔1〕〔2〕

(周知計画書の提出)

第7条 事業計画書を提出した事業者は、関係住民に対する事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第9条 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。

2 説明会の開催の方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

(関係住民の意見書の提出)

第10条 関係住民は、事業計画について、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から意見を有する場合は、第8条の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日

の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、当該意見を記載した書面を市長及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

第11条 事業者は、第9条第1項の規定により関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、その実施状況について規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第12条 市長は、事業計画についての関係住民の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第13条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は周知計画を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第6条から第8条まで、第9条第1項及び第10条から前条までの規定は事業計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について、第7条、第8条、第9条第1項、第10条及び第11条の規定は周知計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第14条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出をしたときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を関係住民に広告しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、事業者又は関係住民から紛争の調整の申し出があった場合において、必要と認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 市長は、前項のあっせんを行う場合にあつては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第16条 市長は、当該紛争について、あっせんによってはその解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告又は公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第6条から第8条まで、第9条第1項、第11条、第13条第1項又は第14条の規定に違反した者
- (2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関して不正若しくは不誠実な行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定める方法により当該勧告を受けた者の氏名(法人にあってはその名称)、違反又は不正等の事実その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(専門家の意見の聴取)

第19条 市長は、この条例の施行に必要があるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(国等に関する特例)

第20条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物処理施設等の設置をしようとするときは、紛争の予防及び調整に関する手続については、この条例の規定にかかわらず、市長と当該国等の機関との協議により行うものとする。

(補則)

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫県条例第9号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則 (平成19年9月27日西宮市条例第11号[1]西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例2条による改正付則)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年7月15日西宮市条例第4号[2]西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例3条による改正付則)

この条例は、公布の日から施行する。

西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

平成12年3月31日

西宮市規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(産業廃棄物処理施設等)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるその他の産業廃棄物を処理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条各号に該当しないもの
- (2) 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替施設（産業廃棄物の保管を伴うものに限る。）及び産業廃棄物を排出する事業者が設置する産業廃棄物が運搬されるまでの間保管する施設（軽微な変更等）

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更（事業計画書等）

第4条 条例第6条第1項に規定する事業計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
- (2) 環境影響調査に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（周知計画書）

第5条 条例第7条に規定する周知計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び縦覧に関する事項
- (2) 説明会以外の周知の方法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（広告）

第6条 条例第8条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 - (3) 説明会を開催する場合にあっては、その場所及び日時
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する広告は、関係住民への印刷物の配布、関係住民が居住する地域（以下「関係地域」という。）の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。
- （縦覧場所等）

第7条 条例第8条に規定する縦覧（以下「縦覧」という。）は、関係地域において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場合にあっては、関係地域の周辺の地域（以下「周辺地域」という。）において縦覧を行うことができる。

- 2 縦覧場所には、縦覧簿を備え付けなければならない。
 - 3 縦覧に供された事業計画書を縦覧する者は、前項に規定する縦覧簿に氏名、住所その他必要な事項を記載しなければならない。
- （縦覧の時間等）

第8条 縦覧する時間は、月曜日から金曜日までにあつては9時30分から16時30分まで、土曜日にあつては9時30分から12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する日は縦覧しないものとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日
- （説明会の開催方法等）

第9条 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあっては、周辺地域において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、条例第10条の規定により事業計画について意見を記載した書面（次条において「意見書」という。様式第3号）を提出できることを説明しなければならない。
- （意見書）

第10条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地からの意見

(実施状況の報告書)

第11条 条例第11条に規定する報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 説明会の開催日時
- (2) 説明会の開催場所
- (3) 説明会の対象地域
- (4) 説明会に参加した者の氏名及び住所
- (5) 説明会の経過及び概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 説明会で配布した書類及び図面
- (2) 条例第10条に規定する意見に対する見解を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第12条 条例第13条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届(様式第5号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
(軽微な変更等)

第13条 条例第13条第2項に規定する事業計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更

2 条例第13条第2項に規定する周知計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (2) 周知が更に図られると認められる変更
(廃止届)

第14条 条例第14条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
(あつせん)

第15条 条例第15条第1項に規定する紛争の調整の申し出を行おうとする者は、紛争調整申出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第15条第1項の規定により、あつせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あつせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。

(公表)

第16条 条例第18条第2項に規定する規則で定める方法は、告示その他市長が適当と認める方法とする。

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 事業計画の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(専門家の意見聴取)

第17条 条例第19条に規定するこの条例の施行に必要なときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第15条の規定によりあつせんを行うとき。
- (2) 条例第16条の規定によりあつせんを打ち切るとき。
- (3) 条例第18条第1項の規定により勧告し、又は公表するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第19条に規定する専門的知識は、廃棄物の処理及び大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、法律その他市長が必要と認める分野の知識とする。

3 条例第19条の規定による専門的知識を有する者の意見の聴取の方法その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(国等に関する特例)

第18条 条例第20条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき設置された広域臨海環境整備センター
- (2) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に基づき設置された日本下水道事業団
- (3) 公益財団法人ひょうご環境創造協会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人

[1] [2]

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月6日西宮市規則第24号 [1]）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年11月29日西宮市規則第19号 [2]）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月30日西宮市規則第67号 [3]）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

〔平成11年12月24日〕
西宮市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに更新の登録を申請し、登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(3) 本市の区域の全部又は一部を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 第9条第3項に規定する器具の明細を記載した書面

(3) 規則で定める場合を除き、本市の区域の全部又は一部を営業区域とする浄化槽清掃業者と業務に関する提携がなされていること又はなされることが確実であることを証する書面

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場

合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録をした浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（1） 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（2） 第14条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

（3） 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

（4） 第14条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

（5） 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

（6） 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（7） 第9条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

[1]

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出等）

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書面の記載事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 死亡した場合 その相続人

- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産宣告を受けた場合 その役員又は破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

[2]

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に次に掲げる要件に該当する浄化槽管理士を置かなければならない。ただし、第3号に掲げる要件については、保守点検を担任する浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 営業所ごとに専任であること。
- (2) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- (3) 市内において専任であること。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽の保守点検に必要な規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定に抵触する場合は、2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

(浄化槽管理士証の携帯等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を受けさせなければならない。

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出(第3条第1項各号に関する事項に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 正当な理由なく、前項の指示に従わないとき。

3 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定により浄化槽保守点検業者に事業の全部又は一部の停止を命じたときは、浄化槽保守点検業者登録簿にその旨を記載しなければならない。

5 第5条第2項の規定は、第2項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告徴収、立入検査等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関して報告をさせることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円

(2) 第2条第3項の規定により登録を受けようとする者 30,000円

2 前項の規定により納付した手数料は、返還しない。

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第2項の規定による命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年兵庫県条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則 (平成24年3月29日西宮市条例第39号[1])

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年9月25日西宮市条例第13号[2] 西宮市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例3条による改正付則)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行等規則

〔平成12年3月31日〕
〔西宮市規則第77号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）及び西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成11年西宮市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。〔1〕
(登録申請書の添付書類)

第2条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者であるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者（法人にあってはその役員（役員が未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員。以下同じ。））。以下同じ。）、未成年者にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面
- (3) 営業所の付近見取図
- (4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の住民票の写し又はこれに代わる書面、その略歴を記載した書面及び浄化槽管理士免状の写し
- (5) 浄化槽管理士が申請者の専属であることを証する書面
- (6) 事業計画書
- (7) 使用する浄化槽の保守点検に関する契約書の書式
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

〔2〕〔3〕

(登録の通知)

第3条 条例第4条第2項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、浄化槽保守点検業者登録証を交付することによって行う。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧)

第4条 条例第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録簿を閲覧に供するため、閲覧所を設けるものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録証を添えて浄化槽保守点検業変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業変更届出書には、次の各号に掲げる変更の事項の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項 住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項 登記事項証明書並びに登録後に役員となった者があるときは、当該役員が条例第5条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面及び略歴を記載した書面

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項 商業登記の変更があつたときは登記事項証明書、営業所の所在地を変更したときは営業所の付近見取図

(4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項 第2条第2項第4号及び第5号に規定する書面

[2]

(廃業等の届出)

第6条 条例第7条の規定による届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

(営業所の位置)

第7条 条例第9条第1項に規定する営業所は、兵庫県内のかつ、市内において浄化槽の保守点検を速やかに行うことができる位置に設置しなければならない。

(保守点検用の器具)

第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。 [3]

(浄化槽管理士証)

第9条 条例第11条第1項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、環境大臣又は環境大臣が指定する者が発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。 [1]

(講習会の受講)

第10条 条例第11条第2項に規定する講習会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 汚水処理の技術に関する事項
- (2) 安全衛生に関する事項
- (3) その他浄化槽の保守点検に必要な事項

2 浄化槽保守点検業者は、市長が指定する者が実施する前項の講習会を、条例第2条第2項の有効期間において1回以上浄化槽管理士に受けさせなければならない。

(標識)

第11条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 法定代理人又は代表者の氏名

(3) 登録の年月日

(4) 浄化槽管理士の氏名及び免状交付番号

[3]

(帳簿の備付け等)

第12条 条例第13条に規定する帳簿の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保存期間は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	期間
浄化槽保守点検基本帳簿	保守点検の契約終了の日から3年を経過する日まで
浄化槽保守点検記録帳簿	浄化槽の保守点検を行った日から3年を経過する日まで

(書類の提出部数)

第13条 法、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、正副2通とする。ただし、第4条第1項の規定により市長に提出する書類は、1通とする。

(補足) [3]

第14条 条例及びこの規則に定める申請書その他の様式並びにこの規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 [3]

[3]

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年1月5日西宮市規則第39号 [1] 中央省庁等の改革に伴う関係規則の整備に関する規則9条による改正付則)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成18年3月30日西宮市規則第55号 [2])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月29日西宮市規則第60号 [3])

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

[3]

温度計	スカム及び汚泥厚測定器具
透視度計	汚泥採取用器具
水素イオン濃度指数測定器具	携帯用顕微鏡
溶存酸素濃度測定器具	自吸式ポンプ
汚泥沈殿試験器具	携帯用換気ファン
残留塩素測定器具	携帯用照明器具
亜硝酸性窒素測定器具	水準器

[3]

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

尼崎市、西宮市及び芦屋市（以下「協定市」という。）は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障を来たす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、緊急事態の発生時等において、協定市の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を構築し、協定市の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の要件）

第2条 本協定により、協定市が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 協定市における一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (2) 協定市の施設の定期点検や改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (3) 前2号のほか、急激なごみの量の増加や著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（協定市の努力義務）

第3条 協定市は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、一般廃棄物処理業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図り、適正なごみの質の管理を推進するとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理

を行うように努めること。

- (3) 施設の整備や適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働ができるよう努めること。

(支援の要請及び受入れ)

第4条 第2条各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする市は、支援を受ける処理業務に係る一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案し、支援を必要とする市以外の協定市に対し、(様式第1号)を用いて支援を要請することができるものとする。

- 2 前項により支援の要請を受けた市は、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断するものとする。また、その結果を(様式第2号)を用いて回答するものとする。

(支援の方法)

第5条 協定市は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

- 2 本協定による受入れに関する協議事項は次に定める事項とし、その都度、協定市のうち関係する市で別途協議のうえ定めるものとする。

- (1) 搬入車両の種別
- (2) 輸送経路
- (3) 搬入日時
- (4) 廃棄物の計量場所
- (5) 処理費用及び支払方法
- (6) その他協定市のうち関係する市間で定める事項

- 3 受入れにより生じた資源物等は、受入れを行った市で処理するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市は一般廃棄物処理に係る相互の

緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成30年11月1日から1年間とし、期間満了の1か月前までに、協定市のいずれからも解除等の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、協定市記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月1日

尼崎市
尼崎市長

稲村 和美

西宮市
西宮市長

石井 登志郎

芦屋市
芦屋市長

山中 健

令和5年度における一般廃棄物の処理に関する計画を下記のとおり定めたので、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号）第8条第3項の規定により告示する。

令和5年(2023年)4月1日

西宮市長 石井 登志郎



西宮市一般廃棄物処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物の処理は、原則として次の事項を推進する。

- (1) ごみを発生させない社会の確立
- (2) 分別の徹底とリサイクルの推進
- (3) 適正で効率的なごみ処理体制の構築
- (4) し尿の衛生的な処理
- (5) 浄化槽維持管理の徹底
- (6) 水質の保全

2. 計画地域

西宮市全域

3. 計画期間

自 令和5年(2023年)4月1日

至 令和6年(2024年)3月31日

4. 一般廃棄物処理基本計画に定める指標

		平成28年度 (2016) 基準年度	令和5年度 (2023) 中間目標年度	令和10年度 (2028) 目標年度
人口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源A・B、小型家電BOX回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電BOX回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
	リサイクル率	%	14.5	18.9
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
	最終処分率	%	13.1	12.4

5. 生活系ごみの減量化・再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

西宮市環境衛生協議会の推薦により、委嘱されたごみ減量等推進員によるごみの減量化・再資源化の推進、ごみ減量等推進員の役割の理解を深めるための研修会の実施、小学校出前授業の実施、ごみ巡回相談の実施、「生ごみ3きり運動」の推進

(2) 食品ロスの削減

食品系量販店におけるフードドライブの実施、計画的な買い物の推進等

(3) 再使用の推進

総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）の利用推進、「いきいきごみ展」の開催

(4) 分別の徹底

ごみ処理施設見学会の実施、指定ごみ袋の排出状況を調査・分析し、指定ごみ袋の使用が徹底されていない地域に対し周知啓発を継続

(5) リサイクルの推進

一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付、店頭回収の利用推進、資源物持ち去り禁止の啓発活動により、持ち去り行為を行えない環境づくりの推進

(6) 効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進

破砕選別施設更新時に合わせて、高齢化社会や社会情勢に応じた分別区分や収集形態の見直しの検討

(7) 美しいまちづくりの推進

「わがまちクリーン大作戦」の実施、ポイ捨て防止を呼び掛ける「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施、「不法投棄防止協議会」を設置し巡回パトロールの実施、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催、ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の活用

6. 事業系ごみの減量化、再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

特定事業者等からの廃棄物減量化等計画書の提出、事業系一般廃棄物研修会、ごみ減量化・再資源化推進宣言の店制度の推進、多量排出事業所等への排出抑制の指導の拡充

(2) 食品ロスの削減

「西宮市食品ロス削減パートナー制度」の拡充

(3) リサイクルの推進

庁内廃棄文書の資源化、事業系古紙類の分別と再資源化の推進啓発

(4) 事業系ごみの適正処理の啓発

一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理の徹底、事業系指定ごみ袋（西宮市指定ごみ袋に関する要綱で承認を受けた袋）使用の徹底、搬入物の展開検査や不適正排出事業者に対する個別指導の実施、計画的な立入検査の実施

7. 処理計画

(1) ごみ

ア 収集・運搬

一般廃棄物「ごみ」の収集・運搬は、市及び委託業者並びに古紙回収業者が行う。

(ア) 収集区分

区 分		直 営		委 託		協 力 会		許 可 業 者		
収 集 対 象		市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計、粗大ごみ (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く)		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く) b. 死獣・汚物		市民の日常生活から排出される資源A・Bの一部		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源ごみA・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 b. 事業所等から事業活動に伴って生じるごみ c. 一般家庭からの一時に多量に排出されるごみ		
収 集 区 域		国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等を除く 粗大ごみについては市内全域		上記a. は国道2号以北、国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等 上記b. は市内全域		市 内 全 域		市 内 全 域		
収 集 回 数	もやすごみ	定日収集(週2回)		定日収集(週2回)		_____		a	b	c
	資 源 A	段ボール	定日収集(月1回)	段ボール	定日収集(月1回)	新聞、紙パック、古着	定日収集(月1回)	定期収集	_____	_____
	資 源 B	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	定期収集	_____	_____
	ペットボトル	定日収集(月2回)		定日収集(月2回)		_____		定期収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	_____	
	もやさないごみ	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	随時収集	
	粗大ごみ	随 時 収 集		_____		_____		_____	随時収集	
	使用済小型家電	拠点回収(週1回) イベント回収(随時回収)		_____		_____		_____		
	死獣・汚物	_____		随 時 収 集		_____		_____		
収 集 形 態	もやすごみ	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)		
	資源A・B	ステーション		ステーション		ステーション		戸別収集	_____	
	ペットボトル	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)	_____	
	もやさないごみ	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集		
	粗大ごみ	戸 別 収 集		_____		_____		戸別収集		
	使用済小型家電	拠点回収、宅配回収 ピックアップ回収		_____		_____		_____		
	死獣・汚物	_____		戸 別 収 集		_____		_____		

※ 水銀を含む乾電池・体温計の収集形態は、透明な袋に入れ、コンテナの横に出す。

(イ) 生活系一般廃棄物の排出場所

- a、もやすごみ、もやさないごみ、資源A、資源B、その他プラ、ペットボトルについては、所定の場所にそれぞれの収集日の当日、午前8時までに排出。
ただし、粗大ごみは、午前8時30分までに排出。
- b、aの所定の場所は、その現地において、ステーションプレートの設置により、その場所が所定の場所であることを表示するものとする。ただし、利用者が所定の場所を把握しており、プレートの設置が必要ないとの申出があった場合は、この限りでない。
- c、aの所定の場所の位置は、地図上に明示し、環境事業部庁舎又は美化第2課事務所において、一般の閲覧に供するものとする。
- d、粗大ごみについては、ごみ電話受付センターへの事前申込みにより、同センターと確認した場所とする。

(ウ) 収集世帯数及び人口

区 分	直 営	委 託	計
世 帯 数	62,000	118,000	180,000世帯
人 口	124,000	349,000	473,000人

(エ) 委託業者

区分	業 者 名	住 所	電 話 番 号
ごみ・資源	(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
	(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
	中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
	(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341
死獣汚物	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222

(オ) 協力会 (西宮古紙リサイクル協力会)
(市内の古紙回収業者で構成する団体)

加 盟 業 者 一 覧	
あ お ぞ ら 商 会	回収センターかいこ組合
か い こ 組 合	共 栄 紙 業 (株)
ダイハチコーポレーション(株)	誠 商 会
マ ツ ダ (株)	南 商 会

(カ) 一般廃棄物収集運搬許可業者 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
(株) 大 協	鳴尾浜2丁目1番16	47-3212
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341

(キ) 収集量及び直接搬入量

区 分		数 量 (t)	
計 画 収 集	直 営	もやすごみ	16,600
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	800
		ペットボトル	310
		その他プラスチック製容器包装	1,220
		使用済小型家電 BOX	60
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	1,590
		粗大ごみ	1,740
		小 計	22,320
	委 託	もやすごみ	50,000
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	3,080
		ペットボトル	840
		その他プラスチック製容器包装	3,220
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	4,860
		死獣・汚物	13
		小 計	62,013
	協 力 会	資源A・B (新聞、雑誌、古本、チラシ等)	1,920
		小 計	1,920
	許 可	もやすごみ	42,000
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	600
		粗大ごみ	700
		小 計	43,300
	計		129,553
直 接 搬 入	一 般 外 来	もやすごみ	8,385
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	50
		粗大ごみ	3,560
		死獣・汚物	2
	小 計	11,997	
計		11,997	
合 計		141,550	

イ 直接持込

定期収集以外の一時多量ごみについては、受付センターにて前日までに廃棄物の事前確認を行い、施設の維持に支障をきたさない範囲で、搬出者の直接持込の一般廃棄物を受け入れるものとする。処分手数料については、条例に定める金額を徴収する。

ウ 処 分

西宮市内で排出される生活系及び事業系の一般廃棄物は、区分ごとに下表の市のごみ処理施設で受け入れ、中間処理をした後、埋立等の最終処分を行う（受容物の適否・受容方法は別に定める。）。

また、新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌、使用済小型家電等は、再生会社においてリサイクルを行う。

(ア) 受容区分

区 分	直 営	委 託	許 可 業 者	直 接 搬 入
もやすごみ	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター（一部）
ペットボトル	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター （生活系のみ）	
その他プラスチック製容器包装	・民間事業者	・民間事業者	・民間事業者 （生活系のみ）	
もやさないごみ	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
粗大ごみ	・西部総合処理センター		・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
使用済小型家電	・民間事業者			
死獣・汚物		・西部総合処理センター ・東部総合処理センター		・美化企画課 ・西部総合処理センター

※ もやさないごみの中には、水銀を含む乾電池・体温計を含む。

(イ) 処 理 量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
も や す ご み	焼却	116,985
ペ ッ ト ボ ト ル	圧縮梱包	1,150
その他プラスチック製容器包装	外部委託処理（圧縮梱包）	4,440
もやさないごみ、乾電池・体温計	破碎選別・焼却・委託	7,100
粗 大 ご み	破碎選別・焼却	6,000
死 獣 ・ 汚 物	焼却	15
計		135,690

(ウ) 直接資源化量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
資 源 A ・ B 等	再 資 源 化	5,800

※市の処理施設に搬入されずに、再資源化業者においてリサイクルされる新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌等の量である。

(エ) 使用済小型家電回収量

区 分	処 理 内 容	回収方法	数量 (t)
使用済小型家電	再 資 源 化	ボックス・宅配	60

※各支所などの公共施設及び食品系スーパー等に設置しているボックスからの回収量である。

(カ) 中間処理の方法

搬入された廃棄物は、種類ごとに処理する。

a もやすごみ

直営・委託・許可収集と直接搬入の一部を東部総合処理センターで焼却処理し、直営・委託・許可収集の残りとして直接搬入の残りを西部総合処理センターで焼却処理する。

b ペットボトル

東部総合処理センターに集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会に処理を委託する。

c その他プラスチック製容器包装

民間事業者の処理施設にて集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会に処理を委託する。

d もやさないごみ、粗大ごみ

西部総合処理センターで破碎選別処理し、選別回収された資源は、売却又は有効利用する。

e 使用済小型家電

小型家電リサイクル法認定事業者に処理を委託する。

f 食品残渣

食品残渣の多量排出事業者等は、食品リサイクル法による再生事業者にて有効利用する。

g 乾電池等・体温計

水銀を含む乾電池・体温計は、全量を(公社)全国都市清掃会議が指定する広域回収・処理センターに処分を委託する。

小型充電式電池は、(一社)JBRCに処分を委託する。

h 死獣・汚物

東部総合処理センター、西部総合処理センターで焼却処理する。

(キ) 中間処理施設

a 西部総合処理センター

所在地	西宮市西宮浜3丁目8番
焼却施設	525 t/24h
焼却炉	三菱マルチン形全連続燃焼式ストーカ炉 175 t/24h×3基
発電装置	復水式蒸気タービン発電機 6,000 kW 1基
破碎選別施設	110 t/5h
破碎機	日立造船、横型回転式衝撃せん断併用型 79 t/5h×1基
切断機	油圧せん断式(縦刃付) 5 t/5h
せん断装置	アリゲーター型シャー 1 t/5h
選別装置	(a) 手選別装置 (b) 磁性物選別装置 (c) 不燃物・可燃物選別装置

b 東部総合処理センター

所在地 西宮市鳴尾浜2丁目1番4
 焼却施設 280 t/24h
 焼却炉 JFE全連続燃焼式ストーカ炉140 t/24h×2基
 発電装置 抽気復水式蒸気タービン発電機 7,200 kW 1基
 付属設備 マルテックバーナ2段燃焼式動物焼却炉 140 kg/3h×1基
 ペットボトル圧縮施設 2.15 t/5h

(キ) 中間処理

施設	区分	重量 (t)	備考	
西部総合処理センター	処理	焼却	59,000	搬入ベース重量 50,000 t 破砕選別後の可燃物 9,000 t含む
		破砕選別	13,151	
		計	72,151	搬入ベース重量 63,100 t
	資源回収	鉄	1,900	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	600	手選別装置により回収
		ガラス	750	手選別装置により回収
		使用済小型家電	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	60	ダンボール・再生品
		発電量 (MWh)	16,777	余熱利用
	残渣	焼却灰	12,600	(セメント化 1,500 t込)
		不燃物	1,100	
		乾電池・体温計	1	広域処理
	東部総合処理センター	処理	焼却	67,000
残渣		焼却灰	8,000	
資源回収		発電量 (MWh)	32,252	余熱利用
		ペットボトル	950	
民間処理施設	資源回収	その他プラスチック製容器包装	3,880	

(ク) 最終処分

中間処理施設から発生する残渣と回収資源等は、次のように最終処分する。

区 分	処分方法	重 量 (t)	処 分 先
焼 却 灰	埋立処分	19,100	大阪湾広域臨海環境整備センター
不 燃 残 渣	埋立処分	1,100	大阪湾広域臨海環境整備センター
焼 却 灰 等	委託処分	1,500	ひょうご環境創造協会他
ペ ッ ト ボ ト ル	再商品化	950	日本容器包装リサイクル協会
その他プラスチック製容器包装	再商品化	3,880	日本容器包装リサイクル協会
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再資源化	3,250	再資源化業者他
使用済小型家電 (ピックアップ)	再資源化	150	小型家電リサイクル法認定事業者
乾 電 池 等 ・ 体 温 計	委託処分	1	広域回収・処理センター、JBRC

(ケ) 余熱利用

蒸 気 量 (t)				電 力 量 (MWh)	
西部総合処理センター	蒸気発生量 210,200	蒸気タービン	122,200	発電量	16,800
				売電力量	5,800
				発電の場内使用量	11,000
				買電力量	1,200
				需用電力量	12,200
		場内使用量	81,000	給湯・空調等に使用	
		場外使用量	1,100	事業部庁舎にて使用	
復水	5,900				
東部総合処理センター	蒸気発生量 239,400	蒸気タービン	206,500	発電量	32,250
				売電力量	24,010
				発電の場内使用量	8,240
				買電力量	250
				需用電力量	8,490
		場内使用量	32,200	給湯等に使用	
		場外使用量	0		
復水	700				

(コ) 最終処分先及び売却先

a 焼却灰・残渣

大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

b 焼却灰の一部を、(公財)ひょうご環境創造協会と民間事業者にセメント原料として処分を委託する。

c ペットボトル

(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する。

d その他プラスチック製容器包装

(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する。

- e 回収資源
見積合せなどの方法で売却先を定める。
- f 水銀を含む乾電池・体温計
広域回収・処理センター又は、(一社)J B R Cに処分を委託する。
- g 余剰電力
発電量から場内使用を除いた余剰電力は、電力会社に売却する。
また、売却先と同じ電力会社から一部の市公共施設に電気を供給する。(地産地消)
- h 家電リサイクル法対象機器 (特定家庭用機器再商品化法)
指定引取り場所へ搬送する。
- i パソコン (資源有効利用促進法)
指定引取り場所へ搬送する。
- j 使用済小型家電
小型家電リサイクル法認定事業者にて再資源化する。

(サ) 市域外のごみ処理

a 事前協議

西宮市外において発生した一般廃棄物を西宮市内に所在する一般廃棄物施設へ搬入する場合は、市の一般廃棄物処理計画と調和を保つため、事前協議を実施する。ただし、自治体等の委託を受けたものに限る。

b 民間施設

施設の種類	会社名	一般廃棄物の種類	処理能力
選別・圧縮梱包施設	大栄環境株式会社	プラスチック容器包装	27.2 t/日 (8 時間)
選別・圧縮梱包施設	マツダ株式会社	プラスチック容器包装	27.44 t/日 (8 時間)
破碎施設	株式会社山一商会	ガラス瓶	223 t/日 (10 時間)

c 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出事業者	収集・運搬主体	処理主体	処理を行う地域	処理方法	対象量 (t)
余 剩 食 品 ・ 調 理 残 渣	イオンリテールストア株式会社	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市	飼料化	3
	株式会社ダイエー	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市		30
	株式会社ライフコーポレーション	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		25
	株式会社阪急阪神百貨店	中澤総業株式会社	株式会社関西再資源ネットワーク	大阪府 堺市		160
	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ コープ土づくりセンター		兵庫県 三木市		60
	株式会社アレフ	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		7

(2) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬

一般廃棄物「し尿」の収集運搬は、一般分（家庭・事業所等）、臨時分（工事現場）、移動便所分ともに委託業者が行い、「浄化槽汚泥」の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）が行う。

(ア) 収集戸数等及び人口

し 尿			浄 化 槽 汚 泥	
一 般		臨 時	基 数	人 口 (人)
戸 数	人 口 (人)	便 槽 数		
244	520	2,225	502	992

(イ) 収集量

単位：kℓ

区 分	し 尿		浄化槽汚泥	計
	一 般	臨 時		
委 託	500	500	—	1,000
許 可 業 者	—	—	1,150	1,150
計	500	500	1,150	2,150

※ 一般分には、公園便所のし尿収集分を含まない。

(ウ) 収集区分

区 分	し 尿			浄化槽汚泥
	一 般	臨 時	移 動 便 所	許 可
	委 託	委 託	委 託	
収集区域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域
収集回数	定日(概ね月2回)	随 時	随 時	随 時
収集方法	各戸収集	個別収集	個別収集	各戸収集

(エ) 委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者

a 委託業者

業 者 名	住 所	電 話 番 号
西宮環境事業協同組合	与古道町6番2号	36-1752

b 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿及び浄化槽汚泥に限る)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
㈱ 増田設備工業所	甲子園口6丁目7番15号	64-3540
日 本 環 境 ㈱	霞町5番16号	33-5871
ジ ャ パ ン サ ー ビ ス ㈱	中殿町5番7号	22-8394
㈱ ホ カ リ	室川町8番27号	71-5011
阪 神 器 化 学 ㈱	今津水波町10番18号	26-3374

イ 処分

市が処分する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、西宮市内で排出されるもの及び「芦屋市・西宮市間の一般廃棄物の処分事務の事務委託に関する規約」により、芦屋市内で排出されるものを受託するものとする。

(ア) 処分量

単位: kℓ

区 分	し 尿	浄化槽汚泥	計
収 集 搬 入 分	1,000	1,150	2,150
受 託 分	25	30	55
計	1,025	1,180	2,205

(イ) 処分方法

収集搬入された一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、浄化センターで標準活性汚泥法による高級処理方式で終末処理を施した後、大阪湾へ放流する。

a 処理施設

施設名	甲子園浜浄化センター
所在地	西宮市甲子園浜1丁目8番
処理方式	標準活性汚泥法、ステップ流入式多段硝化脱窒法
下水処理能力	171,400 m ³ /日
汚泥等の処分方法	兵庫東流域下水汚泥広域処理場へ圧送し、濃縮、脱水、焼却
放流先	大阪湾

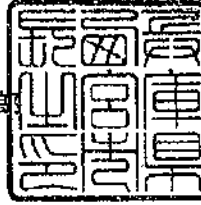
b 最終処分先

大阪湾広域臨海環境整備センターに処分を委託する。

令和5年4月1日付西宮市告示甲第1号西宮市一般廃棄物処理実施計画について下記の通り内容を変更したので、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号）第8条第3項の規定により告示する。

令和5年(2023年)11月14日

西宮市長 石井 登志郎



記

<変更①>

変更箇所：7. 処理計画 (1) ごみ ウ 処分 (キ) 中間処理

変更内容：新規区分追加（下線引き部）

(変更前)

施設	区分	重量(t)	備考	
西部総合処理センター	処理	焼却	搬入ベース重量 50,000 t 破碎選別後の可燃物 9,000 t 含む	
		破碎選別	13,151	
		計	72,151 搬入ベース重量 63,100 t	
	資源回収	鉄	1,900	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	600	手選別装置により回収
		ガラス	750	手選別装置により回収
		使用済小型家電	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	60	ダンボール・再生品
		発電量(MWh)	16,777	余熱利用
	残渣	焼却灰	12,600	(セメント化 1,500 t 込)
		不燃物	1,100	
		乾電池・体温計	1	広域処理
東部総合処理センター	処理	焼却	67,000	
	残渣	焼却灰	8,000	
	資源回収	発電量(MWh)	32,252	余熱利用
		ペットボトル	950	
民間処理施設	資源回収	その他プラスチック製容器包装	3,880	

(変更後)

施設	区分	重量 (t)	備考	
西部総合処理センター	処理	焼却	搬入ベース重量 50,000 t 破砕選別後の可燃物 9,000 t 含む	
		破砕選別		
		計	搬入ベース重量 63,100 t	
	資源回収	鉄	1,900	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	600	手選別装置により回収
		ガラス	750	手選別装置により回収
		使用済小型家電	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		粗大ごみリユース品	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		マットレス	77	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	60	ダンボール・再生品
		発電量 (MWh)	16,777	余熱利用
	残渣	焼却灰	12,600	(セメント化 1,500 t 込)
		不燃物	1,100	
		乾電池・体温計	1	広域処理
東部総合処理センター	処理	焼却	67,000	
	残渣	焼却灰	8,000	
	資源回収	発電量 (MWh)	32,252	余熱利用
		ペットボトル	950	
民間処理施設	資源回収	その他プラスチック製容器包装	3,880	

<変更②>

変更箇所：7. 処理計画 (1) ごみ ウ 処分 (2) 最終処分先及び売却先

変更内容：新規内容追加 (下線引き部)

(変更前)

a 焼却灰・残渣

大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

(中略)

c ペットボトル

(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する。

(中略)

- j 使用済小型家電
小型家電リサイクル法認定事業者にて再資源化する。

(変更後)

- a 焼却灰・残渣
大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。
(中略)
- c ペットボトル
(公財)日本容器包装リサイクル協会と民間事業者に再商品化を委託する。
(中略)
- j 使用済小型家電
小型家電リサイクル法認定事業者にて再資源化する。
- k 粗大ごみリユース品
粗大ごみリサイクル事業者にて再資源化する。
- l マットレス
マットレスリサイクル事業者にて再資源化する。

以上

令和 5 年度における一般廃棄物の処理に関する計画を下記のとおり定めたので、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年西宮市条例第 27 号）第 8 条第 3 項の規定により告示する。

令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日

西宮市長 石井 登志郎

西宮市一般廃棄物処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物の処理は、原則として次の事項を推進する。

- (1) ごみを発生させない社会の確立
- (2) 分別の徹底とリサイクルの推進
- (3) 適正で効率的なごみ処理体制の構築
- (4) し尿の衛生的な処理
- (5) 浄化槽維持管理の徹底
- (6) 水質の保全

2. 計画地域

西宮市全域

3. 計画期間

自 令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日

至 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日

4. 一般廃棄物処理基本計画に定める指標

		平成 28 年度 (2016) 基準年度	令和 5 年度 (2023) 中間目標年度	令和 10 年度 (2028) 目標年度
人 口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源 A・B、小型 家電 BOX 回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源 A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電 BOX 回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
リサイクル率	%	14.5	18.9	22.0
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
最終処分量	%	13.1	12.4	11.9

5. 生活系ごみの減量化・再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

西宮市環境衛生協議会の推薦により、委嘱されたごみ減量等推進員によるごみの減量化・再資源化の推進、ごみ減量等推進員の役割の理解を深めるための研修会の実施、小学校出前授業の実施、ごみ巡回相談の実施、「生ごみ3きり運動」の推進

(2) 食品ロスの削減

食品系量販店におけるフードドライブの実施、計画的な買い物の推進等

(3) 再使用の推進

総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）の利用推進、「いきいきごみ展」の開催

(4) 分別の徹底

ごみ処理施設見学会の実施、指定ごみ袋の排出状況を調査・分析し、指定ごみ袋の使用が徹底されていない地域に対し周知啓発を継続

(5) リサイクルの推進

一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付、店頭回収の利用推進、資源物持ち去り禁止の啓発活動により、持ち去り行為を行えない環境づくりの推進

(6) 効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進

破碎選別施設更新時に合わせて、高齢化社会や社会情勢に応じた分別区分や収集形態の見直しの検討

(7) 美しいまちづくりの推進

「わがまちクリーン大作戦」の実施、ポイ捨て防止を呼び掛ける「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施、「不法投棄防止協議会」を設置し巡回パトロールの実施、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催、ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の活用

6. 事業系ごみの減量化、再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

特定事業者等からの廃棄物減量化等計画書の提出、事業系一般廃棄物研修会、ごみ減量化・再資源化推進宣言の店制度の推進、多量排出事業所等への排出抑制の指導の拡充

(2) 食品ロスの削減

「西宮市食品ロス削減パートナー制度」の拡充

(3) リサイクルの推進

庁内廃棄文書の資源化、事業系古紙類の分別と再資源化の推進啓発

(4) 事業系ごみの適正処理の啓発

一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理の徹底、事業系指定ごみ袋（西宮市指定ごみ袋に関する要綱で承認を受けた袋）使用の徹底、搬入物の展開検査や不適正排出事業者に対する個別指導の実施、計画的な立入検査の実施

7. 処理計画

(1) ごみ

ア 収集・運搬

一般廃棄物「ごみ」の収集・運搬は、市及び委託業者並びに古紙回収業者が行う。

(ア) 収集区分

区 分		直 営		委 託		協 力 会		許 可 業 者		
収 集 対 象		市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計、粗大ごみ (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く)		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く) b. 死獣・汚物		市民の日常生活から排出される資源A・Bの一部		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源ごみA・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 b. 事業所等から事業活動に伴って生じるごみ c. 一般家庭からの一時に多量に排出されるごみ		
収 集 区 域		国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等を除く 粗大ごみについては市内全域		上記a. は国道2号以北、国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等 上記b. は市内全域		市 内 全 域		市 内 全 域		
収 集 回 数	もやすごみ	定日収集(週2回)		定日収集(週2回)		_____		a 定期収集	b 随時収集	c 随時収集
	資 源 A	段ボール	定日収集(月1回)	段ボール	定日収集(月1回)	新聞、紙パック、古着	定日収集(月1回)	定期収集	_____	
	資 源 B	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	定期収集	_____	
	ペットボトル	定日収集(月2回)		定日収集(月2回)		_____		定期収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	_____	
	もやさないごみ	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	随時収集	
	粗大ごみ	随 時 収 集		_____		_____		_____	随時収集	
	使用済小型家電	拠点回収(週1回) イベント回収(随時回収)		_____		_____		_____		
死獣・汚物	_____		随 時 収 集		_____		_____			
収 集 形 態	もやすごみ	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)		
	資源A・B	ステーション		ステーション		ステーション		戸別収集	_____	
	ペットボトル	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)	_____	
	もやさないごみ	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集		
	粗大ごみ	戸 別 収 集		_____		_____		戸別収集		
	使用済小型家電	拠点回収、宅配回収 ピックアップ回収		_____		_____		_____		
死獣・汚物	_____		戸 別 収 集		_____		_____			

※ 水銀を含む乾電池・体温計の収集形態は、透明な袋に入れ、コンテナの横に出す。

(イ) 生活系一般廃棄物の排出場所

- a、もやすごみ、もやさないごみ、資源A、資源B、その他プラ、ペットボトルについては、所定の場所にそれぞれの収集日の当日、午前8時までには排出。ただし、粗大ごみは、午前8時30分までに排出。
- b、aの所定の場所は、その現地において、ステーションプレートの設置により、その場所が所定の場所であることを表示するものとする。ただし、利用者が所定の場所を把握しており、プレートの設置が必要ないとの申出があった場合は、この限りでない。
- c、aの所定の場所の位置は、地図上に明示し、環境事業部庁舎又は美化第2課事務所において、一般の閲覧に供するものとする。
- d、粗大ごみについては、ごみ電話受付センターへの事前申込みにより、同センターと確認した場所とする。

(ウ) 収集世帯数及び人口

区 分	直 営	委 託	計
世 帯 数	62,000	118,000	180,000 世帯
人 口	124,000	349,000	473,000 人

(エ) 委託業者

区分	業 者 名	住 所	電 話 番 号
ごみ・資源	(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
	(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
	中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
	(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341
死獣汚物	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222

(オ) 協力会 (西宮古紙リサイクル協力会)
(市内の古紙回収業者で構成する団体)

加 盟 業 者 一 覧	
あ お ぞ ら 商 会	回収センターかいこ組合
か い こ 組 合	共 栄 紙 業 (株)
ダイハチコーポレーション(株)	誠 商 会
マ ツ ダ (株)	南 商 会

(カ) 一般廃棄物収集運搬許可業者 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
(株) 大 協	鳴尾浜2丁目1番16	47-3212
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341

(キ) 収集量及び直接搬入量

区 分		数 量 (t)	
計 画 収 集	直 営	もやすごみ	16,600
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	800
		ペットボトル	310
		その他プラスチック製容器包装	1,220
		使用済小型家電 BOX	60
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	1,590
		粗大ごみ	1,740
		小 計	22,320
	委 託	もやすごみ	50,000
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	3,080
		ペットボトル	840
		その他プラスチック製容器包装	3,220
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	4,860
		死獣・汚物	13
		小 計	62,013
	協 力 会	資源A・B (新聞、雑誌、古本、チラシ等)	1,920
		小 計	1,920
	許 可	もやすごみ	42,000
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	600
		粗大ごみ	700
		小 計	43,300
計		129,553	
直 接 搬 入	一 般 外 来	もやすごみ	8,385
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	50
		粗大ごみ	3,560
		死獣・汚物	2
	小 計	11,997	
計		11,997	
合 計		141,550	

イ 直接持込

定期収集以外の一時多量ごみについては、受付センターにて前日までに廃棄物の事前確認を行い、施設の維持に支障をきたさない範囲で、搬出者の直接持込の一般廃棄物を受け入れるものとする。処分手数料については、条例に定める金額を徴収する。

ウ 処 分

西宮市内で排出される生活系及び事業系の一般廃棄物は、区分ごとに下表の市のごみ処理施設で受け入れ、中間処理をした後、埋立等の最終処分を行う（受容物の適否・受容方法は別に定める。）。

また、新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌、使用済小型家電等は、再生会社においてリサイクルを行う。

(ア) 受容区分

区 分	直 営	委 託	許 可 業 者	直 接 搬 入
もやすごみ	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター（一部）
ペットボトル	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター （生活系のみ）	
その他プラスチック製容器包装	・民間事業者	・民間事業者	・民間事業者 （生活系のみ）	
もやさないごみ	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
粗大ごみ	・西部総合処理センター		・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
使用済小型家電	・民間事業者			
死獣・汚物		・西部総合処理センター ・東部総合処理センター		・美化企画課 ・西部総合処理センター

※ もやさないごみの中には、水銀を含む乾電池・体温計を含む。

(イ) 処 理 量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
も や す ご み	焼却	116,985
ペ ッ ト ボ ト ル	圧縮梱包	1,150
その他プラスチック製容器包装	外部委託処理（圧縮梱包）	4,440
もやさないごみ、乾電池・体温計	破碎選別・焼却・委託	7,100
粗 大 ご み	破碎選別・焼却	6,000
死 獣 ・ 汚 物	焼却	15
計		135,690

(ウ) 直接資源化量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
資 源 A ・ B 等	再 資 源 化	5,800

※市の処理施設に搬入されずに、再資源化業者においてリサイクルされる新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌等の量である。

(エ) 使用済小型家電回収量

区 分	処 理 内 容	回収方法	数量 (t)
使 用 済 小 型 家 電	再 資 源 化	ボックス・宅配	60

※各支所などの公共施設及び食品系スーパー等に設置しているボックスからの回収量である。

(オ) 中間処理の方法

搬入された廃棄物は、種類ごとに処理する。

a もやすごみ

直営・委託・許可収集と直接搬入の一部を東部総合処理センターで焼却処理し、直営・委託・許可収集の残りとして直接搬入の残りを西部総合処理センターで焼却処理する。

b ペットボトル

東部総合処理センターに集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会に処理を委託する。

c その他プラスチック製容器包装

民間事業者の処理施設にて集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会に処理を委託する。

d もやさないごみ、粗大ごみ

西部総合処理センターで破碎選別処理し、選別回収された資源は、売却又は有効利用する。

e 使用済小型家電

小型家電リサイクル法認定事業者に処理を委託する。

f 食品残渣

食品残渣の多量排出事業者等は、食品リサイクル法による再生事業者にて有効利用する。

g 乾電池等・体温計

水銀を含む乾電池・体温計は、全量を(公社)全国都市清掃会議が指定する広域回収・処理センターに処分を委託する。

小型充電式電池は、(一社)JBRCに処分を委託する。

h 死獣・汚物

東部総合処理センター、西部総合処理センターで焼却処理する。

(カ) 中間処理施設

a 西部総合処理センター

所在地	西宮市西宮浜3丁目8番
焼却施設	525 t /24h
焼却炉	三菱マルチン形全連続燃焼式ストーカ炉 175 t /24h×3基
発電装置	復水式蒸気タービン発電機 6,000 kW 1基
破碎選別施設	110 t /5h
破碎機	日立造船、横型回転式衝撃せん断併用型 79 t /5h×1基
切断機	油圧せん断式(縦刃付) 5 t /5h
せん断装置	アリゲーター型シャー 1 t /5h
選別装置	(a) 手選別装置
	(b) 磁性物選別装置
	(c) 不燃物・可燃物選別装置

b 東部総合処理センター

所在地	西宮市鳴尾浜2丁目1番4
焼却施設	280 t/24h
焼却炉	JFE全連続燃焼式ストーカ炉140 t/24h×2基
発電装置	抽気復水式蒸気タービン発電機 7,200 kW 1基
付属設備	マルテックバーナ2段燃焼式動物焼却炉 140 kg/3h×1基
ペットボトル圧縮施設	2.15 t/5h

(キ) 中間処理

施設	区分	重量 (t)	備考	
西部総合処理センター	処理	焼却	59,000	搬入ベース重量 50,000 t 破砕選別後の可燃物 9,000 t 含む
		破砕選別	13,151	
		計	72,151	搬入ベース重量 63,100 t
	資源回収	鉄	1,900	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	600	手選別装置により回収
		ガラス	750	手選別装置により回収
		使用済小型家電	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		粗大ごみリユース品	150	粗大ごみよりピックアップ回収
		マットレス	77	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	60	ダンボール・再生品
		発電量 (MWh)	16,777	余熱利用
	残渣	焼却灰	12,600	(セメント化 1,500 t 込)
		不燃物	1,100	
		乾電池・体温計	1	広域処理
東部総合処理センター	処理	焼却	67,000	
	残渣	焼却灰	8,000	
	資源回収	発電量 (MWh)	32,252	余熱利用
		ペットボトル	950	
民間処理施設	資源回収	その他プラスチック製容器包装	3,880	

(ク) 最終処分

中間処理施設から発生する残渣と回収資源等は、次のように最終処分する。

区 分	処分方法	重 量 (t)	処 分 先
焼 却 灰	埋立処分	19,100	大阪湾広域臨海環境整備センター
不 燃 残 渣	埋立処分	1,100	大阪湾広域臨海環境整備センター
焼 却 灰 等	委託処分	1,500	ひょうご環境創造協会他
ペ ッ ト ボ ト ル	再商品化	950	日本容器包装リサイクル協会
その他プラスチック製容器包装	再商品化	3,880	日本容器包装リサイクル協会
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再資源化	3,250	再資源化業者他
使用済小型家電(ピックアップ)	再資源化	150	小型家電リサイクル法認定事業者
乾 電 池 等 ・ 体 温 計	委託処分	1	広域回収・処理センター、JBRC

(ケ) 余熱利用

蒸 気 量 (t)				電 力 量 (MWh)	
西部総合処理センター	蒸気発生量 210,200	蒸気タービン	122,200	発電量	16,800
				売電力量	5,800
				発電の場内使用量	11,000
				買電力量	1,200
				需用電力量	12,200
		場内使用量	81,000	給湯・空調等に使用	
		場外使用量	1,100	事業部庁舎にて使用	
復水	5,900				
東部総合処理センター	蒸気発生量 239,400	蒸気タービン	206,500	発電量	32,250
				売電力量	24,010
				発電の場内使用量	8,240
				買電力量	250
				需用電力量	8,490
		場内使用量	32,200	給湯等に使用	
		場外使用量	0		
復水	700				

(コ) 最終処分先及び売却先

- a 焼却灰・残渣
大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。
- b 焼却灰の一部を、(公財)ひょうご環境創造協会と民間事業者にセメント原料として処分を委託する。
- c ペットボトル
(公財)日本容器包装リサイクル協会と民間事業者に再商品化を委託する。
- d その他プラスチック製容器包装
(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する。

- e 回収資源
見積合せなどの方法で売却先を定める。
- f 水銀を含む乾電池・体温計
広域回収・処理センター又は、(一社)JBRCに処分を委託する。
- g 余剰電力
発電量から場内使用を除いた余剰電力は、電力会社に売却する。
また、売却先と同じ電力会社から一部の市公共施設に電気を供給する。(地産地消)
- h 家電リサイクル法対象機器(特定家庭用機器再商品化法)
指定引取り場所へ搬送する。
- i パソコン(資源有効利用促進法)
指定引取り場所へ搬送する。
- j 使用済小型家電
小型家電リサイクル法認定事業者にて再資源化する。
- k 粗大ごみリユース品
粗大ごみリサイクル事業者にて再資源化する。
- l マットレス
マットレスリサイクル事業者にて再資源化する。

(サ) 市域外のごみ処理

a 事前協議

西宮市外において発生した一般廃棄物を西宮市内に所在する一般廃棄物施設へ搬入する場合は、市の一般廃棄物処理計画と調和を保つため、事前協議を実施する。ただし、自治体等の委託を受けたものに限る。

b 民間施設

施設の種類	会社名	一般廃棄物の種類	処理能力
選別・圧縮梱包施設	大栄環境株式会社	プラスチック容器包装	27.2 t / 日 (8 時間)
選別・圧縮梱包施設	マツダ株式会社	プラスチック容器包装	27.44 t / 日 (8 時間)
破砕施設	株式会社山一商会	ガラス瓶	223 t / 日 (10 時間)

c 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出事業者	収集・運搬主体	処理主体	処理を行う地域	処理方法	対象量 (t)
余 剩 食 品 ・ 調 理 残 渣	イオンリテールストア株式会社	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市	飼料化	3
	株式会社ダイエー	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市		30
	株式会社ライフコーポレーション	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		25
	株式会社阪急阪神百貨店	中澤総業株式会社	株式会社関西再資源ネットワーク	大阪府 堺市		160
	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ コープ土づくりセンター		兵庫県 三木市		60
	株式会社アレフ	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		7

(2) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬

一般廃棄物「し尿」の収集運搬は、一般分（家庭・事業所等）、臨時分（工事現場）、移動便所分ともに委託業者が行い、「浄化槽汚泥」の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）が行う。

(ア) 収集戸数等及び人口

し 尿			浄 化 槽 汚 泥	
一 般		臨 時	基 数	人 口 (人)
戸 数	人 口 (人)	便 槽 数		
244	520	2,225	502	992

(イ) 収集量

単位：kℓ

区 分	し 尿		浄化槽汚泥	計
	一 般	臨 時		
委 託	500	500	—	1,000
許 可 業 者	—	—	1,150	1,150
計	500	500	1,150	2,150

※ 一般分には、公園便所のし尿収集分を含まない。

(ウ) 収集区分

区 分	し 尿			浄化槽汚泥
	一 般	臨 時	移 動 便 所	
	委 託	委 託	委 託	許 可
収集区域	市 内 全 域	市 内 全 域	市 内 全 域	市 内 全 域
収集回数	定日(概ね月2回)	随 時	随 時	随 時
収集方法	各 戸 収 集	個 別 収 集	個 別 収 集	各 戸 収 集

(エ) 委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者

a 委託業者

業 者 名	住 所	電 話 番 号
西宮環境事業協同組合	与古道町6番2号	36-1752

b 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿及び浄化槽汚泥に限る)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株) 増田設備工業所	甲子園口6丁目7番15号	64-3540
日 本 環 境 (株)	霞町5番16号	33-5871
ジ ャ パ ン サ ー ビ ス (株)	中殿町5番7号	22-8394
(株) ホ カ リ	室川町8番27号	71-5011
阪 神 器 化 学 (株)	今津水波町10番18号	26-3374

イ 処分

市が処分する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、西宮市内で排出されるもの及び「芦屋市・西宮市間の一般廃棄物の処分事務の事務委託に関する規約」により、芦屋市内で排出されるものを受託するものとする。

(ア) 処分量

単位: kℓ

区 分	し 尿	浄化槽汚泥	計
収 集 搬 入 分	1,000	1,150	2,150
受 託 分	25	30	55
計	1,025	1,180	2,205

(イ) 処分方法

収集搬入された一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、浄化センターで標準活性汚泥法による高級処理方式で終末処理を施した後、大阪湾へ放流する。

a 処理施設

施設名	甲子園浜浄化センター
所在地	西宮市甲子園浜1丁目8番
処理方式	標準活性汚泥法、ステップ流入式多段硝化脱窒法
下水処理能力	171,400 m ³ /日
汚泥等の処分方法	兵庫東流域下水汚泥広域処理場へ圧送し、濃縮、脱水、焼却
放流先	大阪湾

b 最終処分先

大阪湾広域臨海環境整備センターに処分を委託する。

ごみを減らし、 資源を有効活用するまちへ



編集・発行

西宮市環境局

令和5年度発行